

平成23年 6 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成23年 6 月22日～24日

場 所 第2委員会室

平成23年 6 月22日（水曜日）

午前10時 7 分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 2 号 平成23年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 平成22年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例
- 議案第 8 号 宮崎県市町村間連携支援基金条例
- 議案第 9 号 宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例
- 議案第10号 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 宮崎県総合計画の変更について
- 議案第17号 宮崎県行財政改革大綱2007の変更について
- 議案第21号 当せん金付証券の発売の変更について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第12号））
- 報告事項
 - ・平成22年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙 3）
- 請願第 4 号 震災・噴火など、大規模自然災

害発生時において「宮崎－大阪」カーフェリー航路を活用し、県民の保護に万全を期す政策の実現と「地産地送」の実現に向けた実効ある措置を求める要請についての請願

- 請願第 5 号 地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願
- 県民政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・宮崎県県民意識調査結果の概要について
 - ・政策評価の実施について
 - ・九州広域行政機構（仮称）構想について
 - ・第 9 次宮崎県交通安全計画の作成について
 - ・みやざき県民復興協力隊の派遣について
 - ・宮崎県男女共同参画センターの指定管理者制度の第三期指定について
 - ・みやざき男女共同参画プランの改定について
 - ・宮崎県東京学生寮の指定管理者第三期指定について
 - ・行財政改革大綱2007に基づく行財政改革の取組について
 - ・「宮崎県地震減災計画」（平成19年 3 月）の概要と取組の進捗状況について

出席委員（8人）

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	右 松 隆 央
委 員	外 山 三 博
委 員	星 原 透
委 員	宮 原 義 久
委 員	西 村 賢
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	渡邊亮一
県民政策部次長 （政策担当）	緒方哲
県民政策部次長 （県民生活担当）	城野豊隆
部参事兼総合政策課長	茂雄二
秘書広報課長	甲斐正文
統計調査課長	大野保郎
総合交通課長	中田哲朗
中山間・地域政策課長	福田直
生活・協働・男女参画課長	大脇泰弘
文化文教・国際課長	日高正憲
人権同和对策課長	吉田正彦
情報政策課長	長倉芳照
広報企画監	松岡弘高
交通・地域安全対策監	柳田勇

事務局職員出席者

総務課主幹	馬場輝夫
議事課主査	花畑修一

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおり、本日は県民政策部、明日が総務部の審査を行うこととしておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時10分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

今回から、議案、報告事項、その他報告事項、その他に分けて説明を受けます。その都度質疑を行うこととなりました。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○渡邊県民政策部長 おはようございます。県民政策部でございます。本日は、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今回提案しております議案等につきまして、その概要を説明させていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料の表紙をあけていただきまして目次がございます。

今回お願いしております議案は、予算議案としまして、議案第1号、一般会計補正予算等をお願いするものでございます。それから、特別議案としまして議案第8号「宮崎縣市町間連携支援基金条例」外1件でございます。それから、報告承認事項が1件、報告事項が1件でございます。

それでは、順次御説明させていただきます。

委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思ひます。まず、補正予算案についてでございますけれども、今年度の当初予算につきましては、編成時期等の関係から骨格予算としたところでございますけれども、今回、6月議会に

お願いしております補正予算につきましては、知事の政策提案を具現化するための事業等を盛り込んだ、いわゆる肉付け予算として編成したものでございます。県民政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の一番下にありますように、合計で14億2,373万円の増額でございます。補正後の県民政策部の一般会計予算額は、118億1,340万3,000円となります。

また、その下の表でございますが、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、5,000万円の増額でございます。これは一般会計に資金を繰り出すものでございます。この結果、補正後の開発事業特別資金特別会計予算額は、2億1,521万4,000円となります。

次の2ページをごらんいただきたいと思っております。これは後ほど御説明しますが、今回、特別議案で提案しております、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン（アクションプラン）」に基づく事業体系でございます。

アクションプランの中で整理しております10の重点施策ごとに、県民政策部の重点推進事業を体系的に整理しているところでございます。

体系表の中で、県民政策部関連の事業部分は太字でお示ししております。事業名の前に㊦とあるのは新規事業、それから、㊧とありますのは、既存事業の一部を見直した改善事業でございます。また、下線が引いてあるものは6月補正予算として計上している事業でございます。それから、5ページから9ページは、その重点推進事業の概要を掲載しております。それから、10ページから16ページでございますけど、その他の主な新規重点事業の概要を掲載したところでございます。それからまた、17ページから22ページまででございますが、主な事業の概

要を個別に掲載しております。内容については、後ほど各課長から説明させます。

次に、特別議案でございますが、議案第8号「宮崎縣市町村間連携支援基金条例」でございます。お手元の平成23年6月定例県議会提出議案を見ていただきたいと思います。ここに赤いインデックス、議案第8号というのがあります。これをごらんいただきたいと思っております。これにつきましては、持続可能な地域づくりに向けて、市町村が連携して取り組む事業を支援するための基金を創設する条例を制定するものでございます。

それから、議案第16号「宮崎県総合計画の変更について」であります。同じく議案書の赤いインデックス、議案第16号でございます。ページでは55ページになります。ごらんいただきたいと思っております。これは2月議会で議決されました長期ビジョンや知事の政策提案を踏まえまして、今後4年間の実行計画となるアクションプランにつきまして、「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づきまして、宮崎県総合計画の変更を行うものでございます。

次に、もとに戻っていただきまして委員会資料の25ページをごらんいただきたいと思っております。報告承認事項、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。内容は、平成22年度宮崎県への口蹄疫復興対策寄附金が確定しましたことから、基金積立金について増額補正したものでございます。補正予算額は3,086万5,000円でございます。平成22年度の県民政策部の補正後の一般会計予算額は、1,147億4,777万6,000円となります。議案の詳細につきましては、担当課長より後ほど御説明しま

す。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、報告事項でございます。

これにつきましては、平成23年度6月定例県議会提出報告書をごらんいただきたいと思ひます。青いインデックスの別紙3、9ページをお開きいただきたいと思ひます。繰越明許費についてであります。表の一番上にありますとおり、(款)総務費(項)企画費の県庁LAN設備改良事業の8,636万円につきましては、国の補正予算の成立に伴ひまして1月補正予算に計上したことから、年度内の工期が不足することになりまして、繰り越しとなったものでございます。

次の欄の携帯電話等エリア整備事業につきましては、1億1,470万7,000円でございますけれども、事業主体である日之影町及び五ヶ瀬町におきまして、用地交渉等に不測の日数を要したことなどから、繰り越しとなったものでございます。

その他報告事項がありますが、これにつきましては後ほど担当課長から御説明させます。よろしくお願ひします。

私の説明は以上でございます。

○茂総合政策課長 総合政策課でございます。

まず、6月の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成23年度6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、3ページをお開きいただきたいと思ひます。総合政策課の補正予算につきましては、総額で1億4,186万1,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は10億9,360万8,000円となります。その内訳につきましては、一般会計が9,186万1,000円の増額補正、特別会計が5,000万円の増額補正でござい

ます。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして5ページをお願いいたします。(事項)県計画総合推進費でございますが、7,753万8,000円の増額補正をお願いしております。

このうち、1の㊦総合計画策定・戦略展開事業につきましては、計画の中に示しております長期戦略や重点施策などを効果的に展開していくための企画・調査等の経費としまして1,600万円の増額補正でございます。

2の㊦住民生活に光をそそぐソーシャルビジネス創出支援事業、3の㊦新エネルギーの拠点づくり事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

4の㊦ユニバーサルデザイン普及・啓発事業につきましては、ユニバーサルデザインに対する理解と浸透を図るために、アイデアコンクールの実施や講演会の開催等に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)地域科学技術振興費でございますが、1,070万5,000円の増額補正をお願いしております。

その内訳になります。1枚めくっていただきまして6ページをお願いいたします。一番上の説明欄、2の㊦産学官連携による新たな産業づくり事業につきましては、産学官連携による新たな産業づくりを推進するため、産学官ネットワークの構築及び新産業創出のための可能性調査に要する経費であります。

3の㊦東九州地域医療産業研究開発拠点づくり事業につきましては、こちらも後ほど委員会資料で御説明いたします。

一般会計については以上でございます。

次に、7ページをお願いいたします。開発事業特別資金特別会計であります。

(事項) 繰出金であります。5,000万円の増額補正をお願いしております。これは一般会計に資金を繰り出しまして、当課で所管しております㊦新エネルギーの拠点づくり事業に5,000万円を充当するものでございます。

特別会計については以上でございます。

続きまして、総務政策常任委員会資料で御説明いたしたいと思っております。17ページをお願いいたします。㊦住民生活に光をそそぐソーシャルビジネス創出支援事業についてであります。

まず、1の事業目的ですが、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかったDV対策、あるいは児童虐待防止等の分野におきまして、ソーシャルビジネス、これはさまざまな社会的課題をビジネスの形で解決に導く手法として、近年、注目をされているものでございますけれども、この手法を用いましてモデル的な取り組みを支援することにより、社会的課題に地域全体で取り組む環境づくりを進めていこうというものでございます。

次に、その下の2の事業概要ですが、まず、

(1)のモデル事業の支援にありますとおり、NPOや営利法人等がDV対策や児童虐待防止、困難を抱える子供、若者対策の分野で行う保護・相談・自立支援等の事業につきまして、そのスタートアップを支援し、自立性、継続性を確保した事業の展開につなげていくこととしております。

また、(2)のソーシャルビジネスの課題検討では、本県におけるビジネスの創出・展開の

可能性、あるいは課題につきまして検討していくこととしております。

最後に、3の事業費でございます。実施に要する経費として1,000万円お願いしております。全額、昨年度、国の地方活性化交付金により造成いたしました住民生活に光をそそぐ基金を財源とするものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

㊦新エネルギーの拠点づくり事業についてであります。

まず、1の事業目的ですが、豊富な地域資源である太陽光・太陽熱を利用した新しいチャレンジといたしまして、ビームダウン式集光装置を利用した新エネルギーに関する最先端の研究開発を宮崎で行うことによりまして、「環境・新エネルギー先進地づくり」を進めるとともに、集光システムの製造等に関する地元企業への技術移転等を進めるものであります。

次に、2の事業概要ですが、東京都三鷹市に所在いたします三鷹光器株式会社が開発いたしましたビームダウン式の集光装置を宮崎大学に設置することによりまして、新潟大学が進めます水素製造の研究開発と、宮崎大学が進めております集光型太陽光発電の研究開発を本県で進めていくものでございます。

3の事業費ですが、ビームダウン式集光装置の宮崎大学への設置に要する経費といたしまして5,000万円をお願いいたしております。

なお、全額、開発事業特別資金特別会計を財源とするものであります。

続きまして、19ページをお願いいたします。

㊦東九州地域医療産業研究開発拠点づくり事業についてであります。

まず、1の事業目的ですが、宮崎・大分両県

で平成22年10月に策定いたしました「東九州地域医療産業拠点構想」、いわゆる東九州メディカルバレー構想に基づきまして、延岡市を中心とする県北地域において、地域医療の向上や医療機器開発につながる研究拠点づくりを推進するものでありまして、東九州メディカルバレー構想につきましては、宮崎県から大分県にかけての東九州地域において、血液や血管に関する医療機器を製造する有力な企業が多数立地していることを踏まえまして、血液や血管に関する医療を中心に、機器産業の一層の集積と、この集積を活用した地域活性化を促進することを目的といたしまして、宮崎県と大分県で策定した構想でございます。

次に、2の事業概要でございます。寄附講座の設置と研究開発に向けた環境づくりを予定しております。

まず、(1)の寄附講座の設置につきましては、県と延岡市の共同寄附によりまして、宮崎大学医学部に医療学講座を設置しまして、血液・血管に関する研究を進めていくものでございます。この寄附講座の職員となる医師につきましては、下の図にありますとおり、県北拠点に常駐する方向で話を進めておりまして、企業や九州保健福祉大学などとの研究開発を行うだけでなく、病院の現場での臨床も行っていただくことで、地域医療への貢献につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、(2)の研究開発に向けた環境づくりについてであります。研究開発拠点づくりに際しましては、医師とエンジニアが一緒になって治療ニーズをくみ上げる環境が重要でありますので、その環境づくりに向けて、大学等の関係機関とともに、研究開発プロジェクトの立ち上

げ、あるいは研究室のあり方等について検討していくこととしております。

最後に、(3)の事業費でございますが、寄附講座の設置で750万円、プロジェクト推進に係る準備費等で100万円、合わせて850万円をお願いしております。

なお、この寄附講座につきましては、延岡市も同額を寄附いたしまして、合わせて1,500万円で開設をするものであります。

補正予算の説明につきましては以上でございます。

続きまして、県の総合計画について御説明をいたします。

委員会資料の23ページをお願いいたします。

1の計画策定の趣旨でございますが、本県の新たな総合計画につきましては、2月議会で議決いただきました20年後を見通した長期ビジョンと緊急的課題に対応しつつ、「あすの宮崎の礎づくり」を進めるための4年間の実行計画となりますアクションプランで構成することといたしております。このアクションプランにつきまして本議会に提案させていただいているところでございます。

次に、2のアクションプランの期間、構成等でございますが、このアクションプランは、河野知事の政策提案と長期ビジョンを踏まえたものでございまして、実施期間は平成23年度から26年度までの4年間。目標といたしまして、危機事象への対応と再生・復興、産業・雇用づくり、人財づくり、くらしづくりの4つを掲げております。

また、(3)ですが、未来を築く地域創造システムに重点的に取り組むこととしております。少子高齢化などによりまして時代が大きく

変化する転換期において目標を達成していくためには、これまでの社会・経済システムを大きく変えていく必要があると考えておりました、3つのシステムの構築に重点的に取り組むたいと考えております。

1つ目が地域連携交流システムでございまして、広域的な市町村の連携による都市機能の維持・確保などの仕組みづくりとなっております。

また、2つ目が地域経済循環システムでございまして、県民需要を喚起し、価値や資金がうまく県内を循環する流れを強化していく。こういうことが県内の経済活性化に非常に重要だというふうに考えております。具体的には、本県農林水産物の消費拡大、県産材の利用、県産品の購入促進、100万泊県民運動、公共事業や民間設備投資における県産材・県産品の利用促進などの仕組みづくりとなっております。

3つ目が地域有縁システムということでございまして、これも最近よく言われますが、無縁社会にならないように、あえて「有縁」という言葉をつくりまして、地域を初め、全員できずなを強化していこうというものでございまして。

次に、具体的な取り組みといたしましては、(5)になりますけれども、危機事象への対応と再生・復興を初めといたします10の新しい「ゆたかさ」創造プログラムを設定したところではありますが、その推進に当たりましては、(4)対話と協働による県民総力戦、チャレンジ、常在危機を意識した県政、分権時代にふさわしい地域社会の構築、行財政改革などを基本姿勢として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、進行管理によりまして着実な推進に努

めたいと考えておりました、工程表を作成し、毎年度、進捗状況を踏まえた見直しを行いますとともに、自己評価や外部の有識者によります分析、検証を行ってまいりたいと考えております。

アクションプランにつきましては以上でございます。

続きまして、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」について、御説明を申し上げます。

お手元の総務政策常任委員会資料の25ページをお願いいたします。口蹄疫復興対策基金への積み立てに伴う補正予算であります。これは、宮崎県への口蹄疫復興対策寄附金の2月補正予算以降3月末日までの間に受け入れた分3,086万5,000円につきまして増額補正をしたものであります。この結果、平成22年度の口蹄疫復興対策基金への積立金は、34億5,406万9,000円となります。

なお、口蹄疫復興対策基金につきましては、3月31日までは当課で所管をしておりましたが、4月以降は農政水産部の所管になっているところであります。

総合政策課は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○甲斐秘書広報課長 秘書広報課でございます。

6月補正予算につきまして御説明いたします。お手元の平成23年度6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、秘書広報課の9ページをお願いいたします。秘書広報課の補正予算は、総額で289万4,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、4億2,566万7,000円となります。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして11ページをお願いいたします。まず、中ほどの（事項）秘書業務費でございますが、43万4,000円の増額をお願いしております。これは、知事、副知事の秘書が業務を行う際に必要な事務費でございます。

その下の（事項）広聴活動費であります、説明欄の1にあります県政広聴事業246万円は、知事と県民との直接対話の機会充実を図ることを目的とした「知事とのふれあいフォーラム」を開催するための経費でございます。

秘書広報課は以上でございます。

○大野統計調査課長 統計調査課の6月補正予算につきまして御説明いたします。

先ほどからごらんいただいております6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、統計調査課の13ページをお開きください。統計調査課といたしましては、総額で116万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、3億5,860万2,000円となります。

この補正の主なものを説明いたします。1枚めくっていただきまして15ページをお開きください。上から5番目の（事項）統計諸費ですが、94万6,000円の増額をお願いしております。その主なものとしまして、説明欄の2にあります各種統計資料整備費の88万6,000円となっております。これは、県政の情報基盤となる統計資料の整備を行うための経費であります。

統計調査課は以上でございます。

○中田総合交通課長 それでは、総合交通課の6月補正予算につきまして御説明いたしま

す。

お手元の6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、総合交通課の17ページをお開きください。総合交通課の補正予算額は、総額で1億7,109万2,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、7億1,571万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして19ページをごらんください。一番下の（事項）地域交通ネットワーク推進費の1、地方バス路線等運行維持対策事業の1億7,068万9,000円の増額補正であります。

これは、地域住民の日常生活に欠かせない交通手段であります県内のバス路線が、利用者の減少等によりまして大変厳しい状況にありますことから、広域的・幹線的なバス路線、いわゆる生活交通路線につきまして、国と協調してバス事業者に対し補助を行うことにより、路線の維持・確保に努めるものでございます。

総合交通課の6月補正予算につきましては以上でございます。

○福田中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成23年度6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、中山間・地域政策課の21ページをお開きください。中山間・地域政策課の補正予算は、5億7,068万8,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、10億6,478万円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。

23ページをお開きください。まず、（事項）中山間地域活力再生支援費であります

が、4,463万9,000円の増額補正をお願いしております。

説明欄の2、㊸地域力磨き上げ応援事業4,218万5,000円は、市町村と地域住民が一体となった地域づくりへの取り組みについて、ハード、ソフト両面で補助することで重点的に支援していくものでございます。

3の㊸がんばろう中山間！出会い創出事業208万7,000円は、中山間地域の活性化のため、地域の資源を活用した独身男女の出会いの場を創出する市町村への補助に要する経費でございます。

次に、ページをおめくりいただきまして24ページの（事項）地域活性化促進費でございますが、5億635万円の増額補正をお願いしております。

説明欄の3、宮崎縣市町村間連携支援基金事業5億500万円につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、ページ中ほどの（事項）移住・定住促進費でございますが、1,800万円の増額補正をお願いしております。

説明欄の1、㊸東日本大震災被災者受入応援事業につきましても、後ほど委員会資料にて御説明いたします。

続きまして、委員会資料にて御説明いたします。お手元の総務政策常任委員会資料の20ページをお開きください。新規事業の宮崎縣市町村間連携支援基金設置事業についてであります。

1の事業目的としましては、持続可能な地域づくりを図るため、市町村間連携のあり方の検討や、地域ごとの地域振興指針の策定、当該指針に沿った市町村間連携の取り組みに対する支援を行うため、宮崎縣市町村間連携支援基金を

設置するものでございます。

次に、2の基金条例についてであります。21ページをごらんください。基金設置のため、宮崎縣市町村間連携支援基金条例を議案第8号として、補正予算とあわせてお願いしております。

20ページにお戻りいただきまして、3の基金に積み立てる額でございますが、5億円を予定しております。

次に、4の基金により実施する事業でございますが、本年度は、（1）にありますように、各地域を取り巻く現状等を踏まえまして、市町村間で連携して各地域の課題や今後の方向性等について検討し、地域ごとの地域振興指針を策定いただきたいと考えております。事業費は500万円をお願いしております。

また、平成24年度以降につきましては、（2）にありますように、（1）により策定する地域振興指針に沿って、市町村が連携して行う事業に対する支援を行いたいと考えております。

続いて、22ページをお開きください。㊸東日本大震災被災者受入応援事業についてであります。

1の事業目的としましては、県内の中山間地域において、東日本大震災の被災者を受け入れる取り組みを支援し、中山間地域の活性化及び被災者の生活再建を図るものでございます。

2の事業概要としましては、東日本大震災に伴い要件が緩和されました緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しまして、1つ目の丸ですが、被災者の雇用を図る県内の中山間地域の企業などを雇用事業の委託によりまして支援したいと考えております。

また、2つ目の丸ですが、被災者と受け入れ企業等のマッチングにつきましては、国の「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口を活用するなどして支援していきたいと考えております。

3の事業費としましては、1,800万円をお願いしております。

中山間・地域政策課からは以上でございます。

○大脇生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の6月補正予算につきまして御説明します。

平成23年度6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、生活・協働・男女参画課の25ページをお開きください。生活・協働・男女参画課の補正予算額としましては2,414万5,000円の増額補正でありまして、補正後の額は5億3,542万円となります。

補正の主な内容につきまして御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして27ページをお開きください。最初の(事項)交通安全基本対策費は、624万6,000円の増額をお願いしております。主な理由としましては、説明欄にあります改善事業(2)交通安全啓発活動促進事業の増額であります。これは、県民の交通安全活動の参加を促進するために行うものでありまして、交通安全功労者等の表彰、関係団体の支援、また、各種媒体を利用しました広報・啓発活動などに要する経費でございます。

次の(事項)ボランティア活動促進事業費は、370万1,000円の増額をお願いしております。主な理由としましては、説明欄にあります新規事業3、協働を実現するための「実務者・

指導者育成事業」の増額でございます。これは、県民との協働を推進するため、協働事業を企画し実施できる県職員を養成する協働実務者育成講座、それから、協働の進め方につきまして指導・助言を行う県職員を養成する協働指導者育成講座の実施に要する経費でございます。

一番下の(事項)消費者支援対策費は、840万7,000円の増額をお願いしております。

次のページでございます。主な理由としましては、1の消費者行政推進費、2の消費者自立支援対策費におきまして、消費者スクールや啓発資料の作成など、消費者啓発に要する経費を増額するものでございます。また、3の消費者被害防止・解決支援費において販売事業者等の指導・検査に要する経費を、4の「相談しよう！」多重債務者対策事業において多重債務問題の啓発に要する経費を増額するものでございます。

次の(事項)消費生活センター設置費は、404万2,000円の増額をお願いしております。これは、消費者施策を推進するために設置しております消費生活センター及び都城、延岡の2つの支所の施設管理等に要する経費を増額するものでございます。

一番下の(事項)男女共同参画総合調整費は、60万7,000円の補正増額であります。このうち、説明の欄にあります新規事業、新みやざき男女共同参画プラン策定事業につきましては、後ほどその他の報告事項の中で御説明をいたします。

以上でございます。

○日高文化文教・国際課長 文化文教・国際課の6月補正予算について御説明いたします。

補正歳出予算説明資料の文化文教・国際課の

ところ、31ページをお開きください。文化文教・国際課の6月補正予算額は、1億8,489万円をお願いしております、補正後の平成23年度予算額は、62億9,800万8,000円となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

33ページをお開きください。まず、(事項)文化活動促進費1,105万5,000円であります。これは、多彩な文化活動の促進を図るために要する経費であります、主なものについて御説明します。下の説明欄をごらんください。

1の県文化賞297万8,000円は、本県出身者や県内在住者等で、学術、技術、芸術、文化功労、体育の5つの部門において、本県文化の向上発展に関し、特に顕著な業績を有する者に宮崎県文化賞を授け、顕彰するものであります。

2の若山牧水賞330万円は、若山牧水の業績を長く顕彰するため、短歌文学の分野で傑出した功績を上げた者に賞を贈り、短歌文学の発展に寄与するとともに、本県のイメージアップを図るものであります。

次に、同じページの一番下の(事項)私学振興費1億7,367万9,000円であります。これは、私立学校の振興のための助成及び指導に関する経費であります、主なものについて御説明します。34ページをお開きください。

1の私立学校振興費補助金の教育改革推進特別経費補助1,200万円であります。これは伝統文化やキャリア教育、教育の国際化など、特色ある取り組みを行う学校法人に対して補助を行うものであります。

2の私立学校振興・共済事業団補助金4,272万7,000円は、日本私立学校振興・共済事業団

が行います長期給付事業に対しまして補助を行うことにより、私立学校等教職員等の福利厚生向上を図るものであります。

3の私立学校退職金基金社団補助金8,122万5,000円ではありますが、これは退職手当資金の積み立てに対する補助を行うことによりまして退職手当の支給を円滑にし、私立学校等教職員等の福利厚生向上を図ることを目的とした事業であります。

4の私立高等学校授業料減免補助金3,772万7,000円あります。これは私立高等学校が行う授業料減免に対する補助を行うことにより、生活困窮世帯等の生徒の学費負担の軽減を図るものであります。

文化文教・国際課の補正予算についての説明は以上でございます。

○吉田人権同和対策課長 それでは、人権同和対策課の6月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス、人権同和対策課の35ページをお開きください。人権同和対策課の補正予算は、総額で1,592万4,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、1億4,759万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして37ページをごらんください。1番目の(事項)人権同和问题啓発活動費ではありますが、説明欄1のみんなの人権!思いやり交流プラザ開催事業に要する経費として、726万3,000円の増額補正をお願いしております。これは、県民の皆様の人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、人権問題

に取り組む関係機関と団体等のネットワークの強化を図るため、NPO等民間団体と県、国、市町村が協働して行います交流イベントの開催に要する経費であります。

その下の（事項）「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費であります。866万1,000円の増額補正をお願いしております。これは宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づく施策の推進に要する経費であります。

説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業であります。これは、人権同和対策課内に開設しております宮崎県人権啓発センターを拠点といたしまして、各種研修会の開催や、NPO等民間団体の柔軟な発想を啓発に活用いたします人権啓発協働推進事業の実施に要する経費であります。

人権同和対策課は以上でございます。

○長倉情報政策課長 情報政策課の補正予算について説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス、情報政策課のところ、39ページをごらんください。情報政策課の6月補正額は、3億6,107万6,000円の増額で、補正後の額は、13億8,921万7,000円となります。

それでは、主な事業について説明申し上げます。

41ページをお開きください。（事項）電子県庁プロジェクト事業590万6,000円です。これは、説明欄の1、情報セキュリティ対策強化事業に要する経費でありまして、新型のコンピューターウイルス等のリスクに的確に対応するため、外部の専門家による情報システムの脆弱性等の検査を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化に要する経費であります。

次に、一番下の（事項）地域情報化対策費の3億5,319万7,000円です。内容につきましては、ページをめくっていただき42ページをごらんください。（1）携帯電話等エリア整備事業です。これは、県内における情報通信格差を是正するため、過疎地等採算性の厳しい地域に携帯電話等移動通信のための鉄塔施設を整備する市町村に対し、その費用の一部について助成を行うものであります。平成23年度は、延岡市、五ヶ瀬町、椎葉村を対象としております。

情報政策課については以上であります。

○山下委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。まず、議案等について質疑を伺ってまいります。

○鳥飼委員 今度の補正は568億ということになっております。骨格予算が当初で出されて今回肉づけということで、知事の政策にかかわる分が大きいということでこういうふうになっているという説明をお聞きしました。しかし、いろいろ中身を聞いてみますと、当初で組んでいいんじゃないかと思う予算が結構あったなという感じがするんですけど、その辺の振り分けといいますか考え方、これは総務部になるのかもしれませんが、今度は四役体制ということですから、私は渡邊部長に物すごく期待しているんです。これはほめ殺しじゃないんですけど。基本的な考え方は総務部長のほうになるのかもしれませんが、筆頭部ということですから、補正予算のあり方について、今回560億という組み方がしてありますけど、最後にお話のございました人権同和対策課についても、文化文教・国際課の若山牧水賞にしてもそうですが、いろんなところがありまして、当初で出ていてもよかったんじゃないかと。ただ、東日本

大震災とかいろいろなこと、それからビーム式のやつとか、市町村間連携とか、そういう練った分もありますから、それはそれでよろしいと思うんですけど、当初が出たとき、部長は商工におられたから、こういう聞き方をしているのかどうかわからないんですけど、こうじゃないかということ言ってもらってもいいんじゃないかという気もするんですけど、率直な考えをお聞きしておきたいと思います。

○渡邊県民政策部長 基本的には、その区分け整理につきましては総務部が行っております。ただ、商工観光労働部のときに上げた事業と今度新しく上げる事業の中に、やや新規性がないもの、従来から継続してやらなきゃいけない事業、こういうのが確かに今度の肉づけに回されたということも散見されると私も認識しております。もう一つあるのは、今回は、先ほど総合政策課長が説明しましたアクションプランもかわってきてまして、そういうところで全体的に事業をもう一回体系的に整理するという形で上げたものも多々ありまして、そういう意味でこういう形になったということで、今、鳥飼委員がおっしゃる視点というのは私も感じております。秘書広報課なんかの事業もそうでございますし、人権同和対策課もそうでございますし、そういう意味ではそういう事業もあったと。ただ、全体としては、基本的には、新しい知事のもとに再度政策判断を仰いでちゃんと決めるという側面で総務部としても整理したんだろうと思いますので、そういう視点で私は今受けとめているところでございます。

○鳥飼委員 わかりました。中身に入る前に1つだけ。アクションプランについて後ほどお聞きしたいと思いますが——アクションプランについて御説明がございました。これは各部にか

かわる部分なんですね。議長の付託表を確認してこなかったんですけど、それぞれの常任委員会を今やっていますけど、そこで議論をされるということになっていきますか、それをちょっと確認しておきたいんです。

○茂総合政策課長 アクションプランにつきましては、今、委員がおっしゃったように、全庁にかかわることございまして、アクションプラン自体、もちろん私も全体的な取りまとめはいたしましたけれども、基本的には各部と意見交換して取りまとめをやったものということでございますので、この内容につきましては、各委員会で御質問いただければ各部でお答えをいたしますし、議論になってくる場合もあるだろうというふうに考えております。

○鳥飼委員 私が申し上げたいのは、アクションプランについては全部局にかかわる問題で、農政水産部だったら、こういう考え方でこういうのをつくっていますというものが提起されて、そこで初めて議論になるのかなと思うんです。この総務政策常任委員会ですべてということになるのか、そこら辺がどうなのかなという気がしてまして。4年間の知事の政策を裏打ちするものですから、それはそれでしっかり議論をしていく必要があるのかなという気がしまして念のためにお聞きをしました。お答えしにくいかもしれませんが、もう結構です。また後で。

○宮原委員 総合政策課、委員会資料17ページ、住民生活に光をそそぐソーシャルビジネス創出支援事業、先ほど御説明はいただいたんですけど、DV対策や児童虐待防止。事業概要の中で、事業内容ということになると、保護、相談、心のサポート、自立支援等に関する事業ということですが、具体的にはどういう事業にな

るんですか。NPOや公益法人、営利法人等がそういう窓口を開くということでもいいんですか。

○茂総合政策課長 この事業につきましては、従来、かなり福祉的な視点で、行政から補助金を出していろんな事業をやっていたとか、そういうことをやってきたわけですが、ここで言うておりますソーシャルビジネスといえますのは、資金手当てをしながら自分たちでうまく回していける仕組みができないだろうかという問題意識がありまして、その立ち上げのために実験的にいろいろやっただけで、そしてその中で課題を見つけながらうまくやっただけかという事業でございます。具体的に言いますと、1,000万の事業費でございますけれども、1事業当たり200万円を想定してまして、5つの団体に委託をしようというものでございます。内容につきましては、ここにありますように、DVその他いろいろ考えております。事業内容は、あくまでこういう形を出しておりますけど、これは例示でございまして、募集をかけましていろんな企画提案書を出していただいて、審査することによって事業者を選定していただく。そしてモデル事業を実施し、なおかつモデル事業を実施しながら、どういう課題があるのか、そのためにはどういう解決策があるのかということを検討して行って、将来的にはうまく一つの事業というか、ビジネスモデルとして回っていくような仕掛けができないかという取り組みでございます。

○宮原委員 わかりましたが、1事業者200万ということで、それをビジネスと言うのかわかりませんが、そういうことをやりたいという要望もこれまで出ていたんですか。

○茂総合政策課長 私どもいろんなNPO等と

議論をしまして、ぜひこういう取り組みがあるといいなというお話は随分あちこちからいただいております。本県の現状を言いますと、幾つかこれに近い取り組みをしているところはあるんですけども、ノウハウがないとか、人材が不足しているとか、あるいは資金も足りないということもございまして、そういう形で私どもも支援をしていきたいということでございます。かなり実験的にはこれは取り組んでいこうと。私たちはチャレンジということで考えております。以上でございます。

○宮原委員 これも18ページで説明ありましたが、三鷹光器のビームダウン式集光装置を宮崎大学へ移設してということですが、実際自分たちも会派のほうで現物も見させてもらったんです。大変おもしろいのかなと思ったんです。日照時間が非常に長い宮崎県ということもあるんだらうとは思いますが、県のほうから積極的にそういうことを働きかけてこういう結果になったんですか。

○茂総合政策課長 このあたりは、三鷹光器さんがこういうものを持っているという情報を仕入れて、そして三鷹光器さんといろいろ連携をとり、また新潟大学あたりとも連絡をとりながら今日に至っているということでございます。

○宮原委員 三鷹光器にそれこそ宮崎大学を出られた方がたしかいらっやっと思ったんですけど、その方がいらっやっして一生懸命いろいろやっているという説明も聞いたことがありますので、大変いいことかなと思ったんですが、実績が出るといいですけどね。いいことだというふうには思います。

○鳥飼委員 新エネルギーの拠点づくりということで今説明がありまして、その装置そのものは、半年ぐらい前ですか、宮崎大学に設置して

あるんですか。まだ今からですか。

○茂総合政策課長 今現在は三鷹市にございますので、これからこちらに移設するというところでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、部長の答弁でも出ておりましたけど、事業化というところまではいかないかもしれないということですが、原発の事故もあつたりしまして、大きく世論も変わりつつあると思っておりますので、非常に意義は大きいのではないかと思います。今後の推移といいますか、こつしは5,000万つけてということですが、どういふことをイメージしてやっていこうとしておられるのか。

○茂総合政策課長 これにつきましては、急々に成果が出るというものではないかもしれませんが、今の目標としましては、2015年ごろまでに技術を確立したいと思つておまして、遅くとも2020年ごろまでには実用化したいと考えてございます。ちよつと時間がかかるかもしれませんが、少しでも早く成果が出るようにしたいと思つております。以上でございます。

○鳥飼委員 そうすると、来年度もかなり予算化をしていくことが出てくるのかどうか。そこ辺の見込みは今のところわからないかもしれませんが、構想しているものがあればひとつ説明をいただきたいと思つます。

○茂総合政策課長 これにつきましては、現時点では、移設に要する経費の一部を助成するというところでございますけれども、今のところ、来年度以降は特に県として予算は見込んでいないところでありますが、基本的には宮崎大学さん等で対応していただけるものと考えているところでございます。

○渡邊県民政策部長 この事業の進め方につきましては、研究開発費でございますけど、きの

うも私、答弁で言いましたけど、協議会をつくらうかと思つているんです。宮崎大学、新潟大学、あるいは三鷹、あるいは県の工業会——地場企業の製造業がたくさん入つていますが、そういうものも入つた一つの協議会をつくりまして、できるだけこの研究成果を地場企業に生かしていく。産業の集積に生かしていかないとイケませんので、協議会をつくつて、そこで技術移転とか、あるいは技術の研究開発に地域の地場企業も参画していく、そういう取り組みをやつていきたいと思つます。したがつまして、移設関係については今年度5,000万という予算で、これはこれでやるわけでございますけど、将来的に、協議会の運営とか活動という面で予算が出てくるかもしれませんが、とりあえず今はそういう予定はないわけです。いずれにしても、そういう協議会をつくつて研究の成果を広げていこうという考えでおりますので、そういうふうにご理解いただきたいと思つます。

○鳥飼委員 この5,000万の原資は、開発事業特別資金特別会計からの繰り入れになっております。開発事業特別資金特別会計というのは、私も委員になって、もうこんなのをというふうな気はしておつたんです。戦後、川原ダムと石河内第二発電所を九電に譲渡するやうな形のときに株式を購入したということなんですけど、その配当金でやってる。これは企業局で取り扱つているやうですけど、もしわかれば、株式数について御説明いただけませんか。

○茂総合政策課長 こつしの4月1日現在の保有株数でございますが、70万400株でございます。1株額面500円といたしますと、額面といたしましては*3億5,200万円を所有しているということでございます。

※17ページに訂正発言あり

○鳥飼委員 70万400株ということですね。新聞報道を見ると自治体が大株主ということになっています。それで関連してなんですけど、これまでの県の対応として、九電の株主総会というのがありますね。これはどんな対応をしてこられたのか。（「企業局が出ている」と呼ぶ者あり）企業局が出ているらしいんですけど、そうすると、株主総会に脱原発の株主提案というのが今度出ているということで、株主に対する助言機関も、一電力会社が保持をするには原子力発電というのはリスクが大き過ぎるということで、これは反対しなさいということで助言しているということが載っているんです。そうなってくると、株主である県の対応はどうなってくるのかと。県民政策部を飛び越しているかもしれないけれども、部長は四役だから、どのような対応をされるのかなと。非常に大事なことはないかと思っています。

○渡邊県民政策部長 原子力施策については、今回の議会でもいろいろと御質問がありました。知事のほうも一定の見解を述べているわけですが、具体的に、国に対する施策と、九州電力という各事業者に対してどういう意見を述べていくかというのは、知事が本会議で述べた線に沿って我々として整理していく必要があるかなと思います。ただ、中身についてどういう形でやるかは、今後、知事とも十分検討していかなきゃいけないと思っています。

○鳥飼委員 大事な問題ですから、知事とも協議されて、そういう意見が出ていたということで報告なり協議なりお願いしたいと思います。

関連してお願いですけれども、節電をやるということで、ここはクーラーが入っていますから、まだ涼しいんですけど、控え室に行ったら入ってなくて汗だらだらで、うちわでしたりと

か今頑張っているんです。県庁は小口電力ということなんですけど、今いろいろ節電でやっているのは一般家庭に対してやっているんですね。一般家庭の比率というのは九州電力では大体31%と。69%は工場とか大口とか県庁やらですね。これは質問の中でも出されたんですけど、そういうこともあるということを考えて節電も呼びかける。県庁職員なり、小口電力といいますか、市役所も市町村もそうですけど、例えば公民館とか——公民館はなっているかどうかわかりませんが、そういうことも分析をしながら呼びかけもやっていかないと、家庭の人だけに呼びかけをしても、これはちょっと不平等、的を射てないんじゃないかという気もします。そこは正しい広報をやっていただければと思っています。私たち自身も含めて、県庁やらも含めてそういう努力をしていくと。使えば使うほど家庭は高くなるから節約したほうがいいんですけど、工場やらは使えば使うほど割安になるから使ったほうがましだということで、省エネを余りやっていないとか、省エネの製造関係のものを入れていないというのがあります。そこ辺はひとつ、ちょっと飛び出しましたけど、済みません、宮原委員。関連して要望しておきたいと思います。

○星原委員 今いろいろ出ている新エネルギー拠点づくりですが、今回の原発の問題等が起きて、太陽光とか再生エネルギーの新たな分野に入っていくという目的の中で、宮崎県としてもこういう一つの政策ののつけたんだらうと思うんです。将来的な見通しとか、関連企業をどういった形で誘致して、どういう生産——2015年とか2020年ということなのでそこまで行っていないかもしれんけれども、将来的にはこういう方向性で物を考えて、そのために誘致してき

て、こういう形で研究させて伸ばしていこうということなんだという、段階的に進めていく計画があつての誘致だと思うんです。そうなってくると、研究過程から、実際これを生かして企業として実利の面で販売という形、あるいは設置とかいろんな形になっていくだろうと思うんです。そういう場合に、宮崎県としてプラスにしていく、要するにどういった形の企業をどういうふうに誘致してこようとか、あるいは地場の企業でそういう能力を持った企業があるのかどうか。今の時点からそういったものを将来に向けて考えながら、一方では、そういうのを誘致して研究をやっていく方向性は見つけていくけど、宮崎県にその部分でどういう利点とか、あるいはマイナス点があればそういったものをどうクリアしながらやっていくとか、段階的にある程度そういう方向性があつて考えておられるだろうと思うんですけど、その辺の見直しはあつてのこういう形なんですか。

○茂総合政策課長 おっしゃるとおりだと思います。あくまでもこれは研究に終わらせては絶対いけないと、これをいかに産業に結びつけていくかということは非常に大事だと思つていまして、産学官で取り組んでいきたいと思つていられるわけですが、その中で技術が進化・進歩していくということで、地場の企業の中で育てていけばやっていけるというところについてはどんどん育てていきたいと思つていますし、外から持ってこなきゃいけないところについては積極的に企業誘致を図っていくという形で、とにかく前向きに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それともう一点、答弁の訂正をさせていただきたいと思うんですが、先ほど鳥飼委員から御質問がありました開発事業特別資金における九

電の保有株数について、私、3億5,200万円と申し上げたようではございますけれども、3億5,020万円が正しいということでございますので、訂正させていただきたいと思つています。

○星原委員 新しい形に取り組もうとすれば、リスクもあつたりいろいろあるだろうと思うんです。昔、我々が入ってきたころ、テクノスーパーライナーのことで視察に行つたりしたんです。結果的には、時代の背景とかあるいはコストの問題とかいろいろあつたと思うんですけど、そういうところまでひっくるめていないと、スパンの長いやつ場合は、企業の側にもいろんな問題がある、あるいは世の中もどういうふうに変つていくかという問題もあるだろうと思うんです。その辺のところをにらみながら、県の財政も厳しい中でありますが、新たなものに挑戦していく部分も大事ですから、そうしながらの中でそのあたりの方向をある程度見詰めながら、そういう形でぜひ取り組んでほしいなというふうに思つています。

○宮原委員 また続けますけど、新エネルギーの中で、先ほどいろいろ話が出ました。三鷹光器さんと今から研究もされるということになるわけですが、三鷹光器さんが非常に経営のいい企業でしたので、独自でやられてもいいのになというふうにこちらは思つてんですけど、逆にこうやって連携を組まれることで、うまくいったときの権利とかそういった関係は県でも握ることになるんですか。県も事業費を出しているわけですから、これが実用化のめどがある程度たつたときに、そういった技術を宮崎県が握ることで、別の企業に権利を売るというわけじゃないんですけど、どうなんですか、そのあたりについては。

○渡邊県民政策部長 今回、ビームダウン式集

光装置というのを三鷹光器から持ってくるわけ
です。それをベースにして宮崎大学あるいは新
潟大学一緒になって研究する。その研究過程で
新しい研究成果なりが生まれてくれば、基本的
には、大学のほうの特許なのかどうかわかりま
せんけど、そういう一つの権利みたいなものが
出てくる可能性はあります。

それと、具体的な実用化に向けてどういう形
でそれを地元の企業におろしていくのかという
ことで、そこではまた一つの手続が必要となっ
てくるかもしれません。ただ、今の段階でどう
いう形で具体的にそういう御質問の件があらわ
れてくるかというのは、今後状況を見ながらと
いうことだろうと思います。

ただ、我々としましては、先ほど協議会をつ
くると言いましたけど、大学、県、それから、
いろんな関係ですね、産学官で協定等を結んで
ちゃんとした形で今後研究を進めていきたいと
いうふうに考えております。

○宮原委員 ありがとうございます。そうあつ
てほしいなと思います。先ほどのテクノスー
パーライナーもそうなんですけど、リニアモ
ーターカーだって全部いいとこ取りで持っていか
れるから、せっかくお金を出してこうやって研
究するのであれば、その成果が出たときにまた
別の県がいい目にあうというのは、余り好まし
いことじゃないと思いますので、そのあたりも
十分気をつけていただいて研究を進めていただ
けるといいかなと思います。

あと、がらっと変わりますけど、これは秘書
広報課になりますね、歳出予算説明資料11ペ
ージ、知事とふれあいトークということで246万出
されています。余りお金はかからないのかなと
思うんですけど、何回ぐらいこれは開催される
ということでこの金額になっているんですか。

○松岡広報企画監 今年度は15回を予定して
おります。内容につきましては、テープ起こし代
とか、会場使用料、そういったものをもろもろ
考えております。

○宮原委員 昨年の当初予算と最終予算で見た
ときに、半額になっていますから、結果的に余
りお金はかからないということで、回数だけ
は15回ぐらいこなすということなんです。

○松岡広報企画監 昨年は口蹄疫等の影響も
あって8回の開催にとどまりました。ことは、
知事も、対話と協働ということで現場に積
極的に出たいと言っておりますので、最低で
も15回程度は行きたいと考えております。

○宮原委員 ありがとうございます。あと、総
合交通課のところで、地域交通ネットワーク推
進費ですが、地方バス路線で、国と協調して幹
線路線の維持を図るとのことのようですが、
これも昨年の当初予算から見て、最終予算では
1億ぐらい落ちていることになるのかなと思
いますけど、路線の補助の状況というのは毎年見
直しがあっているんですか。

○中田総合交通課長 今回、補正予算で上げさ
せていただいていますのは、国と協調して補助
する事業でございます。国のほうで対象の要件
が決まっておりますして、その要件を満たして
いるかを見て最終的に決まります。昨年が県内36
系統補助しておりますけれども、予算上は38系
統で今回予算を出させていただいております。
以上でございます。

○宮原委員 36系統なんだけど予算としては38
系統分。それは国としては36系統ということな
んですか。2系統多いということは。

○中田総合交通課長 昨年も当初予算で38系統
の予算を出させていただきましたがけれども、最
最終的に要件を満たさない場合は対象から落ちて

まいります。これは生活交通路線でございますけれども、国に申請する路線としては38以上出てくる可能性がございます。その中で例年これぐらいの路線が対象になっておりますので、今回38路線で予算を出させていただいているということでございます。

○宮原委員 ということは、36以上出している部分で、該当しなかったところは補助が出ないわけですから、どちらかという路線の休止なり廃止なりという形になっていくんですか。それか、ふれあいバスとかいろいろ出ていますけど、そういったものによって変わっていくということなんですか。

○中田総合交通課長 この路線は生活交通路線といいまして、広域的・幹線的な路線ということで、複数市町村にまたがる路線が対象になっております。赤字路線が対象になりますので、対象にならないケースは、黒字に転換したとか、乗る人数が非常に少なかったとか、そういった場合はそういうことになりますので、すぐに廃代バスにはならないと考えております。

○宮原委員 今、黒字に転換した場合ということですが、実際黒字になっている状況はあるんですか。どんどん厳しくなっているような気はするんですけど、現状はどうでしょう。

○中田総合交通課長 宮崎交通が走らせております状況で御説明いたしますと、昨年の9月現在で県内全体327系統の路線が走っております。そのうち黒字路線が109、赤字路線が218ということで、7割近くが赤字になっている状況でございます。

○宮原委員 わかりました。次は、中山間・地域政策課です。地域力磨き上げ応援事業、ハード、ソフト両方で支援をしていきますということなんですけど、具体的にはどういう事業なん

でしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 こちらの地域力磨き上げ応援事業の詳細でございますが、具体的な流れを申し上げますと、まず、地域の課題を解決するための計画を市町村のほうで作成いたします。その上で、その計画に沿って、住民と市町村が一体となった、例えば体験交流メニューですとか、地域活性化のイベントですとか、そういった地域づくりの取り組みに対して県が補助を行うという流れになってございます。

○宮原委員 わかりました。その次に、がんばろう中山間！出会い創出事業ですけど、なかなかうまく出会いがないと聞かれます。この事業をつくること自体、市町村からそういった要望があっていたんですか。

○福田中山間・地域政策課長 がんばろう中山間！出会い創出事業でございますが、こちらにつきましては、昨年度まで別の事業で、宮崎魅力再発見出会い・ふれあい交流事業ということで同じく交流の事業をやっておりました。そこでも市町村のほうでぜひやってほしいという要望がありましたので、今回、改善事業ということでまた出させていただいているものでございます。

○宮原委員 大変いい事業だと思いますが、実績はどうなんですか。出会いがあっとうまくいったという結果が出ているんですか。出ていないことはないと思うんですけど。

○福田中山間・地域政策課長 実績でございますが、平成22年度の実績でございますと、延岡市の島浦で釣りなどの体験事業、諸塚村でスピリチュアルスポットめぐりなどを行っております。各2回、体験交流イベントを開きまして、合計37人、福岡県在住の独身女性が来ていただ

いております。成果ですけれども、この37名の参加によりまして、本県の中山間地域の魅力を県外にPRできたということに加えまして、地域住民が地域の魅力を、外から来て、これ、いいねと言ってもらうことによって再発見する契機にもなったと考えております。さらに、現在も地域の青年と連絡を一部とっている方もいらっしゃるという聞いておりますので、今後さらなる成果につながるように見守っていきたくと考えております。

○宮原委員 ありがとうございます。出会いですから、出会いまでですから、それでいいのかなと思いますけど、せっかくですから、結婚までこぎつけられるといいのかなと思いますけど、その前に、出会いをしてそこに行くまでの——どっちかというところは男性が主体でしょうから、男性の教育という言い方は非常に悪いんですけど、やらないと、結婚されていない方は僕もいっぱい見るんですけど、どっちかというところ引込み思案ですよ。普通は格好いいこと言うんですけど、いざ女性の前に出ると固まってしまうという状況がほとんどですので、出会わせるまでのそういうのも市町村と連携をとられたらいいのかなというふうに思いましたので、そこは要望にしておきたいと思っております。

あと、情報政策課、42ページ、携帯電話のエリアの五ヶ瀬、椎葉のほうの鉄塔の補助ということのようですが、この金額で何本ぐらい鉄塔が建つんですか。鉄塔もいろいろあると思うんですけど。

○長倉情報政策課長 情報政策課です。先ほど申し上げましたように、延岡市、椎葉村、五ヶ瀬町の3市町村で、延岡市が5地区、椎葉村が3地区、五ヶ瀬町が1地区ですので、合計9本になると思います。

○宮原委員 その地域にどのくらい世帯数があるかわかりませんが、この9本でどのくらいカバーできることになるんですか。

○長倉情報政策課長 この対象が9地区で103世帯となっております。この事業は、基本的には世帯がある周辺地域で使えるということが前提となっておりますので、103世帯が住まわれているその地区がカバーされるということです。

○宮原委員 この103世帯をカバーすることで、まだカバーできていない世帯はどのくらい残っているんですか。

○長倉情報政策課長 現在、私どもで把握しております数字は、20年度に調査した世帯をベースに、その後、市町村と一緒に解消した地域を引いた世帯になっておりますけれども、22年度末で約1,483世帯になっております。ただ、これにつきましては、事業者がサービス世帯数を公表しておりませんので、今、市町村を通じて調査しております。実際は過疎地域等が多いので、世帯数そのものが減っている場合とか、民間事業者によっては、近隣に建ったために解消世帯数があるかもしれませんので、現在調査中でございますが、中間の状況を見ますと、これよりかなり減っているような状況にあるかと思っております。

○宮原委員 ありがとうございます。

○西村委員 今聞いた9カ所は、全部ドコモとかauとかあるんですか。

○長倉情報政策課長 この制度は、もちろん市町村が事業主体でございますけれども、実際携帯電話のサービスを行うのはそれぞれの携帯電話会社となりますので、事業を実施する場合は、事前に携帯電話会社の同意を得てから進める形になります。ということでございますので、この補助申請、いわゆる事業化がほぼ決定

している段階では、それぞれの携帯電話会社が決定しているという状態になります。

○西村委員 ちょっとわかりにくかったんですが、今から事業者が決まるわけですか。

○長倉情報政策課長 国に補助申請を行う段階では決定しております。現時点で、地元市町村と携帯電話会社では、了解をとれた形、同意書をつけた形で申請しております。

○西村委員 どこ携帯会社なんですか。事業者は決まっているんですか。具体名は出せないんですか。

○長倉情報政策課長 延岡市5地区につきましてはNTTドコモ、椎葉村の1地区につきましてはソフトバンク、2地区がNTTドコモ、そして、五ヶ瀬町は*ソフトバンクということになっております。

○鳥飼委員 毎年これは予算が出ますよね。私どもも非常に便利になって、携帯電話がある、どこに行っても使える。ところがアンテナが1本になったりするところもあるんですけど、宮崎県内に今何本携帯電話は建っているんでしょうか。そして、今後何本建てる予定なのかというのはわかっているんですか。

○長倉情報政策課長 携帯電話のサービス地域というのは、それぞれ携帯電話業者が、今ここをサービスしていますというのを国のほうに届けていらっしゃるみたいですが、携帯電話の本数でありますとかそういったものについては、私どものほうでは把握をいたしておりません。

○鳥飼委員 また後でお聞きしたいと思いますけれど、毎年予算が出て、携帯のひゅうっとした丸いやつが建って、うち辺にも建っているんですけど、何本建てればいいのかというような感じもして。それはまた後で詳しくお聞かせい

ただきたいと思いますけれども、一般質問の中で出された電磁波の問題ですね。携帯電話だけではなくて、IHクッキングヒーターとかいろいろあって、短波から長波、超長波、原子力のアルファ線とかベータ線とかいろいろあるらしいですね。それに対する被害を訴える方もおられて、一般質問でうちの太田議員が大貫の裁判のことを事例に出しておられたんですけど、私どもも便利がいいから携帯をついつい使っているわけです。しかし、携帯電話というのは、よく聞くと、この電話番号はどこにいくということ、必ず一定間隔で電磁波が飛んでくるということ、いろんな本を読むと、携帯電話をかけると呼びますね、呼ぶ間は耳に当てないほうがいいですよ。出てから耳に当てるとかそういう配慮をなささいということも書いてあるし、いろいろ意見も分かれています、実際に被害を訴えている人もあるし、裁判にもなっているということですが、そこら辺の電磁波の問題について、携帯の基地局のことなんですけど、検討されたことはあるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思うんです。

○長倉情報政策課長 携帯電話の電磁波による被害ということですが、基本的に健康被害等につきましては、総務省の電波防護指針というのが出ておまして、それに従って事業者等対策・対応等とられてきていると考えております。また、その健康被害があつて、どういうふうに考えていくべきかということにつきましては、保健サイドのほうのお考えかと思いますが、私どもは、中山間地域、いわゆる条件不利地域の利便性の確保という観点から整備しております。また、総務省の、その被害等については特に大きな問題は生じないだろうというもと

※35ページに訂正発言あり

もとの考え方に基づいて説明してきた経緯がございます。今回、発がん性の可能性がある的な報告が——結論が出たわけというわけではありませんけれども、そういった可能性にランクがちょっと上がったと聞いておりますので、そういったものを踏まえて、総務省のほうはどういった見解を出されるか、そういったこともとらまえながら、また、環境・保健サイドとも連携しながら、私どもも考えてまいりたいと考えております。

○鳥飼委員 要望にしておきますけど、総務省の指針があって、その指針内だから大丈夫ですよということ建ててきた経緯もあると思うんです。しかし、今度の原発事故を見ても、原発は全電源喪失することは絶対ないんだと原子力安全委員会とか保安院も言ってきたわけです。しかし実際には起きたわけです。それと一緒に、国がこう言うからというのは、今からはやめるといふか、なかなか難しい問題ではあるんですけど、変えていく必要があるんじゃないか。宮崎県として宮崎県を守るためにどうなのかなというのがありますので、ぜひそういう研究といいますか内部的な研究も含めて、電磁波問題を福祉保健部とも連携をとりながら、どういう課題があるのかということだけは把握していただきたいということを要望しておきたい。

○星原委員 委員会資料22ページに、東日本大震災被災者受入応援事業とあるんですが、発生してから3カ月が過ぎたところで、全国でいろんな形をとられている中で、宮崎県もそういう形をとられていると思うんですが、今までにどれぐらいの引き合いがあって、実際にこちらに移住された方等がどれぐらいあったんですか。

○福田中山間・地域政策課長 現在、宮崎県の

ほうに避難されている方でございますが、6月21日のデータで申し上げますと、135人の方が避難されていると県のほうでは把握しております。

○星原委員 そういう中で、ここに書いてあるように、雇用の場、要するに働く場所とかそういう面の提供がうまくいっているのかなという気がするんです。というのは、我々の周りでは働く場所がないので、地元で何とか仕事を見つけてほしいという声が聞こえているものですから。そういう流れの中で、その辺との競合とかその辺はうまくいっているのかなと、その辺があったものですから。

○福田中山間・地域政策課長 避難者の方の雇用状況でございますが、今、マスコミ等の報道で知り得ている範囲でございますが、例えば地元の宮崎のNPO法人に既に就職された方がいらっしゃると聞いております。避難者の方はやはり職が今ないという方が多いと思いますので、そういったところを少しでも支援できるようにということで、今回この事業を提案させていただきます。

○星原委員 そうやって困っている人をそういう形で受け入れて何とかということは非常にいいことですし、我々の地域でも今、農家住宅なんか、後継者がいなくて空き家になっている住宅等も結構生まれてきているんです。だから、そういう場所でも提供して住まいの部分を安くするとか、いろんなことはできると思うんですが、ただ、地元でもこここのところ数年、公共事業費が減って、建設に携わっていた人たちも働き場所を探している。あるいは一方では異業種へということで業種転換を図ろうとしているけど、うまく異業種の中でやっていくのになかなか厳しい環境に置かれている状況なんで

す。だから、来た人たちが意欲を持って、あるいはいろいろな決断をして来られているわけですから、そのフォローの部分、来てくださいただけじゃなくして、将来的にはこういう形のもを設定してこういう形でちゃんと準備というか、ある程度のそういうものはありますよというものが無い。今来て135名の人たちは、知り合いとか友達とかあるいは親類とか何かそういう形で見えているのか、全然なくて、自分たちの被災を受けた地域では生活できない、新たなところに生活拠点を設けようということに来てるとすれば、その辺のところを一方ではぴしっとしてあげないと。来て、一時期おって、やっぱりここではだめだとなってまたどこかということでは、受入応援事業としては事業目的を達成するのかなという感じがするものですから、その辺の考え方というのはどういふふうにとらえてこの事業をされたんですか。

○**福田中山間・地域政策課長** 避難者の方にとりましては、雇用の問題がまずあります。それに加えて、今、委員御指摘のように住まいの問題、これも非常に重要であると我々も認識しております。県のほうでは、県の公営住宅ですとか、あるいは市町村の公営住宅、こういったものを御提供しておりますし、今、委員御指摘のあった中山間地域、特に空き家が多くなっておりますので、市町村で空き家バンク制度というものをやっております。空き家バンク制度とも連携しながらこの事業を使っていきまして、トータルパッケージ的なイメージで支援をしていきたいと考えております。

○**星原委員** 私の知り合いというか、弟の嫁の実家が宮城県の石巻で、その親も何とか助かったんですけど、こっちに連れてこんといかんかなという話をしていたけれども、年配で、80代

で、言葉の違いとか、あるいは友達とか知り合いもいない。自分の娘はいるわけですけども、そういう環境の中に今さら入るのは、いろいろ勧めたけど、なかなか厳しくて、地元で生活をしようとするわけです。そういうような思いの人が来るわけですから、受け入れる場合にはいろいろな形でフォローが今後大事だろうと思うんです。精神的なものとか、経済的なものとか、仕事の部分とかあると思うので、受け入れ事業をするのであれば、そういったところまでの方向を、こういう形でこうだから安心して来てくださいというような、来てもらう人たちが何かの基準にしているものをクリアできるようなものでないといけないんじゃないかと思っておりますので、ぜひその点に配慮していただければありがたいと思います。以上です。

○**福田中山間・地域政策課長** 委員御指摘のように、雇用、お住まいだけでなく、精神面の心のケアも非常に重要であるという御指摘、大変重要であると思っております。既に宮崎市のほうで、これもまたNPO法人なんですけれども、避難して来られた方々、それぞれ孤立して寂しい思いをされているという状況がありますので、集めて集会を開いて、互いに話をして心を和ませるという取り組みもございますので、そういった取り組みも連携しながらやっていきたいと思っております。

○**前屋敷委員** 私も引き続いて今の関連ですけど、委員会資料22ページに、働く場のマッチングということでイメージ図があるんですが、働く場所を確保しなきゃいけないということでなんでしょうけど、県と企業との間の業務委託という図式があるんですが、具体的に県から中山間地域の企業などへ県の一定の業務を委託すると。そのところで被災して来られた方々に働く

場を提供するというイメージでいいんですか。

○福田中山間・地域政策課長 この事業の流れについてでございますが、おおむねそのイメージ図に書いてあるとおりでございます。順番に少し申し上げますと、まず、宮崎県内の中山間地域の企業で被災者を応援したいという思いを持っておるところもありますので、そういうところがハローワークに求人登録をいたします。被災者の方も求職登録をハローワークにいたします。そこでマッチングをしていただいて、こういう計画で被災者の方を雇用しますというのができ上がった段階で県のほうに申請をしていただきまして、業務委託を県と企業のほうで締結するという流れになっております。委託するのは雇用事業というものを委託するということになっております。

○前屋敷委員 雇用事業を委託するというところで、具体的な事業の中身とは違うわけですね。

○福田中山間・地域政策課長 おっしゃるとおりでございますが、例えば農業ですとか漁業ですとか、あるいは伝統工芸ですとか、NPOの活動ですとか、事業の中身は何でもいいんですけれども、雇用するというのを県のほうから委託させていただくということでございます。

○前屋敷委員 予算は今度なんですけど、直接具体的に何人かの方々がここで仕事が見つかったという事例がありますか。

○福田中山間・地域政策課長 この事業はまだスタートしておりませんので、この事業ではありませんが、先ほど申し上げたように、NPO法人で被災者の方を既に雇い上げた例があると聞いております。同じような事例をこの事業で拾っていければよいのかなと思っております。

○前屋敷委員 これは、企業が中山間地域と限定されている事業なんですか。

○福田中山間・地域政策課長 お見込みのとおりでございますが、先ほども出ましたけれども、やはり心のケアが重要であろうということで、豊かな自然環境の中で地域のきずなの強い中山間地域において被災者の方の生活再建を図らせていただきたいという思いから、中山間地域に限定させていただいております。

○前屋敷委員 そういう思いが県としてもありますし、私自身も、この豊かな宮崎の環境で心も体もいやしていただきたいという思いは非常にあるんですけど、やはり御本人の立場に立ってのケアでないとおかしくなるんじゃないかというふうに思うんです。ですから、提供するのそういう思いがあつて、そこは御本人の思いも十分受けとめながら支援をするというスタンスが要るんじゃないかと思います。

○福田中山間・地域政策課長 この被災者の雇用事業でございますが、県民政策部の事業以外にも、商工観光労働部あるいは農政水産部、こちらのほうでも実施しております。そちらのほうとまた連携をとらせていただきたいというのが一つと、それ以外に、県内の一部市町村においては、別途この基金を使いまして、中山間地域に限定しない被災者の雇用事業を実施していると伺っておりますので、そちらのほうとまた連携させていただきたいと思っております。

○前屋敷委員 それともう一つは、同じく委員会資料の20ページですけれども、市町村間連携支援基金設置事業、これで、市町村で共通していろんな課題を取り組むという中身になっております。広域行政的な取り組みだと思っておりますが、いろんな課題を抱えていたり。ですから、事業そのものは縛りがなくて、ハードのものやソフトのものやどういふものでも可能というもののなかででしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 この基金事業でございしますが、下のほうの4番目に書いてありますとおり、今年度につきましては、(1)の検討をまず行います。どういった市町村間連携のやり方があるのかというところについて検討いたします。この検討を踏まえまして具体的な事業を、交付事業ですが、24年度実施していこうということでございますので、事業の詳細なスキームについては、24年度の予算案のほうで上げさせていただきたいと思っております。委員御指摘のように、ソフト、ハード両面から支援できるような制度にできればよいなというふうに思っております。

○前屋敷委員 県内もかなり市町村合併が進んできて、それぞれのところでそういう事業もやるということも含めて合併も進んできたと思うんですけど、さらにその上に今度また広域的なものでいろんなことをカバーするというふうに思うんですけども、その辺の考え方としてはどんなですか。

○福田中山間・地域政策課長 委員御指摘のとおり、宮崎県内は合併がかなり進みました。進みはしましたが、今後さらに人口減少、さらには高齢化、さまざまな課題が山積しておりますので、市町村の限られた人員や財源をより一層効率的に活用することが今後必要になってこようかと思っております。そういう意味からも、市町村間連携による効率的な運営を少しでも後押しできればという趣旨で今回の事業を御提案させていただいております。

○前屋敷委員 現状からいって、そういう課題がたくさんあって、必要という立場に立っての御提案なんでしょうけれども、本来、市町村合併がそういう点をクリアするという形でこれまでずっと進んできたんです。それをさらにカ

バーしなきゃならんということ自体が、さらなる新たな課題を出しているという点では、私としてはどうなのかなというふうに——事業そのものを否定するわけではありませんけれども、これまでの考え方というか、市町村合併の目的としてきたところとずれも出てきていたのかなというふうに思いました。これは私の感想ですので、結構ですけれども。

○渡邊県民政策部長 今、市町村合併という話をされました。これは市町村合併ということは全く念頭に入れていないんです。市町村合併が進まれたと言いますが、例えば児湯、この間口蹄疫が発生しました。全然合併していないんです。防災とかいろんな観点から各地域は連携しなきゃいけない。西都・児湯地区は、今回の口蹄疫でよくわかったと思うんですけど、ああいう防疫関係で連携して、全員で防疫もやろう、埋却もやろうとか、そういう連携を広域でやらなきゃいけない課題というのはいっぱいあるんです。だから、合併云々という話ではなくて、地域そのものが周辺地域と連携して取り組んでいくもろもろの課題が、最近いろいろの事象から浮き彫りになっていきますので、そういうものをみんなで連携して取り組んでいこうと。我々も今度、特にアクションプランでも地域連携交流システムというのを言っていますが、地域が単独ではなくて周辺と一緒に力を合わせていろんな課題に取り組んでいこうと、これは非常に大事だと思っておりますし、これは合併云々という話じゃありませんので、そういうことで我々はこの事業に取り組んでいきたいと考えています。

○星原委員 今の部長の話聞いてみると、合併とは関連しないということですね。ただ、私のところは都城と合併したんです。これからは

やっぱり広域行政の中で進めていく。こういう支援事業があるなら合併しなかったほうがよかったんじゃないかと。というのは、都城・北諸広域圏事務組合というのをつくって、消防とかいろんなのは以前から地域で取り組んできていたんです。今、地域で出ているのが、合併してよかったのか悪かったのかとなると、地域のほうは追いやられて、合併しなかったほうがよかったんじゃないかという声が4町では出るんです。そういう意味では。だから、今言われるような広域でとらえていくことが大事だということであれば、そういう発想で、地域、地域をしっかりと守っていくには、広域行政の枠の中で合併しないでやっていける内容であれば、本当は合併しなくて自主の中で、あるいは今言われるような広域でやるべきことは広域で防災でも防疫でもやっていくような形のほうが、こういうことを国というか県あたりが認めるのであれば、もうちょっとがまんして合併せずに地域を守る方法もあるのかなと、今話を聞きながら思ったところなんです。

ですから、合併していないところは、当然今言われるような形で広域でいろいろなんだけど、こういう支援が出てくると、合併した地域は果たして、そういうことで守ってもらえるなら、応援をもらえるならという感じが出てくる気持ちがあるんですよ、今話を聞いておって。その辺についてはどう思われますか。

○渡邊県民政策部長 平成の合併は一応もう終わりました、県内の市町村数も大分統合されてきて、ある程度形をとってきた。隣の大分県は市しかありません。ただ、都城でも、まだ三股と合併していませんし、それともう一つは、先ほど児湯の話もしましたが、西諸あたりも考えますと、小林市、高原町、えびの市とあるわ

けでございまして、昔から西諸は一つと言っていましたけど、やっぱり西諸全体で広域的に取り組む。これは合併云々じゃなくてそういう課題は従来からあるわけでもございまして、特に観光とかいろんな側面であるんだろうと思うんです。そういうことを具体的に掘り起こして、我々としてはこの基金事業を活用してやっていくということで受けとめていただきたいと思います。

○星原委員 まあ、あれなんですけど、最終的には、そこに住んでいる人たちがいい環境に進んでいっているかどうかだと思うんです。合併しよう、しない、あるいはいろんな形で地域で生きていくでも、要はそこに誇りを持ちながら、今の状況の中で、いい形の状況の中で流れるためにどうしていくかということじゃないかと思えます。これはこれとしていい意味でのつながりを持たせていただいて、連携がとれることでその地域が広域で発展できる。発展しないと意味ないわけで、発展できる方向にどう持っていくかということじゃないかと思えますので、ぜひそういう面でもよろしくお願いします。

○鳥飼委員 市町村間連携支援基金事業でいろいろあったんですが、「平成23年度予算案の概要について」の117ページ、図がありまして、担当の方とうちの議員とやりとりをしていたんですけど、この仕組みそのものは物すごくいいのかなという気はいたします。ただ、市町村合併について言えば、星原委員が言われたように、ある町では、近ごろは役場に行っても知らん人ばかりだからすぐ帰るわと——地域の有力者とか地域をまとめておった人たちがそう言っている状況になってきているという意味では、地域のきずなが残っているとえば残っているところもあるんですけど——厳しい状況にある

と思っているんです。だから、このイメージ図、これは単なるイメージですよということなんですけど、県北、県央、県西という拠点整備3地域となっているんです。これはやっぱりひとり歩きするんです。県はこうやって地域の意見をまとめようとしているけど、将来的には県北、県央、県西ということでやるのかなと。そういう気持ちはないということをおられましたけど、その辺は工夫をしていただいて、この基金事業が生きるような本来の形で進めていただきたい。ですから、この絵は余り妥当ではないなど。私も星原委員と同じように思いますので、ぜひ有効にやっていくということで、もうちょっと使い方を改めていただきたいと思っています。これは要望にしておきます。長くなるから。

○山下委員長 それでは、暫時休憩いたしまして、1時から再開したいと思います。

午後0時1分休憩

午後1時3分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

引き続き質疑に入りたいと思います。

○鳥飼委員 先ほど出ました22ページの東日本大震災被災者受入応援事業、中山間・地域政策課なんですけど、中山間・地域政策課は今何をしていますんですか。中山間地のことと……。

○福田中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の業務内容についてでございます。「中山間・地域政策課」とありますので、御指摘のとおり、中山間地域の活性化、これが一つ重要な課題ですし、その他の地域も含めた全県的な地域振興もうちの課の仕事だという認識で日々一生懸命行っております。

○鳥飼委員 前は中山間何とか室でしたよね。

この「地域」というのはどこから持ってきたんですか。

○福田中山間・地域政策課長 御指摘のとおり、もともとは室でございました。中山間・地域対策室であったものが、中山間対策は非常に重要なものという観点から、課に格上げされたものでございます。もともと総合政策課の中の課内室でしたので、そこから課に昇格したという経緯でございます。

○鳥飼委員 「地域政策課」のところは、今までどこの課が所管をして地域政策をやってきたんですか。

○福田中山間・地域政策課長 古くは地域振興課というところがありまして、その中のことをしておりました。それが総合政策課の中の課内室になりまして、それがまた課に復活したという経緯でございます。

○鳥飼委員 私もそれは知っているんですけど、地域振興課があったですね。その当時の地域振興課というのは、おおむね中山間地域の地域振興を図るということであったんじゃないかと思っているんですけど、中山間・地域対策室になった段階で地域振興課というのはなくなつたんですね。地域振興を図るところが。そこ辺がなぜかわからないんです。

○渡邊県民政策部長 中山間・地域対策室で地域振興もやっていたんです。全体におきまして。

○鳥飼委員 わかりました。もう長いから。私も長いんですけど。先ほど宮崎県に135人が避難をしているということだったんですけど、これは県内全部で135人ということでしょうか。内訳はどんなふうになっているんでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 宮崎県に避難されている方、135人の内訳でございますが、内訳

というのは、避難されてきている方がもともとどこから避難されてこられたかという内訳ではなくて……。 （「どこにいるか」と呼ぶ者あり）県内のどこにいるかですね。細かいんですけども、申し上げますと、宮崎市77、都城市10、延岡市2、日南市14、小林市4、日向市8、串間市6、西都市3、えびの市2、高鍋町7、高千穂町2という内訳になってございます。

○鳥飼委員 この事業そのものは、中山間地域での被災者の受け入れを支援するということですね。ということは、過疎法なり、いわゆる五法で中山間地域として定義づけをされているところがおおむね該当するのかなと思っているんです。そうすると、135人が全員対象ということではないわけですね。

○福田中山間・地域政策課長 おっしゃるとおり、この事業は中山間地域限定でございまして、中山間地域で雇用されないといけないという縛りにはなっておりますが、例えば今、宮崎市の中心部におられる避難者の方でも、中山間地域で雇用されれば対象になってきますので、そういう意味では、135人の方すべてに可能性としてはあり得るということになるかと思いません。

○鳥飼委員 可能性としてはあるでしょうけれども、宮崎市から例えば西都とか西米良に行くわけではないから、おおむね該当者というのは決まっているんじゃないかと思うんです。135人が対象ということであって、先ほどから課長の話をお聞きしておりますと、宮崎県に135人が避難しておられるということですから、135人を対象にこの事業をというふうに聞こえてくるんです。そうではないだろうと思うんです。今の御説明にもあったように、中山間地域の中での被

災者受入支援をするということですから、おおむね中山間地に避難している方は何名程度ですと。この方たちを対象にこういう事業は行いますというのが正しい説明じゃないかという気がするんですけども、その辺はいかがですか。

○福田中山間・地域政策課長 御指摘のとおり、135人の方すべてがすべて、うちのこの事業で受け入れをやることは、確かにおっしゃるとおりできないかもしれません。ただ、うちの部だけではなく、商工観光労働部、農政水産部、あと、市町村のほうでもこの基金を使った事業をやっておりますので、トータルでこの135名の方に対して何らかの支援が少しでもできればよいかというふうに思っております。

○鳥飼委員 中山間地域に避難している人が135人のうち50人ですよと。その50人はおおむね対象になるでしょうという説明にならないと、私は宮崎市の新別府に住んでいますけど、新別府の人も西都に通勤するかもしれん。通勤するといっても車がないわけですから、そうやってくると、課長の説明は的を射ていないような気がするんです。中山間地域の地域振興も含めた形で生活再建を図っていくということですから、おおむねどの程度の人を対象にこういう事業をやっていますとこないか、それはこの事業に合った説明にならないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 御指摘のとおり、135名すべての方をこの事業で拾うことはできないというのは、まさにおっしゃるとおりかと思えます。135人の方だけではなくて、これはあくまで現時点で避難されている方なわけですから、今後、原発の影響が長期化することも見込まれますので、新たに宮崎県にいらっしゃる方もおられるかなと思っております。

○鳥飼委員 それはわかるんですけど、今は50人ですよと、中山間地域はおおむね何人ぐらいですという説明をしないと、135人宮崎県に避難をしているから、この人たちが対象ですと。市町村もやっているから対象ですと。商工観光労働部もやっているから対象ですという説明は、私は、中山間・地域政策課がやっている事業の目的からすると、的を射た説明ではないと思っています。今から出てくる人ももちろんいるんです。そういう説明をしないといけないんじゃないのでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 あくまで宮崎に避難されている方についての御質問でありましたので、135名と回答させていただきましたが、すみません、この中で何人の方が中山間地域かというのは、宮崎市の中でも中山間地域に該当する地域とそうでない地域とございますから、その内訳については、現在資料は持ち合わせておりません。

○鳥飼委員 今はいいと思うんです。ですから、説明するときに、委員が質問したことには的確に答えていただきたいと思っているんです。135人を対象に事業をやりますと。実際、事業の対象にならん人もたくさんおるわけだから。こういう質問があったときにはそういうふうな説明をしないと、それはちゃんと説明したことにならないと思っているんです。後、説明されるときに十分注意をしていただきたい。

○山下委員長 ほかにありませんか。

○右松副委員長 着座の途端に西村委員のほうから、委員会欠席だろうというふうに言われたんですが、重要な話し合いを党議で行っておいりましたから、まずおわびを申し上げたいと存じます。申しわけありませんでした。

4点ほど質問がございまして、1つは、11

ページ、県政広聴事業についてです。宮原委員のほうからも質問があったんですが、知事とのふれあいフォーラムは年間15回を予定しているということですが、その周知について教えてもらいたいと思います。どのように広報活動しているか教えてください。

○松岡広報企画監 このフォーラムにつきましては、予定では、来月7月8日、えびの市のほうにおじゃましようと思っておりますけれども、8月以降はまだ決まっております。知事の動向は、これだけのために行くというよりは、何かの機会を利用して企画しております。そういったことで募集等の依頼につきましては、訪問する市町村のほうにお願いしまして、50名程度という形でやっております。そういったことで出席者についてはお願いをしているところです。したがって、一般的に広報しているという形はとっておりません。

○右松副委員長 市町村のほうにどういう周知を行うかは任せるとい状況ですね。

○松岡広報企画監 そのとおりでございます。

○右松副委員長 要望なんですけど、私たち議員にもその日程について教えてもらいたい。というのは、地域の問題に対して知事がどのようにお答えをするか、あるいはどういった政策を考えておられるのか。やはり私たち議員も知っておいたほうがいいものですから、これから10何回かわかりませんが、それについて日程は事前に教えてください。

○松岡広報企画監 日程が決まりましたら、お知らせしたいと思います。

○右松副委員長 議員の参加もできるような形をお願いします。

それから、2点目ですが、委員会資料の18ページ、新エネルギーの拠点づくりについてで

あります。事業費5,000万ということでございまして、三鷹光器の設置料——というのは研究費も当然含まれると思いますので、設置費用がどれくらいになるか教えてください。

○茂総合政策課長 三鷹光器の機械を移設するという話につきましては、無償で手がける予定にしておりまして、その移設に要する費用を一部助成するという考え方でございます。

○右松副委員長 わかりました。こちらのビームダウン方式は、三鷹光器以外にもミノルタさんとか何社か研究されていると思うんですが、他社との競合といいますか、見積もりをとってどれを導入するといった入札関係は全くやっていないということによろしいでしょうか。

○茂総合政策課長 三鷹光器のビームダウン式集光装置につきましては、もともとここでは、例えば600度という温度を得るために試験研究をやってきたという経緯があります。その目的を達成したものですから、撤去、移動させないといけないということもありまして、ちょうど宮崎大学、新潟大学がぜひこういう施設を欲しいということもありまして、ニーズがマッチしたものですから、今回移設をお願いしたということでございます。

○右松副委員長 先ほどの総合政策課長の答弁で、これからの推移ということで、2015年までには技術確立、そして2020年には実用化ということで、ある程度言質といいますか、約束みたいな形で言われましたけれども、現在、欧米とかでもこういった太陽光の建設計画がどんどん進められておりまして、2020年以降、急速にシェアが伸びると言われております。ですから、2020年に実用化を目標としているということであれば、ぜひそれを必ず実行していただきたいという思いがある中で、その実現性に非常

に私は疑問を感じております。

というのは、アクションプランの39ページ、新エネルギーの総出力電力が、現況値が18万9,257キロワット、そして目標値、26年が40万6,510キロワットですから、約倍以上になっています。こういった目標値を設定していく中で、単年度5,000万ということで説明がありました。そして、来年度以降、事業費の予算は見込んでいないという課長の答弁がありました。部長のほうから訂正が若干ありましたけれども、そういった意味では、本当にこのアクションプランが実現できる中身になっているのか。私は、課長のビームダウン式に対する、新エネルギー拠点づくりに対する認識が甘いというふうに認識しておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○茂総合政策課長 先ほど言われたように、確かにこれは韓国とかスペインとかいろんな国でしのぎを削っておりまして、樂觀視することはできない、気を引き締めていかなきゃいけないと思っております。それと、先ほど私は、研究開発に限った狭い範囲の答弁をしてしまいましたけれども、部長のほうから、もっと幅広く、いわゆる産業と結びつけていくために協議会をつくって、それについては今後いろいろ検討していかなきゃいけないということがありました。このあたりについては、もちろん、これからの進み方次第によっては予算の対応も必要になってくる場合もあるかと思えますし、これからそのあたりは、今、副委員長が言われたことを踏まえて真剣に前向きにやっていきたいと思っております。

○右松副委員長 環境・新エネルギー先進地づくりという大きな目標があるわけですから、それに沿った形の、なおかつアクションプランで

数値設定もしていますので、それに必ず到達できるように計画性を持って4年間の計画づくりをしてもらいたいと思っています。

それから、3点目です。東九州地域医療産業研究開発拠点づくりですが、東九州メディカルバレーなんですけど、まさに今、県北で一番悩んでおられる医療の問題、地域活性化、いわばこの東九州メディカルバレーが成功するかどうか、県北の死活にかかわる構想だと思っています。そういった意味で、1つは寄附講座なんですけれども、寄附講座の開設期間の目安を教えてくださいとありがたいです。一般的には、通常、寄附講座というのは、2年から5年で設置されているところが多いようですけれども、寄附講座のビジョンといいますか、開設期間含めて教えていただければありがたいと思います。

○茂総合政策課長 寄附講座につきましては、延岡市と合わせて1,500万円で立ち上げたいという話を先ほど差し上げましたけれども、これにつきましては、まずは当面、今年度と来年度の2年間やりたいと考えているところでございます。それからについては、状況を見ながら検討していくことになろうかと思えます。

○右松副委員長 製品化への臨床研究、産学官連携による医療機器開発、県北延岡の地域活性化と。具体的に目標設定はどういったところに置いているのでしょうか。到達点です。

○茂総合政策課長 このメディカル構想につきましては、4つの拠点づくりをやりりたいと考えております。1つ目が研究開発の拠点づくりでございます。2つ目が医療技術・人材育成の拠点づくりで人材育成を図っていききたい。3つ目が血液・血管に関する医療拠点づくりということでして、この延岡周辺には、大分県を含めて、血液・血管に関する企業等がたくさん立地

しておりますので、このあたりをもっと活性化してネットワークを構築していきたいと考えております。4点目が、医療機器産業の拠点づくりでございます。この4つの拠点づくりをやることによって活性化を図っていきたいということでございまして、御案内のとおり、延岡市も非常にこの構想にかけているところがありますので、私ども一生懸命取り組んでいききたい、商工観光労働部とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○右松副委員長 具体的な目標設定を伺うことはできなかったんですが、延岡市と合わせて1,500万ということで、この金額で果たしてこの事業目的が達成し得るのかなという疑問を感じているんですけど、850万プラス延岡市と1,500万、1,500万で十分この成果は得られるものでしょうか。

○茂総合政策課長 このあたりは病院局その他商工観光労働部ともいろいろ詰めております。地元企業とも議論しておりますけれども、限られた予算の中でありますけれども、その予算を使って最大限の効果が出せるように努力していききたいと思えます。

○右松副委員長 今年度、そして4年間でどこまで進めていくかという具体的な数値目標は設定しなければ、予算をつける以上は、そこはあやふやにはできない部分だと思っています。目標設定をしたら必ずその結果を出していただきたいということで、本件は終わらせていただきたいと思えます。

それから、もう一つ、先ほどの新エネルギーに戻りますけれども、事業費5,000万というこの金額も、果たしてこれでどれぐらいきちっとした研究、そして実用化まで持っていけるのか、この予算の金額に関しても大丈夫なのかなとい

うふうに感じておるところです。選択と集中という中で新エネルギーは県の重要施策になってくると思いますので、やはり実用化を目指すということで、それに見合った予算編成もしていただくとうれしいと思っております。

そして、最後、4点目であります。先ほどからる鳥飼委員のほうから御質問がありましたけれども、東日本大震災被災者受入応援事業ですが、星原委員に対する答弁で、6月21日現在で135人と。宮崎市のNPOに就職者が出ているということでもあります。中山間地域と限定したときの受け入れと現状の整合性がかなり乖離しているという認識を私は持っています。県内の中山間地域の生活環境も含めて、現地の市町村自治体の受け入れ体制、どこまでこの点について話が進んでいるのか、ちょっと抽象的な質問ですけど、お答えいただければと思います。

○福田中山間・地域政策課長 現在、これと同じような基金を活用した事業ということで、この事業とは別の事業になるんですけども、みやざき移住地域おこし後継者発掘事業というものを行っております。この事業の中で、伝統工芸ですとか漁業、農業といった分野で17人、中間地域で雇用させていただいております。こういうニーズが少なからずありますので、被災者限定ということではありますけれども、事業を今回提案させていただいております。

○右松副委員長 事業費1,800万かけるわけですけども、被災者の雇用を図る中山間地域の企業や個人事業主を支援すると。本当に被災者の受け入れができるような、それが採用促進できるような効果的な結果が得られるのか。1,800万かける以上、計画倒れといいますか、中山間地域を名乗ったものですけども、実際に受け入れはできないという結果が出てしまっは無駄

なお金になってしまいますので、予算をかける以上はしっかりと成果を出していただきたいというふうに申し上げたいと思います。以上です。

(「その他でもいいですか」と呼ぶ者あり)

○山下委員 アクションプランについては、すべて終わった後、その他の中で検討していきたいと思いますので、その中でお出し願いたいと思います。

○前屋敷委員 歳出予算説明資料19ページのバス路線の件なんですけど、今回、1億7,000万ですか、生活交通路線への支援ということですから、大事な予算であります。しかし、黒字路線が109、赤字が218路線ということで、大変経営上も苦勞しておられるということはよくわかりますが、この赤字路線が長く続くと廃線になってくるといふこともあると思います。その場合に、実際そこを利用しておられる利用者の方々にどういう対応をしながら、廃線にする場合、どういう手当ををもってそこを廃線にするのか。人数が少なくなったとはいえ、そこを日常的に利用されておられる方もいらっしゃるわけで、合意を得なければ、経営が困難だからということで一方的に廃線にするのは問題だと思うんですけど、その辺はどういうふうな状況なんでしょうか。

○中田総合交通課長 バス路線の廃止された後の対応につきましては、廃代バスというのを市町村が運営する場合に、県が欠損額の2分の1以内で市町村に対して県単で補助して、市町村が廃止された路線に廃代バスとして運行しているケースが1つあります。あとございますのが、廃止された後に、市町村がコミュニティバスを走らせて住民の足の確保を図られているケースがございます。

それから、手続の話かと思うんですけども、廃止する場合は、県のバス対策協議会があって、その下に各地域ごとに分科会がございます。そこに市町村、地域住民代表等入りまして、その中で交通事業者のほうから廃止路線の提案があって、その後どうするかというのを含めて協議して、バス対策協議会で決定されるということになります。ちなみに昨年度は廃止路線はございません。21年度に幾つか廃止路線が出ておりますけれども、私の聞いている話では、当面バス路線の廃止はやらない方向だというふう聞いております。

○前屋敷委員 廃止を言い渡された場合に、後の手だてがきっちりつかない限りは、廃止というのは強行できないと思うんです。その辺のところは住民の皆さんの理解も含めて、後の手だてがしっかり整った上での運行にしなければなりませんので、その点は助成をしている県としても最終的に見届けていただきたいというふうに思います。

同じく27ページで、生活・協働・男女参画課ですが、ボランティア活動促進事業費で、新規事業の3、協働を実現するための「実務者・指導者育成事業」で182万2,000円が上がっていますが、これは実質、県の職員の方々を対象にしておられるのか。NPOだったり、そういう方々も含めて対象にしておられるのか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 この実務者・指導者育成研修は、県職員を中心にして行う事業でございます。本庁・出先、各種委員会を含めまして、各所属に2名ずつ協働推進員という方を設けておりまして、県の職員を対象に行う事業でございます。

○前屋敷委員 この研修は、講師は県の方ですか、それとも招致して、講師を迎えながら研修

するわけですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 この事業自体は、公募して委託先を決めることにしまして、受託先が事業をします。内容としましては、協働事業の考え方等についてはうちの職員が説明し、今まで協働事業をしてきた県の所属もありますので、その職員に協働の進め方とかやり方をお話しいただき、また、実際に協働したNPOからも来ていただいて、講義、ワークショップ等を行っていくということで研修を行っていく形をとっております。

○前屋敷委員 もう一点、34ページですけど、文化文教・国際課、ここの私立高等学校授業料減免ですね、助成ですが、現在、対象になっている生徒さんの数は何人ですか。

○日高文化文教・国際課長 これは生活困窮世帯に対して授業料の減免を行う制度でございますので、月によって人数は変わっておりますけれども、平成22年度で見ましたら、全体で1,288名でございます。今年度は、対象生徒の見込みとしましては1,354名を見込んでおります。

○前屋敷委員 これは今度の震災との関連なんですけど、被災地の方が避難してこられたりとかで、そういう対象になる生徒さんは現在おられるか。私立に関係することになるんでしょうけど。

○日高文化文教・国際課長 今回の大震災にかかわりまして、私立学校につきましては、おおむねの学校で、そういった生徒さんがおられた場合には受け入れを行うという姿勢でございます。その場合には、入学金でありますとか授業料は、学校の負担で減免するということで考えているようでございまして、この授業料減免補助金の対象にはならないのかなというふうに考えております。

○前屋敷委員 それぞれの学校が独自に自主的に受け入れるということなんでしょうか。

○日高文化文教・国際課長 学校法人によって考え方がありますが、基本的には、もしそういう方がおられれば受け入れるということは聞いております。今現在、日南のほうの学校に1名、実際に震災に遭われた方が入学しております。ほかの学校におきましても、授業料を免除するという形で受け入れを表明している学校はございますので、そういった形で受け入れの必要があれば進んでいくのかなと思っております。

○前屋敷委員 そういった自主的な受け入れは大変歓迎なんですけど、やはり一定の支援というものも今回の場合は必要かなと思っていますので、また検討もしていただきたいと思えます。

○西村委員 先ほど途中で話題が変わってしまって最後の質問ができなかったんですけど、携帯電話の件です。人口カバーで今回103世帯があると。この103世帯はいいんですが、私も中山間地を走っていると思うんですが、集落のところだけは通じる。隣の集落の5～6キロ、10キロぐらいはまた通じなくて、また通じるという箇所が県内あちらこちらにあると思うんです。人は余り住んでいないんですけど、職場があったり、田畑があったり、林があったりするような、人が生活しながら仕事をするような場所につながらないことが多いんですけど、こういうのは、住居があるところがすべて終わってからつけるような感じなんですか。後回しなんでしょうか。

○長倉情報政策課長 私どもの今行っております事業が、条件不利地域の居住地域について対象にしております。もともとこの携帯電話の事

業そのものが民間の採算性の中で行われる中で、不採算の部分をカバーしようということで行っておりますので、実際おっしゃるように、山間部とか、あるいは林業で働く方々が例えば事故に遭っても、連絡の手段がないということを知ることでもあります。

しかしながら、先ほど申しあげましたように、民間の採算ベースで行われているというのが基本にございますので、なかなかそのほうに進んでいないのも事実でございます。ただ、県民の利便性の向上という観点からは、できるだけ広い地域で使えたいほうがいいというのはそのとおりでございますし、また、観光振興という面でもいろいろなメリットがあるところでございます。私どもとしましては、新たな視点、例えば、こういうところは人の交流が多いですよとか具体的な例を示しながら、市町村とも協議しながら、そういった部分のニーズ等があれば、携帯電話会社さんにお話をつないでいきたいと考えております。

○西村委員 よくわかりました。住居があるところが優先で、住居がないところに関しては今のところ厳しいというお話だったんですけど、先ほどあったように、事故とかもしくは災害等に遭った場合に、通信手段というのは命を左右するものであると思います。つい先日、高松沖でフェリーから落ちた人が携帯電話で助かったということもありましたけど、ああいうことも中山間地はよくあると思うんです。足が滑って落ちたとか、発見されたのが翌日だったと、残念ながら亡くなったという話もよく聞きます。そういうことも踏まえて、ぜひ、人がここには住んでいないからというわけではなくて、せめて国道であるとか生活道路であるところには配備いただくようお願いしたいと思います。

○長倉情報政策課長 私どもも携帯電話会社と協議する機会がございますので、地域の整備の要望とあわせて、そういった御意見はつないでまいりたいと思います。

それと、発言の訂正でございますけれども、先ほど五ヶ瀬町の1地区の鉄塔につきましてソフトバンクと申し上げたと思いますが、KDDIのほうでございますので、訂正させていただきます。

○山下委員長 ありませんか。なければ次に入ります。

○茂総合政策課長 1点だけ補足の答弁をさせていただきたいと思います。先ほど新エネルギー拠点づくり事業ということで、研究費用のお尋ねをいただいたところでございますけれども、現在、水素に関する研究費につきましては、別途新潟大学のほうで1億8,000万円程度確保しているということでございます。あわせて、その他の研究費につきましては、新潟大学、宮崎大学も非常に張り切っておりまして、国の公募等に積極的にチャレンジして行って、少しでも研究費を確保したいと考えているということでございます。以上、補足させていただきます。

○山下委員長 なければ、次にその他報告事項に入りたいと思いますが、説明を求めます。

○茂総合政策課長 それでは、総合政策課から3点ほど御報告させていただきたいと思えます。

まず、県民意識調査の結果についてであります。委員会資料の27ページをお願いいたします。

まず、1の調査の概要についてですが、この調査は、県政の運営に資することを目的といたしまして、平成16年度から毎年実施しているも

のでございます。調査時期は4月から5月にかけてまして、無作為に抽出しました県内在住の20歳以上の方3,500名のうち1,760名から回答を得まして、回答率は50.3%でございます。

次に、その下の2であります。アンケートの結果であります。今回から、今の暮らしの満足度、豊かさのイメージに関する質問を新たに設けたところであります。県内での今の暮らしにつきましては、64.5%の人が満足しておりまして、今後も現在住んでいる地域に住み続けたいと思っている人の割合は81.2%という結果でございます。また、県民の考える豊かさのイメージについての質問も行ったところであります。何をもち豊かさというかということでございます。これにつきましては、表でお示しておりますように、心身の健康、衣食住の充実、家族や周囲との良好な人間関係、これを重視する人が多く、満足度も高くなっております。一方で、収入や資産が多いことを重視する人も46.5%と4番目に多いわけですが、この項目での満足度は23.9%というようになり低くなっているのが現状でありまして、課題だというふうに考えているところであります。

なお、これらの数値が高いか低いかにつきましては、今回初めての調査項目であるため不明ですけれども、今後、県民にとっての豊かさの順位あるいは満足度がどのように変化していくのか、毎年度調査をしていきたいと考えております。

それから、(4)でございますが、災害に対する備えをしている人の割合は32.2%となっております。前年と比較しますと4.7%下がっておりますが、これは東日本大震災が起こったことによりまして、改めて災害に対する備えを見直し、十分ではなかったのではないかと県民の皆

さんが思われたのではないかと考えております。

その下の（５）ですけれども、子育てに關しまして不安感や負担感を感じる人の割合も、ここ数年60%台で推移をしております。

また、その下の（６）であります、ボランティア活動に参加をしていない人の割合も60%前後になっているところであります。これらも課題の一つと考えております。

その他の項目を含めまして、詳細につきましては、別冊資料1にお配りしております「県民意識調査結果」にまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、29ページをお願いしたいと思います。政策評価の実施についてであります。政策評価の内容ですけれども、1の評価の実施をごらんいただきたいと思います。これは、以前でございますけど、平成19年の6月に策定いたしました「新みやざき創造計画」の着実な推進を図るために、計画に掲げる重点施策であります新みやざき創造戦略につきまして、内部評価を行うとともに、外部評価として新みやざき創造戦略評価委員会による評価を実施するというものであります。本委員会につきましては、下のほうにあります9名の委員により構成されておまして、総合計画審議会部会の委員としてこの計画策定時から携わっておられる方6名を含めまして、戦略の内容を熟知しているメンバーとなっております。

委員の評価方法でありますけれども、この点につきましては、進捗評価と成果評価という2つの観点で評価をすることとしております。

（1）の進捗評価につきましては、工程表に基づきまして、事業実施が予定どおり進捗しているかどうかを評価するものでありまして、平

成22年度の1年間を評価対象期間としております。次に、（2）の成果評価につきましては、今お話ししました進捗評価の内容も勘案しながら、工程表に基づく取り組みの結果、社会情勢による影響や県民生活へ及ぼした効果を踏まえまして、平成19年度から22年度までの4年間で得られた成果を評価しようというものでございます。

このような方法で評価を行うことによりまして、新みやざき創造戦略におけるこれまでの取り組みについて振り返りまして、今後のより効果的な施策の構築・実施、あるいは社会情勢に応じた施策展開の検討に生かしていきたいと考えております。

なお、現在の状況でございますが、3の会議の開催にありますように、6月30日から7月6日までの間に、3つの分科会ごとに第1回目の会議を開催いたしまして、それぞれの取り組みについて事務局や関係課から説明を行い、評価をしていただく予定にしております。その後、委員と打ち合わせを重ねまして、再度会議を開催した上で、評価結果を取りまとめまして、決算報告の際にあわせて御報告し、公表する予定といたしております。

それから、私から最後でございますけれども、委員会資料の30ページをお願いいたします。九州広域行政機構構想についてであります。国の出先機関改革につきましては、政府が出先機関の原則廃止を掲げたことを受けまして、各地域ブロックでも受け皿の検討を進めたところでありまして、九州知事会では昨年の10月に、九州広域行政機構の設立を目指すことで合意いたしました。

まず、1の機構設立の目的等でございますけれども、国の出先機関の受け皿を明確に示すこ

とによりまして、改革が停滞している状況を打破すること。それから、二重行政を解消し、地方によるガバナンスを強化すること。このことによりまして、より迅速で地域ニーズに合った行政サービスを可能にすることにあります。また、地方分権改革におきましても、最も重要となる地方への権限移譲・財源移譲を進める実践的な手段となり得ると考えております。

次に、2の機構の概要でございます。右側にイメージ図を載せておりますけれども、この機構におきましては、国の出先機関の事務、権限、人員、財源等を丸ごと受け入れることを想定しておりまして、その次のページにありますけれども、受け入れる人員、予算規模は、人員で約1万2,000人、予算規模で約1兆3,000億円となっております。また、機構の組織につきましては、各県の知事で構成いたします知事の連合会議、それから各県議会の代表者で構成いたします議会代表者会議の2元代表制を想定しております。ただ、議事機関のあり方につきましては、各県議会の皆様の御意見が反映されるように今後検討していくことになっております。

次に、30ページにお戻りいただきたいと思うんですけれども、3のこれまでの経緯でございます。政府は、昨年12月に新たな広域行政制度に関する法案を平成24年の通常国会に提出をいたしまして、26年度中の地方移管を目指すという方針を示しまして、一番下に米印で書いておりますけれども、国において現在、広域連合制度あるいは九州のこの構想を参考にいたしまして、法案化の検討が進められているところであります。九州知事会といたしましては、この法案に九州としての意向を反映させるために、ことし2月に、資料として後につけておりますが、広域行政機構法の骨子案を策定するなどの

取り組みを進めてまいりました。

ところで、東日本大震災の影響もありまして法案化の作業スケジュールがおくれておりますことから、政府が地方移管を検討する出先機関を、初年度になります平成26年度は2つから3つの機関とする。そして、翌年度以降、段階的に拡大するという方針を示しましたので、このことを受けまして、九州知事会では、ことしの5月に関西広域連合とも調整の上、まずは九州経済産業局、九州地方整備局、九州地方環境事務所の3つの機関を先行して国と協議を進める候補とすることを決定したところであります。

今後は、法案の動向を見ながら具体的な検討を行うこととしております。ただ、余剰な人員を抱えることになるのではないかという懸念、あるいは財源確保の問題、あるいは意思決定のあり方などの課題等の解消を図っていく必要があると考えております。

なお、この九州広域行政機構につきましては、議会の皆様方の御意見も十分にお伺いしながら検討を進めてまいりますとともに、2月の議会でも御説明したところであります。それに引き続いての本日の説明でございますけれども、今後、随時検討状況につきまして御報告をしてみたいと考えております。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○柳田交通・地域安全対策監 第9次宮崎県交通安全計画の作成について御報告をいたします。

委員会資料の36ページをお開きください。

まず、1の作成の趣旨についてであります。この都道府県交通安全計画は、交通安全対策基本法により作成が義務づけられておりまして、国の交通安全基本計画に基づきまして、各

都道府県が交通安全に関する総合的施策を定めるものであります。平成18年度から始まりました第8次の計画が22年度で終了いたしましたことから、今回、第9次の計画を作成したものであります。

2の概要についてであります。(1)の計画期間は、平成23年度から27年度までの5年間です。(2)の性格等は、本県における交通安全に関する総合的な施策の大綱を定めるものでありまして、具体的には、計画期間の平成27年までの交通事故による死者数等の目標をまず設定し、また、そのための講ずべき対策を示しております。(3)の基本理念についてであります、「人優先」の交通安全思想を基本といたしまして、人間、自動車などの交通機関、道路などの交通環境に対する施策の推進や、情報通信技術の活用などにより、究極的には交通事故のない安全で安心な社会を目指すものとしております。(4)の目標につきましては、期間中の平成27年までに、道路交通においては、年間死者数を39人以下、年間死傷者数を9,000人以下にすること。また、鉄道交通においては、乗客の死者数ゼロの継続及び運転事故全体の死者数減少、また踏切道におきましては、踏切事故の発生防止といたしております。(5)の視点及び講じようとする施策の体系につきましては、右のページの第9次宮崎県交通安全計画の視点及び講じようとする施策の体系に記載をいたしております。また、計画の詳細につきましては、お配りしております第9次宮崎県交通安全計画を後ほど御参照くださればと思います。

3の作成経過であります、国の基本計画の中間案が示されました昨年秋から作成に取りかかっておりまして、警察本部などの関係機関と

協議を重ねまして計画素案を作成し、ことしの2月から3月にかけてのパブリックコメント、5月の幹事会の開催などを実施した上で、5月18日の宮崎県交通安全対策会議において決定をいたしております。以上でございます。

○大脇生活・協働・男女参画課長 それでは、委員会資料の39ページをお開きください。

「みやざき県民復興協力隊」の派遣につきまして御報告いたします。

県民復興協力隊につきましては、1の目的にありますように、東日本大震災の被災者支援を行う「みやざき感謝プロジェクト」の一環としまして、この協力隊を編成・派遣しまして、被災地でのボランティア活動を行うとともに、県民の防災意識の向上や災害ボランティアの育成を目的としております。

主催は、宮崎県、宮崎県市長会、宮崎県町村会、県社会福祉協議会、県経済団体協議会でございます。

派遣期間につきましては、1クール6日間で5班までを計画しております。1班と2班は既に活動を終了しまして、現在は第3班が被災地で活動中でございます。また、4班につきましては6月27日から、5班につきましては7月4日から派遣する予定でございます。

4の派遣人員は、各班20名の計100名でございます。1班から3班につきましては、宮崎県経済団体協議会を通じまして募集しまして、4班、5班につきましては、一般県民から募集をしたところでございます。

5の活動場所は、福島県のいわき市でございます。活動内容としましては、被災家屋の泥出しや清掃など、現地のニーズに応じた活動を行っております。財源につきましては、県社会福祉協議会のボランティア基金を活用しており

ます。

それから、活動の写真がございますので、簡単に御説明させていただきます。別添ということで、資料の3、A4のカラーコピー1枚、これがございます。全体で6日間の派遣期間ですが、1日目と最終日は移動日になっておりまして、活動の1日目、2日目が上2枚の写真でございます。ここでは、1班の写真でございますけれども、上の写真が、隣接する2軒の家屋に20名全員が行きまして、被災家屋の内外の清掃活動を行っております。ちょうど家屋の外のがれき等を撤去しているところの写真でございます。中段の写真が家屋の中、右上の家屋の家の中の写真でございます。左側は作業前でございます、外からがれきが入ってきたりしておりますが、右が作業後ということできれいにがれき等が片づけられております。一番下の写真が活動3日目と4日目の写真でございます、3日目につきましては20名が6班に分かれまして、4日目につきましては7班に分かれまして、それぞれ被災家屋に出向きまして、家屋内外の片づけをしているところでございます。2班までは全員無事にけがなく帰ってきていただいております。被災者の方からは、「家がびっくりするほどきれいになった」という言葉をいただいておりますし、参加された方からは、「今回、体験・体感したことをさまざまな場面で伝えたい」とか、「県内のほかのボランティアにも参加したい」というような感想をいただいております。被災地で活動していただく方にはけがをされないよう、また、被災された方には、復旧・復興に前向きに取り組むが進められますような今後の活動を期待しているところでございます。

続きまして、宮崎県男女共同参画センターの

指定管理者制度の第三期指定について御説明いたします。

委員会資料の40ページをお開きください。

まず、1の宮崎県男女共同参画センターにつきまして、設置目的にありますとおり、このセンターは、本県の男女共同参画社会づくりの推進拠点ということで、情報の提供や啓発、相談事業を行うとともに、学習や交流の場を提供しまして、本県の男女共同参画社会の形成に寄与することを目的として設置されております県の公の施設でございます。

所在地は、物産館の東側になるんですが、9号館にありまして、開設は平成13年9月でございます。主な施設としまして、1階に事務室、図書室、交流スペース、3階に研修室、交流室、相談室を備えております。当センターにつきましては、平成18年度当初から指定管理者制度を導入しております、現在二期目の指定管理となっております。今年度が第二期の最終年度ということで、今年度中に第三期の指定管理者選定の手続を行うこととしております。

2の二期の指定管理者の管理運営の実績でございます。

(1) 指定管理業務の概要につきましては、まず、現在の指定管理者は、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構でございます。指定期間は、21年4月から今年度末までの3年間となっております。業務内容につきましては、施設の利用に関する業務、男女共同参画社会づくりに関する業務、施設の維持・保全に関する業務でございます。

(2) 施設利用状況につきましては、指定管理者制度導入前と第一期、第二期ということで数字を上げさせていただいております。第二期の利用状況は、途中ですので、21年度と22年度

の平均の1年間分を上げております。この中で、センター利用者、これは研修室利用や相談ということでセンターを利用した人ですが、2カ年平均のところにあります1万2,377人が利用されております。それから、講座等開催の参加者としましては2,902人、講師派遣研修による参加者が3,406人、職員派遣研修参加者が1,815人などとなっております。

次に、41ページをごらんください。(3)施設の収支状況でございます。第二期は、収入としましては、指定管理料、年間に2,620万円でございます。支出としましては、人件費1,282万2,881円、事業支出1,216万553円などとなっております。

(4)管理運営状況でございます。指定管理者制度の導入を契機として行っていただきました主な取り組みとしましては、①としまして、開館時間の延長、②ホームページの携帯サイトの開設、③外部の方の意見を聞くための運営評価委員会を設置していただいております。

(5)評価でございますが、①としまして、財政支出が縮減されていること、②利用者が増加していること、③講座等の参加者が増加していること、④アンケート調査による利用者満足度の向上が挙げられております。また、今後の課題としましては、若年者層や男性を初めとする新規の参加者の掘り起こしが必要であるというふうに考えております。

次に、42ページをお開きください。今年度行います第三期の募集方針(案)について御説明いたします。

(1)業務の範囲につきましては、これまでと同じく、施設の利用に関する業務、男女共同参画社会づくり事業に関する業務、施設の維持保全に関する業務としております。指定期間に

つきましては、平成24年4月1日から27年3月31日までの3年間でございます。基準価格は、指定管理料ですが、年額で2,529万円でございます。(4)募集でございます。募集期間につきましては、7月8日から9月8日までの2カ月間としまして、県の公報、ホームページ、新聞・テレビ等で行う広報、現地説明会、質問対応による情報提供を行うことにしております。(5)資格要件でございますが、県内に事業所または事務所を有する法人、または設置しようとする法人・団体であることや、地方自治法施行令に定める一般競争入札参加の欠格事項に該当しない者であることを条件としております。(6)選定につきまして、選定方法でございますが、1次審査と2次審査がございます。まず、1次審査としまして書類審査を行います。2次審査で指定管理者候補者選定委員会を設けておりますので、この選定委員会が応募者のプレゼンテーション、ヒアリング審査を行いまして、指定管理者候補者を選定することにしております。②にあります指定管理者候補者選定委員会の委員につきましては、学識経験者、財務関係者、有識者、利用者代表、市町村代表ということで、そこの5名をメンバーとしております。

43ページをお開きください。(7)審査項目等でございますが、選定基準としましては4つ設けておりまして、①住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえ、センターの設置目的に合った運営が行われること、②センターの利用を最大限に発揮できるものであること、③管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること、④事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するこ

とという選定基準を設けまして、さらに、16の審査項目を設けて審査を行うことにしております。

44ページをお開きください。(8) リスク管理責任分担に関する事項でございます。これにつきましては、センター運営管理における県と指定管理者の責任分担や費用分担につきましてケースごとに定めているものでございます。

最後に、4でございますが、スケジュールにつきましては、6月10日に第1回の選定委員会を開催しまして、第二期の実績の検証、第三期の募集方針の検討を行ったところでございます。この後、7月8日から9月8日まで2カ月間募集を行います。10月の中旬に第2回の選定委員会を開催して指定管理者候補者の選定を行います。11月の定例県議会に指定管理者指定議案を提出させていただきます。議決後、指定管理者の指定を行いまして、事業者の引き継ぎ、来年4月1日に協定締結し業務を開始するということと考えております。

男女共同参画センターの指定管理者制度については以上でございます。

続きまして、46ページをお開きください。「みやざき男女共同参画プラン」の改定について御説明をいたします。

1の改定の理由は、現行の「みやざき男女共同参画プラン」の計画期間につきましては、平成19年度から23年度までの5年間となっております。今年度で終期を迎えることから、このプランを改定することとしておりまして、昨年12月に策定されました国の第3次男女共同参画基本計画や、22年度に本県が実施しました男女共同参画に関する意識調査の結果、この調査結果は後ほど御報告いたしますが、これらを勘案してプランの改定を行うものでございます。

2の新たなプランの概要につきましては、計画期間は、平成24年度から28年度までの5年間、計画の性格・役割としましては、男女共同参画社会基本法に基づきます本県の男女共同参画計画という位置づけで、本県における男女共同参画推進の基本的方向、具体的な施策を示すということにしております。

(3)のスケジュールにつきましては、宮崎県男女共同参画審議会がございまして、この審議会の審議、庁内の検討などの策定作業を行いまして、11月の定例県議会に御報告して御意見をいただき、その後、パブリックコメントを行い、最終案を2月議会に議案として提出しまして御審議いただくこととしております。議決をいただきましたら、計画を決定し、公表ということと考えております。

続きまして、昨年度実施しました「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」の結果につきまして御説明をいたします。

配付資料としまして、資料の4と5をお配りしております。資料4がピンク色の冊子で報告書でございます。資料5のダイジェスト版のほうで御説明させていただきます。少し長くなるかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、1ページですが、アンケート調査の概要でございます。

目的につきましては、県民の男女共同参画に関する意識と実態の把握、今後の施策のための基礎資料を得ることを目的としまして、調査対象は、県内在住の20歳以上の男女1,500人ずつの3,000人。有効回答数は1,257人で行いました。

2の調査結果でございますが、男女平等に関する意識ということで、さまざまな場面における男女の平等感について調査をしております。

紫色が「男性のほうが非常に優遇されている」と考える人、オレンジ色が「どちらかといえば男性が優遇」、緑色が「平等である」と感じている人の割合を示しております。例えば3段目の「学校教育の場」では、男性優遇が少なくなっておりまして、逆に、緑色の平等であると感じている人の割合が50%を超えております。しかし、これ以外では男性優遇と感じている方の割合が高くなっておりまして、一番下の「社会全体」を見ていただきますと、社会全体でも男性優遇と感じていらっしゃる人の割合が60%を超えておりまして、平等と思っている人につきましては16.9%にとどまっております。

次に、2ページをごらんください。「男は仕事、女は家庭」という考え方はどうですかと聞いております。これは性別による固定的な役割分担意識がどうかということでございます。

「全体」というところを見ていただきますと、「この考えに賛成」という方が約3割、「反対」という方が約4割で、前回調査と比べますと賛成が減って反対が増加ということでございます。これを性別で見ますと、「この考えに賛成」という方は、女性に比べて男性のほうが割合が高くなっております。

3の家庭生活における意識と実態ということで、これは家庭における夫婦の役割分担の理想と現実はどうかということ聞いております。上から4つ目の「育児、子どものしつけ」を見ていただきますと、理想のところのオレンジが「夫婦が同程度分担」ということで69.7%ありますが、現実はどうかということ、28.7%と、かなり現実のほうが低くなっております。以下、学校行事ですとか地域の行事、親の世話等についても同様でございます。理想と比較して現状では妻が分担している割合が非常に高くなっ

ております。

次に、3ページをお開きください。4の仕事と生活の調和についてでございます。仕事と家庭生活や地域生活の調和につきまして、希望と現状を聞いております。「全体」のところの現状では、12.8%の人が「家庭よりも仕事に専念」、約4割の方が「家庭生活・地域活動にも携わるが仕事を優先」、約2割の方が「家庭生活・地域活動と仕事を両立」と答えておりまして、下の棒グラフにありますとおり、仕事と生活の調和のためには、育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備というものが一番に挙げられております。

次に、4ページをごらんください。5の就業に関する意識につきましては、職場での男女差について聞いておりまして、「賃金」でありますとか、「昇進・昇格」につきまして、男性が優遇されていると感じている人の割合が高くなっております。

次に、5ページをお開きください。6の政策の企画・方針決定に関する意識ということでございます。政策の企画・方針決定の場に女性が少ない理由ということで聞いておりまして、なぜかということですが、「男性優遇の組織運営」や「女性の参画を積極的に進めよう」と意識している人が少ない」ということが挙げられておりまして、下の棒グラフでございますが、女性の社会進出のための必要な措置ということで、「企業や国、地方自治体が女性社員や職員の採用・登用などについて目的を設けたり、女性社員の進出を促す計画を策定する」ことが重要だと考える人の割合が高くなっております。

6ページをごらんください。7の女性の人権に関する意識と実態ということでございます。

「女性の人権が尊重されていない」と感じるも

のとしていろいろな理由がありますが、セクシュアルハラスメント、家庭内での暴力、女性に対するストーカーなど、主に身体面に及ぶ行為につきまして、女性の人権が尊重されていないと感じる人の割合が多くなっております。

7ページをお開きください。8の男女共同参画社会づくりにつきまして、「男女平等になるために重要なこと」を聞いておりまして、まず挙げられておりますのが、「女性を取り巻く偏見や社会通念、慣習、しきたりを改める」こと、それから、「女性の就業、社会参画を支援する施設やサービスの充実」を挙げる人が高くなっております。また、下の棒グラフですが、男女共同参画社会を実現するために県がすべきことということで、「働きやすい職場環境の整備」、「保育・介護に関する福祉の充実」などが期待されているところでございます。

以上、意識調査の主なものを御説明いたしましたが、詳細は後ほどごらんいただきたいと思います。このような調査結果につきましては、今年度策定します男女共同参画プラン改定作業の中で活用していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山下委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑はありませんか。

○西村委員 29ページの政策評価の実施、外部評価を実施されるとのことですが、2点まとめて伺います。評価委員に選ばれている方々が、県の政策立案に関して何かの審議会に重複して入っていることはないのかということと、もう一点、この中にはNPOとかいろんな団体の方もいらっしゃると思いますが、この方々の団体に関して、補助金とか委託事業とかそういうもので結びつきがないのか、伺いたいと思います。すぐ

にわからなかったら、調べていただいて結構です。

○茂総合政策課長 1点目の審議会等に入っているかどうかということにつきましては、総合計画審議会に入っていらっしゃる委員もおられますし、ほかの審議会に入っている方もおられると思います。あとの点について確認させていただきたいと思います。後ほど答弁させていただきます。

○山下委員長 そのほか、報告事項でありませんか。

○鳥飼委員 2～3点お尋ねをいたします。

広域行政機構の中の考え方はどうなっているのかということ、34ページをお尋ねいたしますが、住民の関与というところがあります。構成団体の区域内に選挙権を有する者による直接請求及び住民による住民監査・住民訴訟制度を導入するとなっていますけれども、この要件はどんなふうな議論が今されているのか、お尋ねいたします。

○茂総合政策課長 これにつきましては、ガバナンスを強化する必要があるということでここに入っているわけですが、具体的な中身をどうするかということについては、これからの議論ということになるかと思います。

○鳥飼委員 わかりました。うっちゃりみたいな感じで。

次の第9次宮崎県交通安全計画の作成について、交通・地域安全対策監のほうから御説明がございましたが、この中で37ページに、道路交通環境の整備が8つの柱の中の1つにあるんですけれども、道路標識は希望が多いんですが、県警の交通企画課になるんですか、「なかなか予算がなくてですね」というようなことで、あそこでもなかなか厳しいんですけれども、そう

いう施設の整備と申しますか、それについて対策監のほうで、県警との関係で要請をしていくというようなことは出てくるのでしょうか。

○柳田交通・地域安全対策監 今、委員がおっしゃったとおり、交通標識については大体2つに分かれています。交通規制関係については県警本部、あと、管理者が設置する標識もあります。この先交差点がありますよという黄色の標識です。うちのほうも交通安全全体を持っておりますので、交通規制に関する質疑とか、ここをこういうふうにしたらいんじゃないかという意見は聞いておりますので、そういう意見があれば、直接私が交通企画課に行って、こういう御相談がありましたということで県警と連携をとっております。以上です。

○鳥飼委員 予算確保にまた御協力いただきたいと思っております。

次に行きます。39ページの「みやぎ県民復興協力隊」ということで、ボランティアで活動していただける方にはありがたいなという思いでございます。既に2班目が行こうとしているということなんですけど、私が気になるのは、被曝——双葉町、第一原発からの距離なんです。飯舘村とか伊達市の一部の地域とか、赤生木地区とか、ホットスポットということで出ておりますけれども、それに対する配慮とか必要じゃないかなという気もするんですけれども、考え方についてお聞きをしたいと思っております。

○大脇生活・協働・男女参画課長 現地でのボランティア活動につきましては、いわき市の災害ボランティアセンターが差配しながら配置するというようにしております。基本的には立入制限がない30キロ外での作業になりますが、実際は30キロの中でも人が住んでいらっしゃいますし、被災地もあります。災害ボランティアセ

ンターでは、30キロ以内で作業する場合には、その場所の放射線量をお示しして、その上で行かれますかということで、手を挙げていただいて行っていただくという対応をしているということで聞いております。

○鳥飼委員 放射線の被曝については、限度についていろいろと意見があるわけですが、今、非常事態だということで、原発の中で作業する人は250ミリシーベルトと上がってきていますし、基本的には放射線は受けないにこしたことはないんです。しかし、やむを得ないところがあって1ミリシーベルトというのが出ております。ですから、懸念があるということを中心に配慮していただいて、その辺の注意もよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、指定管理者制度についてお聞きしようかと思いましたが、これはカットしまして、男女共同参画プランの改定についてということで、この中には、公的機関の女性の登用率とかそんなのは今現行、私、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけれども、出ていたんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 現行のプランの中にも指標ということで数値目標を立てております。その中では、県の審議会の登用率等につきましては、50%ですけど、そういった数値目標も設けておりましたし、今度の改定につきましても設けるということになっております。

○鳥飼委員 審議会の委員は50%ということで出ているんですけれども、例えば県庁の職員で、今度の議会でも出たんですが、部長がおられますけど、こっちに並んでいるのは男性ばかりですね。たまに10何年に一遍ぐらい女性が、今、2人ですか、私もすぐに思い出せないんですけど、これは人事課の分野になるのかもしれ

ませんが、やはり育てていくという視点がないと育たないと思っているんです。県民意識調査をされて、かなりそういう部分が社会や組織の中にありますよとなっているわけですから、県の職員の比率をこうしますと、出せるかどうかというのは一つあるんですが、できたら出してもらって、殻を破っていく時期に来ているんじゃないかと思います。大脇課長のところが事務局になっていろいろ議論していくでしょうけど、ひとつ議論の素材にさせていただいて、できたらそういう殻を破るときに来ているんじゃないかと思っています。これは要望にしておきます。

○茂総合政策課長 先ほど西村委員からお尋ねの2点目でございますけれども、政策評価において、外部委員について補助とかそういうのを受けているところはないかというお話だったと思いますが、29ページの下の表の中でいいますと、NPO法人みやざきこども文化センター、NPO法人みんなのくらしターミナル、宮崎県林業研究グループ、このあたりについては、補助事業の対象となっているということがございます。この政策評価につきましては、個々人ではなくて合議制で評価をしていただくと考えているところでございます。以上でございます。

○西村委員 先ほどの話で、自分が審議会等に入って意見を出したりして加わってきた政策を、今度は自分が評価する立場になるというのはおかしい。内部評価ならいいんです。それを外部評価としてやるのはおかしいことだと私は思いますし、先ほどの話で、この方々に助成をしたり、補助金をしたり、委託事業をするというのは悪いことじゃないんですが、その方々が外部評価のメンバーに入ってしまうことによっ

て、この会全体が、県民から見たときに、自分たちが使いやすい人間だけ集めた外部評価機関じゃないかと。県はそういう使いやすい人間だけ集めていいとか悪いとか言わせて、なるべく問題を表に出さないようにしていると、そのような疑念を私は持たれると思います。この一人一人を見たら、素晴らしい方であろうと思いますが、ただ、絶対にこれは疑問なり疑念なり持たれる人選だと私は思います。これを替えることはできるんでしょうか。

○茂総合政策課長 ただいまの御意見は、検討に値するといったら失礼ですけれども、非常に貴重な御意見だと思います。今年度については既にこれで御案内をしておりますし、これで取り組んでいきたいと考えておりますけれども、来年度以降の取り組みについては、今の御意見も参考にしながら内部で検討させていただきたいと思います。

○西村委員 この方々が内部評価なら私は問題ないと思います。外部評価といっている以上は、さらに別の機関をつくるなり、別の人たちが、ちゃんとできているかというのをやらないといけなくなると思うんです。このような疑問を持たれたまま22年度の工程表が進捗しているかを評価する、もしくは4年間の成果を評価する。こうなってきた場合に、全くその評価自体の信ぴょう性がなくなってくると思うんですが、今の話であれば、このまま進んできてしまったということはわかります。ただ、これをどういうタイミングで見直していくのか。またさらに、これを評価する人たち、この人選を評価する人たちをつくっていかないと、これは多分、永久に県の体質に対しての疑念は晴れないと私は思います。それを我々県議会がもっと頑

張ってやれということになれば、また県議会のほうはその評価に対してさらに外部というか、一部私たちも内部の部分がありますから、チェック機関としてやっていかななくてはなりません、外部評価としての考え方は部長どうなんでしょうね。

○渡邊県民政策部長 外部評価のシステム自体、いろんな御意見があるんです。今回こういう形でやりましたけど、今回の評価については、従来の総合計画、東国原県政時代につくった総合計画が一つ区切りでございます。今回アクションプランができます。23年度からスタートするわけですが、その評価のあり方については今後早急に検討して、どういう形が一番いいのか、人選も含めてでございますけど、そういうことをやらせていただきます。

○西村委員 私が言わんとしていることはわかっていると思うんです。今まで自分たちも補助金なり委託事業なりで、恩恵ではないですけど、県と非常に近い立場で仕事をされた方々が、今度はそれを外部から評価するというのでは、これは県民から見たらわかりにくいことではないかということでもありますので、今、部長のお話にありましてとおりに、これからのことに対しては、重々に人選の仕方、それが内部から見たのか外部から見たのか、そういう立場も鮮明にしながら変えていただきたいと思います。要望にかえさせてもらいます。

○星原委員 39ページの「みやぎき県民復興協力隊」のことなんですけど、こういう形で応援していくことはすばらしいと思う反面、これはいつまでどういう形で続けていくのかなと。私も見てきましたけど、あれだけの量を片づけていくとなると、こういうボランティアのやり方では大変じゃないかと思うんです。第5班までは

こういう計画でされているんですけど、今、県が行っているところはいわき市ですね。それ以外のところもだあっとやられているわけです。同じような形で片づけをせにゃいかんところなんかは相当な量があるんです。そういうのをこういう形ですと繰り返してやっていこうとしているのか。国・政府からそういう形で協力要請があって各県がこういう形をとっているのか。宮崎県独自でこういう形をやって応援しているのか、その辺の基本的なところはどういう考えで今後考えているんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 県民復興協力隊につきましては独自のものでして、国から要請があってという部分ではございません。それから、この以降のことなんですけれども、考えられますのは、7月、8月になりますと大学生が休みになりますので、ボランティアの数はふえてくると思ってまして、9月いっぱいボランティアの数自体は充足できるかなと思っています。10月以降なんですけど、現場の復興の状況とか現地のボランティアのニーズが変わってくるのではないかと考えていますので、そういったものを見ながら検討することにしております。以上です。

○星原委員 一時はばあっとボランティアが集まって、少なくなつて、いろいろ話を聞いていて、そういうこともあってこういう形をとられているんだろうと思うんです。私なんか見ていると、ボランティアで協力していくことはいいんですが、本来は、政府自体がこういうのにもうちよつと積極的に早く取り組んでいかないと大変じゃないかという感じがするんです。こういうことを任せながら、一方でボランティアの人たちの活用の部分でやっている。それで復旧・復興がなるのかなという思いがあるんです。

今、景気が悪くて仕事がない人たちも結構いるわけで、そういう人たちがボランティアで行ってれば、ボランティアになってしまいますから、今、我々の県でも建設業なんかで仕事のない人あたりが、仕事として考えられる部分はないのかなという感じはするんですが、そういうことについての政府とのやりとりはあるものですか。ないんですか。

○渡邊県民政策部長 そういうやりとりは都道府県とはないと思います。基本的に今、我々が何をやっているかという、これは市町村もそうでございますけど、人的派遣——県職員あるいは市町村の職員、あるいは専門職等が今行っているというのが、行政としての都道府県あるいは地方の応援の内容でございます。公的な機関以外にこういう民間の方々が行っている。あとは国がどういう形で復興にかかわっていくかということだろうと思います。そのあたりは復興庁の話やらいろいろありますけど、全体として今後復興に向けた対応というのは見えてくるんだろうと思います。そして、その中でまた、我々地方がどういう形で役割を果たしていくのか、あるいは民間のボランティアにこの分については引き続き頑張ってもらいたいとか、そういう筋道も明らかになっていくのかなと思っているわけです。とりあえずこれは1期でございまして、今、課長がお話ししましたように、今後の需要あるいは向こうのニーズ、それから、じきに夏休みになりますので、一般的な大学生とかそういう方々もふえてくると思います。とりあえず今回は1期ということでこういう事業を展開しているということでございます。

○星原委員 募集が20名ずつの100名で一応5班でということなんですけど、私なんかも行って見て、木くずから金くずからいっぱい山のよ

うに積んであるんです。住宅の片づけも、いろんながらくたをそれぞれ分けしないで集めて出すとか、どこかに山盛りしておくだけだと思いうんです。そうなってくると、こういうボランティアの活用と実際後片づけをどういうふうにやっていくかということをしないと、二重に手間がかかるとかいろんなことがあるんじゃないか。木くずと金くずと分けるだけでも、再生できるものとできないものとありますね。そういったことあたりまでやっていかないと、個人の住宅に詰まっているごみをただ出す。それももちろん重要ですし、我々行って、田んぼにもまだ車が置いてあったり、船がそのままになっていたり、本当に復興していくまでは相当な時間的なもの、金銭的なものがかかっていくんだろうと思うんです。今はいわき市だけですが、宮崎県は、どちらかといえば物資面のやりとりは宮城県とじゃなかったんですか。いわき市との関係は、どういう関係でこういう形になったんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 いわき市につきましては、いわき市の災害ボランティアセンターが設置されておまして、ボランティアの差配はその災害ボランティアセンターが行っています。その災害ボランティアセンターに県の社協職員が行って支援作業をやっていましたので、その職員と連絡をとりながら、現地のボランティアのニーズとか状況把握ができますので、派遣先をいわき市にしたところでございます。

○星原委員 わかりました。

○前屋敷委員 36ページ、交通安全計画のところですが、第9次の計画の作成についてということで、資料として第8次計画の目標値が示されているんですが、年間死者数が61人以下、死

傷者数が1万1,000人以下ということで、結果的には目標に対してどういう結果だったんでしょうか。

○柳田交通・地域安全対策監 お答えいたします。第8次の最終年度の数でございますが、交通死者については61人以下は達成しまして51人、死傷者数は1万1,000人を超えまして1万3,166人でございます。達成はしておりません。

○前屋敷委員 交通事故の死者をなくすというのが究極の目標でありますけど、通行していますと、毎日必ず事故処理車が出ていて、実地検証している場面に出くわします。これだけ車も多くなって、特に宮崎は車の保有台数は多いんですけど、そういった中では事故をなくすというのは本当に大変な状況で、前年の計画では、事故の数は目標からすると大幅に上回っているということで、さらにその目標より少なくするというのが今度の新たな目標ですけれども、相当な手だてをとるとするか、ドライバーそのものの意識もかなり必要になってくると思うんです。そういった点ではかなりきめ細かな提案を行っていく必要があると思っています。もし何か新たな具体的な提起がされておられれば。

○柳田交通・地域安全対策監 交通死傷者数につきましては、交通事故の原因を分析しますと、緊張感がない運転——今、「てげてげ運転」の追放ということで県民運動でやっておりますが——これが70%以上でございまして、ここに力を入れれば死傷者数総数が減ります。交通死者につきましては、51人のうち、去年は高齢者の方が29人亡くなっておりまして、高齢者に重点を置いた対策をどんどん進めていきまして、全体で死者数も死傷者数も目標を達成するように頑張っていきたいと思っております。以

上であります。

○外山委員 30ページの九州広域行政機構について、実はこの前、九州議長会でこの問題も提起されたものですから、知事と突っ込んで話をする機会が全然ないから、いい機会だからここでお尋ねしておきたいんですが、これは道州制の議論とどういう関係になりますか。

○茂総合政策課長 お答えいたします。これについては、道州制についても、九州知事会でモデル計画をつくったり、啓発活動を今やっているわけです。最近、道州制については具体的な動きはございませんけれども、それとは別にこの行政機構なるものを設立して、国の出先機関を基本的に丸ごと受け入れようと。ただ、丸ごと受け入れようといっても現実には難しいので、とりあえず3つの機関を受け入れようじゃないかと、そして、それを拡大していこうじゃないかということでこういう構想があるわけです。ただ、これについてはいろんな課題もあるのではないかとということで御意見を申し上げてきたところでありますし、これからいろいろ議論をしていかなければいけないだろうと思っております。

○外山委員 これを見ますと、人員、財源も丸ごと受け取ると。例えば財源にしてみたら、32ページに一覧表がありますが、国交省でいえば9,152億。全国にこういう機構ができて、こういうものを地方に移管していったら、今の国家公務員は地方公務員になると。財源は全部地方に行く。そうすると本省というのは、ある意味じゃもぬけの殻というか、何も要らないわけです。それが24年度にそういう方向に決まるかどうか。この前、議長会でも議論があったのは、本当に財源を地方のほうに出す気があるのかどうか、これは非常に疑問だという議論もあった

んです。そこ辺はどういうふうに見ておられますか。

○渡邊県民政策部長 今、総合政策課長が説明しましたが、これについては、九州知事会内部でもいろいろ議論があるところがございます。先ほど道州制の話が出ましたが、各知事が同じ温度で話しているということではありません。例えば熊本県知事は、道州制のステップとしてこういうのを考えているという御意見もちょっと聞いていますし、ほかの知事は、全然そういうことはないということもあります。

それともう一つは、出先機関、例えば九州地方整備局としましょうか、あそこは具体的に事業を施行している機関でございます。例えばヘッドの部分ですね、箇所を決定したり、ここの分を工事するんだとか、そういうヘッドの分は本省が握っているという話もあるわけです。そうしますと、我々は手足だけもらうのかという話もあるわけです。そうであれば全然意味がないという話もあります。ただ、この財源が全部来るとしても、そういう権限が一緒に来ないと全く意味がない。そういう議論というのは我々、九州知事会の内部でも上げておまして、実際これがどういう形で動くのか。先ほど総合政策課長が説明しましたが、関西のほうは広域連合をつくっておまして、そこを一つの受け皿の母体にするという構想もあります。したがって、まだ足並みがそろっていないところもあります。国もいろいろ説明はしていますが、まだはっきりしていない。

それから、もう一つは、聞くところによりますと、例えば九州地方整備局であれば国土交通省でございますけど、そこと本格的な議論をしているのかということ、どうもそれはまだされていないところもあります。したがって

て、まだまだこれは不透明で、我々としても、今こういうことで議論されているということを引きょう委員会で御報告させていただきましたけど、中身については全くわからない。はっきり言ってわかりません。一応、九州広域行政機構としてこういう設計図をつくっていますけど、これがどうなっていくのかさっぱりわからない。今はそういう状況でございます。

○外山委員 宮崎の河野知事のスタンスは、積極的に入っていかうというのか、もうちょっと待ってくれか、全く白紙か、どういうスタンスで発言されておるんですか。

○渡邊県民政策部長 一応、九州知事会のほうの合意として、こういう構想を進めていかうということでございますが、河野知事におかれては、先ほど私が言いましたいろんな課題、問題点、こういうのを述べていくと、主張していくというスタンスでございます。

○外山委員 議長会でわかったのは、福岡、熊本はこれに関しては非常に積極的なんです。鹿児島あたりは消極的。宮崎の場合は、議会代表者を入れて組織をつくろうということになれば、まず議会の中の議論をしなくちゃいけない。ところが宮崎県の場合、議論を全くしていないんです。だから、私は発言を求めて、これを受け皿としていいかどうかここで決めていくというのは時期尚早だから、先送りしてほしいということを行ったんです。今、部長の話を聞いても、不透明な部分が非常に多いということであれば、知事会でももう少し白紙で議論をしていってもらうように私からもお願いしておきます。

○星原委員 今こうやって説明が出てきたということは、ある程度方向性を出そうとしていると思うんです。地方分権で財源と権限が移譲に

ならないといけない。というのも、出先の整理みたいな形に使われて、道州制がいいかどうかとも議論はあると思うんですけど、将来的に道州制をやろうとするのであれば、こういう形になって国はもう渡したじゃないかという感じになってくるのか。今回、東日本大震災で地域がああいう形でやられた。機能がなかなか動かないわけです。日本の国は一極集中で東京で全部やっている。今回のああいうことを見ると、ある程度地方にそれぞれのブロックでそういう形がなされておって、そういうところが応援をしていく形とか、今回みたいな災害があれば、基金を積んでおって、その基金をそれぞれの地域からそういうところに渡していくとか何か方法があるんじゃないか。今回の災害を見ていると、東京がもしああいう形の津波でも来て機能しなくなったときなんか、日本はどうなるのか。3カ月たってもあのような状況でありますから、東京がそういう状況に陥った場合、本当に一極集中がいいのかどうかとを感じるんです。その辺のところもひっくるめて、こういう議論で、中央省庁の役人の人たちは、ある程度自分たちの保身というか守りに入っている部分があって、そういう部分を避けてやる形がこういうことになってきているんじゃないかという感じもするんです。今の話ですと、これから議論されてどうなっていくかなんですけど、宮崎のスタンスはどういうふうにとらえるかだろうと思うんです。こういうことの流れの中で宮崎にどういう影響があるのかないのか。将来的な方向性等ひっくるめて、今、議長が言われたように、議会も議論せにゃいかんでしょし、執行部のほうもそういう面に向けて、こういう構想が仮称として出てきましたから、議論しておかないと、この構想は、10年、20年後のことに向

けては非常に大きいことかなと思うんです。その辺については何とも言えないだろうとは思いますが、国の方向とか、九州知事会・議長会あたりの流れの中で、宮崎県としてはある部分今後協議をされていくんですか。今はもう大体協議されているんですか。

○渡邊県民政策部長 今、星原委員がくしくもおっしゃったんですけど、我々もできるだけ情報提供をして、県議会のほうでも大いに関心を持っていただいて御議論していただきたい。あるいは場合によっては我々と一緒に勉強会をやっていくとか、そういう動きをするべきだと私は思っています。この問題は、地方分権がなかなか進まない中で、一種のいら立ちで、丸ごと受けようじゃないかと。とりあえず動かないから丸ごと受けようというような、ある面から言えば非常に大ざっぱな議論から始まっているところもあるんです。そういう意味では、我々としては、これがもし制度設計がなされて施行されたらどういう問題が起きるのか、そういう議論をしていかなきゃいけないし、我々は我々で、今、本省のいろんな仕組みですね、実際、本省と出先機関がどういう関係にあってどういう仕事の流れでやっているのか。それから、災害がありましたけど、災害についても、もしこういう機構があつたら、ああいうときにどういうふうに機能していくのか。逆に今のままがいいんじゃないかという意見もあるんです。このあたりも含めて大いに議論していく必要がありますし、今から定期的に我々が知り得た情報については議会のほうにもお示しし、説明をして、一緒に御議論させていただきたいと思っています。

○宮原委員 1点だけですけど、宮崎県男女共同参画センターの指定管理者制度の三期指定と

ということで、第一期、第二期が2,600万ずつぐらいで出ているんですが、指定管理を受けているのが、第二期が特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構、この第一期、第二期のときに、選定は第1次審査、第2次審査というふうにあったんだと思いますが、手を挙げてこられたところは幾つずつあったんですか、事業者というか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 応募の申請をされたのは、一期、二期ともこのみやざき男女共同参画推進機構1者だけでございました。

○宮原委員 1者ということになったときに、2,600万ぐらいずつで推移してきたのが今回は2,500万ということで、100万落ちているということになりますね。ということは、県としての考えは、私なりに考えると、落としてもここが受けるだろうということでこの金額設定になっているというふうにとれるんですけど、この金額設定というのはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 今回の指定管理料、90万ぐらい減っているんですが、内訳としましては、中心は人件費なんですけれども、3年間たちましたが、前回の積算単価から、人事院勧告がありまして給与が減額になっています。それが4%ありますので、その分を減額したというのが一番大きい理由でございます。

○前屋敷委員 九州広域行政機構に関連してですが、こういうイメージ図も含めて出されますと、ここまで話が進んでいるのかなと思って私ちょっとびっくりしたんですけど、先ほど道州制とは関係ないんだというお話もありましたけれども、私は、国としてはやっぱり道州制を見通した流れじゃないかというふうに考えている

ところですよ。地方分権というのは確かに必要なことですし、進めていかなければなりません。しかし、国の責任で行政を動かすという点はきっちりそこは遂行していかないと、全国的な大きな区域になりますけれども、地域間の格差が出てくる。これはやはり国の行政にとっても非常に問題だと思います。そういったことも含めて、国がこういうふうに提起してくれば、一定考えざるを得ない部分だと思いますけれども、そういった観点もしっかり踏まえて進めていくことも大事ですし、今、議会の中での論議も確かに必要ですし、県としても、県民がどういう立場に置かれるかということもちゃんと想定をした上で進めていくという、その辺の観点が非常に大事だろうと思っておりますので、ぜひこれからの論議になろうかと思っておりますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○右松副委員長 2点だけ伺いたいことがあります。27ページで、ちょっと看過できない数字が、11番の「挑戦できる社会」、これが「現状に満足している」割合が19.9%、極めて低い非常に残念な数字だと思っております。宮崎をすばらしい県にしていく、住みやすい県にしていくという中では、この指標というのはやはり大事なところだと思っております。「現状に満足している」19.9%なんですが、現状に満足できない理由はアンケートをとられているんでしょうか。

○茂総合政策課長 そこまでは聞いていないところでございます。

○右松副委員長 私事ですが、政治活動をやっています。再挑戦で今回当選させていただきましたけれども、政治活動に限って考えたときでも、私からすれば制約が多いなど。これは他県との整合性という問題じゃありませんけれど

も、そういったところを何気を感じています。あとはよく言われるのが、足を引っ張る、若干そういった風土がなきにしもあらずということも言われていますけれども、将来の宮崎を背負う子供たちのためにも、努力が報われる社会をつくっていくという意味では、この指数というのは大事にしてもらいたいという思いがありますので、今後の要望として、この中身について理由がとれるものは理由をとっていただければ、今後それを見て検討材料にできるのかなと思っています。イエス、ノーで答える部分にはいいんですけれども、挑戦できる社会かどうかに関して、こういった中身に関しては、理由、あるいはどうすればよいか、そういったところまでアンケートをとってもらえればありがたいという要望が1点です。

それから、2つ目ですけど、政策評価の実施について、西村議員と重複するんですけれども、せんだって私が要望しました、議員がこういった中に入って、ある程度意識を持った議員がたくさんいますので、そういった方が外部評価に入るのはどうかということは申し上げたところです。それに対しての回答が、この趣旨が、議員が入ることに関しては若干難しいということも了解しました。ただ、私たち議員の役割として、進捗状況をしっかり把握するというのは極めて大事なことだと思っていますので、進捗が悪いものについての要因を徹底的に分析、精査してもらって、それをアクションプランのほうに、当然中身を調整したり、平成24年度に生かすことになるわけですから、進捗の悪いものに関しての分析、結果、そして対策、改善、これに対して細かい調査報告を私たち議員にいただければありがたいと思っています。これは要望です。

○茂総合政策課長 先ほどの「挑戦できる社会」については、「どちらともいえない」という人が49.2%で、「満足」、「どちらかといえれば満足」を合わせると19.9%、そして、「不満」と「どちらかといえれば不満」を合わせると30.8%という数字になっております。言われるように、挑戦できる社会を築いていくということは非常に大事だと思います。アンケートのやり方については検討させていただきたいと思っています。

それとあわせまして、先ほどの政策評価についての分析要因、これについては決算のときに御報告させていただくと思いますが、今のことを念頭に置きながら十分に分析して説明させていただきたいと思っています。

○山下委員長 その他報告事項の質疑を以上で終わりたいと思います。

その他に入ります前に10分ほど休憩したいと思います。3時10分に再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時8分再開

○山下委員長 再開したいと思います。その他で何かありませんか。

○茂総合政策課長 アクションプランにつきまして補足の説明をさせていただきたいと思っています。

お手元の、左肩に宮崎県総合計画、未来みやぎ創造プラン（アクションプラン）（案）と書いた冊子をごらんいただきたいと思います。少し分厚い冊子になりますけれども、こちらで追いながら簡単に御説明差し上げたいと思います。

まず、2ページをごらんいただきたいと思います。

ます。これがよく見ていただく概念図になります。上の3分の1が長期ビジョンということで、20年後を展望いたしましてこの2月議会でお認めいただいたものでございます。これが長期ビジョンでございます。それを受けまして、その下の3分の2が、今回提案させていただいておりますアクションプランになります。先ほど申し上げましたけれども、施策目標として、危機事象への対応と再生・復興を初め、4つを掲げております。その下に3つの地域創造システムの構築を掲げております。そして、5つの基本姿勢をもって取り組むということです。一番下に、「ゆたかさ」創造プログラムということで10個のプログラムを掲げていると。こういうのが大きな流れでございます。

左側の1ページに移っていただきまして、一番下でございますけれども、進行管理による着実な推進ということで、工程表を作成いたしまして、毎年度その進捗状況を踏まえた見直しを行っていく。また、その施策の進捗状況については、自己評価や外部有識者による分析・検証を行いまして、次年度以降の施策展開に生かしていくという書き方をしております。これにつきましては、右松副委員長から前回の委員会で、進行管理が大事だというお話、あるいはきょうの委員会で、進捗の悪いものについては、そのあたりを分析して報告してほしいというお話もありましたので、そのあたりを踏まえていきたいと思っております。

また、西村委員からも、外部委員についてはあるいは外部有識者による評価について貴重な御意見をいただきましたので、これも踏まえましてこれから取り組んでいきたいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、3ページ

が施策目標でございます。これにつきましては1から4までの目標を掲げております。1つ目が危機事象への対応と再生・復興ということで、これは非常に大きな目標だと考えます。それから、本県の場合は産業・雇用づくりが非常に大事だということで、2番目に産業・雇用づくりを掲げております。3つ目に人財づくりということで、日本一の子育て・子育て立県の実現を目指すということにしております。4つ目がくらしづくりということで、きずな、医療・福祉、そういうことでくらしづくりを進めていかなきゃいかんということでございます。

4ページが、未来を築く地域創造システムの構築ということでございます。これにつきましては、今、少子高齢化等いろいろ進んでおります。非常に難しい時代になってきておりますので、新たなシステムをつくっていく必要があるのではないかと考えております。1つ目が地域連携・交流システムでございます。これについては、医療・福祉、あるいは防災、地域交通等についての地域連携システムを構築していくということ、それから、都市と中山間の交流・連携、さらには市町村間の連携、こういったことが必要ではないかという問題意識でございます。

2番目が地域経済循環システム、これにつきましては、本県経済の活性化を図る上で、県民の需要を喚起し、価値や資金が県内を回っていく流れを強化していくことが非常に重要だと考えておまして、100万泊県民運動などの取り組みを掲げております。100万泊県民運動につきましては、前回の委員会におきまして、鳥飼委員からお尋ねいただいたところでもありますけれども、これについては、県民一人一人が年に1回程度は県内各地に行こうじゃないかというところ

ろでございます。これについてはこれから検討していきたいというふうに考えております。

3つ目が地域有縁システムということで、きずながなくなりつつあるのではないかという問題意識がありますので、地域のきずなを強化しながら、声かけ、見守り、こういったことで縁、えにしのある地域社会をつくっていく必要があるという問題意識でございます。こういう3つのシステムをうまく回しながらこのプランに取り組んでいきたいということでございます。

5ページ、6ページ目が基本姿勢でございます。5つ掲げてございます。1つ目が対話と協働による県民総力戦、2つ目がチャレンジ、3つ目が常在危機を意識して県政を推進していくということでございます。本県は、新燃岳の噴火、あるいは鳥フル、口蹄疫、いろんな危機事象に見舞われましたけれども、常在危機ということで常に危機意識を持って取り組まなきゃいけないということでございます。それから、4番目が分権時代にふさわしい地域社会の構築ということでございます。5番目が行財政改革の推進ということで、前回の委員会におきまして星原委員のほうから、財源確保の視点、あるいは財源とのすり合わせみたいなことが必要ではないかという御意見をいただきました。そこで、1行目、2行目に書いてありますけれども、厳しい財政状況の中で、アクションプランを着実に推進していくためには、持続可能な財政構造の実現を図る必要があるということで、選択と集中の視点からの歳出の見直しを進め、あわせて予算編成過程の透明化に取り組みますということで、全庁的に行財政改革もやりながら、めりはりをつけて事業に取り組んでいきたいと考えております。

7ページからがそれぞれのプログラムの内容になります。10個のプログラムがございます。

まず、8ページでございます。危機事象への対応と再生・復興プログラムということで、この書き方ですけれども、まず最初に「現状と課題」を書いております。これが現状認識でございます。その下に「取組方針」とございますけれども、めくっていただきまして、9ページに重点項目が1から4までございますけれども、重点項目の1から4のそれぞれについて、取組方針のほうで丸で整理しているというふうにごらんいただくとわかりよろしいんじゃないかと思えます。そういう見方をしていただきたいと思えます。

それから、重点項目がこのプログラムの場合は4つございます。このような重点項目は全体で31ございます。31の重点項目を掲げております。プログラムとしては10ですけれども、それにぶら下がっている重点項目が31あるということでございます。

10ページをごらんいただきますと、これが今回の特徴の一つでございますが、重点指標というものを掲げております。プログラム全体の成果や達成度を見るための指標で、このプランの中では全部で48指標を掲げております。指標の掲げ方につきましては、本会議でもいろいろ御意見いただきましたけれども、私どもとしては、努力と工夫を重ねていくことによって達成可能な数字というふうに考えております。物によりましては、一定の明確な数字であらわせる場合もありますし、あるいはアンケート調査等によって満足度等を把握しながらやっていかなきゃいけないだろうというものもございます。両方の意味を含んだ数値がいろんなところに出てきていると御理解いただきたいと思えます。

もちろん、自主防災組織率あたりについても、確かに100%を目指すのは当然だと思うんですけども、現実にはいきなり100%というのも難しいということで、26年度には70%にしようという目標。もちろんこれ以上を目指していくということでございます。

それから、11ページ、危機事象への対応強化ということでございます。ここから、「県民の主な役割」ということで箱書きをしておりますけれども、こういう書きぶりをしているのも今回のアクションプランの特徴の一つでございます。危機事象については、取組1-1で危機対応の機能強化、1-2で危機に対する確に行動できる人づくり・地域づくり、1-3で災害に強い県土づくりの推進ということで、このあたりで危機事象への対応強化を書き込んでいるところでございます。

めくっていただきまして13ページ、14ページが、それを受けて、県内経済あるいは県民生活を回復させる必要があるということでございます。その中に、新燃岳火山災害への対応ですとか、取組2-2、中小企業の支援や雇用対策等による県内経済の回復ということで、特に2-2の2つ目の丸になりますけれども、前回の委員会の中で、西村委員のほうから、危機事象に対して迅速に対応できるような基金の設置とか、そういうことについての検討が必要じゃないかというお話もありましたので、「今後、本県経済に甚大な影響を与える危機事象が発生した際に、経済活動の早期回復を図る観点から、機動的な対応について検討します」ということで、このことに今後具体的な検討を進めていきたいということでございます。2-3はイメージ回復、これは非常に大事なことだと思います。

それから、15ページ、16ページでございます。このあたりにつきましては、口蹄疫あるいは鳥フルという経験を経ましたので、非常に重要なことだと思っております。特に取組3-2、特定疾病のない地域の構築ということで、これはやはり重要なことだと思います。それから、3-3の適正飼養やゾーニング、3-4の埋却地の環境対策あるいは将来の利活用、こういうことも非常に大事だということで取り組んでまいりたいと考えております。

○山下委員長 もうちょっと要約して説明して。

○茂総合政策課長 わかりました。では、もうちょっとはしよらせていただきます。

18ページに飛びますけれども、2の脱少子化・若者活躍プログラムでございます。これにつきましては、合計特殊出生率が全国で2番目とはいいましてはまだ低いということで、これを上げていこうという基本的な認識がございませう。

例えば、ちょっと飛びますが、20ページでございます。若者の就業機会の確保が必要だということでここに掲げております。それから、UJIターン希望者もおられますので、このあたりでの支援、21ページでは、出会い・交流の場の創出、ニート・ひきこもり対策、22ページにいきますと、3世代同居への理解促進といったことも掲げております。23ページにいきますと、よく言われますけれども、ワークライフバランスを推進していかなければいけないという考え方でございます。

それから、24ページ以降が将来世代育成プログラムでございます。25ページをごらんいただきたいと思いますが、このあたりにつきましては、数値として把握するのが難しいところもご

ございますので、継続的にアンケート調査を行いまして、この割合を高めていく努力をしていきたいと考えております。このあたりについては教育の分野で、具体的には、「早寝早起き朝ごはん」とか「みやざき弁当の日」などをやっていきたいということでございます。

それから、かなり飛びますけれども、32ページ、長寿健康社会づくりプログラムでございませう。これにつきましては、健康や介護ということが大きな問題になってまいりますので、33ページのような指標を掲げております。そして、これについては、34ページですけれども、若いうちから健康診断や運動をやりましょうという呼びかけ、あるいは介護予防を促進しましょうということでございます。35ページに行きますと、生きがいつくりとシニアパワーの活用促進、高齢化時代に向かってこういうことを始めるのは大事だと思っております。それから、36ページ、これも大事でございませうけど、医師等の養成・確保、さらにはドクターヘリの導入を初めとしまして、救命救急センターの機能強化などにも取り組みたいと思っております。

38ページ以降が環境・新エネルギーということで、本日もいろいろ御意見いただきましたけれども、さらにこのあたりについては力を入れていきたいというふうに考えております。

それから、飛びますけれども、43ページでございませう。フードビジネス展開プログラムでございませう。これからはこの分野は非常に大事だと思っております。特に45ページの上から2つ目の丸をごらんいただきますと、農商工連携や6次産業化、九州内あるいは南九州での広域連携の取り組み、さらにフードビジネスの拠点づくり、こういったところを掲げております。あ

とは基盤整備も必要だと思っております。

それから、飛びまして、49ページでございませう。7の「地域発」産業創出・雇用確保ということでございませう。このあたりも本県の産業を牽引していくという部分でございませうが、50ページに、製造品出荷額等を初めといたしまして一連の指標を掲げているところでございませう。

51ページをごらんいただきたいと思っております。ここでは、みやざきソーラーフロンティア構想あるいは東九州メディカルバレー構想のことを書いてございませう。また、取組1―2、中小企業の競争力・経営力の強化というところの2つ目の丸に、県内建設産業の育成を図るということを明記しているところでございませう。

それから、多少飛びますけれども、55ページ、交通・物流ネットワークの高度化という項目でございませう。東九州自動車道あるいは重要港湾の整備促進はもちろんやってまいりますけれども、56ページ、陸・海・空の交通・物流ネットワークの維持・充実ということでございませう。前回の委員会におきまして、星原委員から、交通・物流のあり方をきちんと持っておく必要があるんじゃないかということがございましたので、「九州新幹線の全線開通や東九州自動車道の整備状況等を踏まえ、今後の本県交通・物流のあり方について検討します」ということで明記をいたしているところでございませう。

それから、次が、57ページの観光交流・海外展開プログラムでございませう。59ページをごらんいただきたいと思っております。このあたりにつきましては、前回の委員会におきまして、右松副委員長から、ノルディックウォーキングを初めとしてそういう資源があるので、その活用をぜ

ひしてほしいという話がありました。ノルディックウォーキングという具体的な言葉はここには出ておりませんが、それを踏まえまして、今後具体的な施策の中でいろいろ検討していくことになろうかと思っております。それから、ここでも100万泊県民運動を明記しております。そして、60ページでございます。取組2—2、オールみやぎ営業チームによる総合的な展開ということで、一体となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、61ページです。アジア市場の開拓に向けた取り組みということでございます。アジアとの対応というのは非常に大事だと思っております。1つ目の丸に「みやぎ東アジア経済交流戦略」を策定するというふうにしております。

それから、次は、持続可能な地域づくりプログラムでございます。64ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、取組1—1の3つ目の丸に、コミュニティバスなど地域内交通のことを書いております。また、取組1—2の一番下の丸のところ、移住定住の促進、あるいは空き家情報や移住者のフォローアップについての取り組み支援、こういったことも取り組んでいきたいということでございます。

それから、飛びますが、69ページ、安心で充実した「暮らし」構築プログラムでございます。このあたりにつきましては、福祉・保健はもちろんでございますし、障がい者の自立と社会参加の促進、自殺対策もちろんあります。DV対策もあります。安全・安心、いわゆるセーフティネットの構築ということで、防犯、交通事故のないまちづくりにも取り組んでいて、安全・安心な宮崎を構築していきたいということでございます。

資料の後ろのほうには、部門別計画の一覧あるいは指標、考え方、これまでの策定経過等を載せているところでございます。

長くなりましたけど、以上でございます。よろしく願いいたします。

○山下委員長 ありがとうございます。一通りアクションプランの資料説明をいただきましたが、皆さん方それぞれお目通ししていただいているんでしょうけれども、ここで質疑をしていきたいと思いますが、ございましたらお出しください。

○鳥飼委員 歳出予算説明資料のほうになりますけれども、5ページに、今のアクションプランに関連しまして、県計画総合推進費ということで、㊦1、総合計画策定・戦略展開事業がございまして、1,600万、当初で1,400万組んでありますから、約3,000万ですけれども、この事業の内訳といいますか、概略で結構ですけれども、御説明をお願いします。

○茂総合政策課長 これにつきましては、今、委員おっしゃったとおり、全体では3,044万2,000円でございますが、そのうち今回お願いしているのが1,600万でございます。内容としましてはほとんどが委託料ということで、アクションプランを具体化するに当たって、戦略等についてより効果的・効率的な施策展開を図るために、重要な4項目程度について調査・研究・企画をやってみようということです。大まかに言いますと、400万円掛ける4事業ということでございまして、地域有縁システムですとか経済循環システムとか、そういうお話を先ほど申し上げましたけど、例えばですけれども、そういうことについて具体的にどういう展開を図っていくのかとか、そういうことも一つの材料になってくるのかなと思っております。

○鳥飼委員 そうしますと、アクションプランの4ページに、地域創造システムの構築というのがあります。地域連携・交流、地域経済循環、地域有縁システムというのがあります。今言われた4事業というのは、もうちょっと具体的に説明をいただけますか。そして、今から委託ですから、業者の人を選定してということになるんだろうと思うんですが、そこ辺も説明をお願いします。

○茂総合政策課長 これにつきましては、現時点でこれとこれとこれをやると決めているわけじゃありませんで、先ほど申し上げましたように、例えば地域経済循環とか地域有縁とか、あるいはそれ以外の課題もあるかもしれませんので、そのあたりをさらに議論して行って、4つのテーマについて十分検討を深めていきたい、そして事業化に結びつけていきたいと、そういう事業でございます。このシステムに限定したものではないということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。それで、小さなことですが、「総合計画の変更について」という提案になっているんです。これは2月のときも変更だったんですけど、第5次総合長期計画までは策定について提案があっていたんですね。変更になったというのは何ですか。些細なことかもしれませんが、御説明いただけませんか。

○茂総合政策課長 我々もそこについてはいろいろ勉強というか検討したところであったんですけども、基本的な整理として、今既にある計画ですね、既に長期計画というのはあるわけです。期限は切れているわけですが、既にある計画をもう一回見直す場合は、議案上は「変更」だと。全く新しく初めてつくる場合は「策定」という整理だと伺っております。

○鳥飼委員 ということにしておきます。

それで、幾つか中身について総合政策課長にお尋ねして、おれに聞かれても困ると言われるところはあるかもしれませんが、お許しをいただいで、ちょっとというところがあるときは言っていただければ結構です。

3点か4点お聞きしますが、まず、10ページ、危機事象への対応と再生・復興プログラムのところなんですけど、畜産産出額というのがあります。1,726億円、21年度です。22年度は6万7,000頭処分をして肉用牛が24万頭になっていますので、減少しているということです。22年度の産出額は減少になるだろうと思っております。1,790億円ですから、4年後もほぼ同程度というかそれ以上のものを予定しているということです。そこで確認したいのは、耕畜バランスのとれた産地構造に転換するという説明が16ページの中にもございますし、これは本会議でもなたかが質問をしておられました。16ページの2つ目の丸のところに、「適正な飼養頭数が保たれた健全な畜産経営を推進します」ということになっていまして、具体的な地域ごとの頭数を決めていくのかなということもあって、そこら辺がわからなかったものですから、もしわかればお尋ねしたいと思います。

○茂総合政策課長 私どもの聞いているところでは、これについては今現在検討されているということだと思っております。畜産産出額については、一回どうしても下がらざるを得ないということになると思いますので、それからいかに回復をしていくかということでこういう数字が掲げられているということだろうと思っております。

○鳥飼委員 農政の委員会でこの辺の議論も本当はしていったほうがいいんだろうと思うんで

すけれども、耕畜バランスのとれた産地構造ということですから、それは地域ですか、それとも密飼のことですかとか、いろいろなことがあると思います。太田議員が言ったように、アニマルウェルフェアのことですかというのがありますので、十分な検討をここはして進めていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

ちょっと飛びまして、38ページに環境・新エネルギー先進地づくりプログラムというのがあります。この中で、数値目標では、先ほどから議論になりました新エネルギー総出力電力というのが約倍、40万6,510キロワットということになっているんですけれども、もしわかれば、宮崎県の電気の必要量ですね、今の消費量、これに占める割合。わからなければよろしいですけれども、また調べてください。

それを調べていただくということにしまして、現況の18万9,257キロワットの電源、例えば家庭用のソーラーは何キロワットありますよとか、そういうのがもしわかっておればお示しをいただきたいと思えます。

○茂総合政策課長 今のお尋ねでございますけれども、一部後ほどお答えさせていただきたい部分はあるわけですが、私が持っているデータによりますと、40万6,510キロワット（平成26年目標値）につきましては、その内訳は、バイオマス発電が17万8,000キロワット、太陽光発電が20万7,000キロワット、中小規模の水力発電が1万8,000キロワットでございます。

○鳥飼委員 わかりました。それぞれに目標値をつくっておられるだろうと思うんですけれども、例えば太陽光発電の助成事業、21年度からでしたかね、県が始めたのは。1億から始めて、追加補正をして1億5,000万にして、昨年度

が2億だったですか、ちょっとその辺は覚えていないんですけれども、その推移と、家庭用太陽光発電をおおむね何戸つけたのかというのがわかればお示しいただきたいと思えます。

○茂総合政策課長 住宅用太陽光発電システムの補助のことかと思えますけれども、これにつきましては、平成21年度の交付件数が1,357件でございます。それから22年度、これは最終確定ではないかもしれませんが、2,581件ということでございます。

○鳥飼委員 宮崎県の中でトータル何ぼになっているんですか……。また後ほどということで、太陽光発電は、原発の事故があってから、私は国の言うことも信頼できなくなったと思っています。ですから、宮崎県の中で完結するようなことをやっていかないといけないんじゃないかということもあって、人をこれ以上減らすなということも総務部のところで、あず、行政経営課で言おうと思っているんです。それはなぜかという、宮崎県の中で、行政の中で一定程度完結する体制というものをつくっていかないと、今からは何が起こるかわからないという時代ですから、そういうので取り上げてきたんです。

39ページ、数値目標の中に非常にわかりやすい太陽光の設置の目標値というのが入っていないんです。載せなかった理由といいますか、課長はまだおらんかったからわからんでしょうけれども、その辺について何か一定の議論がしてあれば、お示しいただきたいと思うんです。

○茂総合政策課長 その辺、私もまだ十分理解していないところがありまして申しわけないんですけれども、基本的には、新エネルギー総出力電力の中で一定の数字が、目標としては先ほど申し上げた数字もありますけれども、そのあ

たりでとらえているということでございます。

それと、もう一点、先ほど私、住宅用太陽光発電システムの補助のことを申し上げましたけれども、一部訂正というか補足させていただきますと、21年度が1,357件です。これは先ほど答弁させていただいた数字でございます。22年度につきましては、確定が2,535件です。先ほどは2,581と言いましたけれども、2,535。合わせますと3,892件になろうかと思えます。

○鳥飼委員 わかりました。なぜこういうことを申し上げるかという、今、県民の意識というのが非常に盛り上がっている。これは全国そうなんですけれども、原子力発電に頼っているんだらうかと。しかし、とめたら産業に物すごい影響が出るというような話ですよ。だから、徐々にということも出てくるかもしれません。ということで新エネルギーのことが出てくるんですけど、これを見て県民が、宮崎県は今こんな状況でこれだけしようとしているんだなというのがわかるという意味で取り上げてほしかったなということで、これは意見にしておきたいと思えます。

それとお尋ねですけれども、50ページの「地域発」産業創出・雇用確保プログラムの重点指標の中に、新規企業立地数4年で100件（うち県外30件）、雇用創出数、企業立地によるもの、4年間で5,000人、（企業立地を含む県の施策によるもの）（4年間で10,000人）という書き方がしてあるんですけど、企業誘致と立地がどうも私の頭の中に入っていないんです。立地というのは、県内にあったやつが、宮崎市にあったやつが都城にもできたのを立地と呼んでいるような傾向なんですけど、その辺、部長は詳しいんですかね、これ。

○渡邊県民政策部長 商工建設常任委員会でも

そういう御指摘がありました。「誘致」という言葉は公式的には使わないと。「企業立地」という言葉を使うということでございます。その中には本当に誘致して来る企業もあります。それから、地場企業で事業拡大を促しながら新たな工場をつくるとか、いろんな態様がありまして、したがって、我々は総合的にそれを「企業立地」ということにしましょうと。それと、この県外というのは、そのうち県外から本県に企業立地する件数を30件ということですよ。そういう形で概念整理しようということでこういう書き方になったというふうに御理解いただきたいと思えます。

○鳥飼委員 わかりました。括弧の中が、今まで言っていた企業誘致ということかなと思いますが、雇用創出のところの4年間で5,000人、企業立地を含む県の施策によるもの、4年間で10,000人という書き方がされているんですけど、これについてはどんなふうに解釈すればよろしいのでしょうか。

○渡邊県民政策部長 企業立地に係るもので5,000人の雇用を確保しようということですよ。それ以外に県のいろんな施策があります。例えば農業関係の後継者育成関係の事業とか、あるいは福祉関係の事業とか、いろいろあります。それで5,000名を確保して計1万人というふうに御理解いただきたいと思えます。

○鳥飼委員 わかりました。次は、58ページ、観光交流・海外展開プログラムのところですけども、これの指標、観光消費額が、現況870億円が目標950億円ということになって、80億円増加しているわけですけども、県内消費額と県外消費額とももちろんあるかと思うんですけど、丸められた理由。県外からどれだけお客さんに来ていただくかというのはありますし、観光客

数ということで前知事も挙げておられて、結果的にできなかったわけですが、そこら辺でこれを出されなかったのはどういう理由からなのか、お尋ねしたいと思います。

○茂総合政策課長 今の点については、確におっしゃるとおり、県外消費と県内消費合わせてこの額だと思いますけれども、特にこれを分けていない理由について、私、現在把握しておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○鳥飼委員 わかりました。あと、要望というか、70ページに、安心して充実した「暮らし」構築プログラムというのがありまして、県における審議会等の女性委員比率が44.9から50.0（目標値）になっています。これは先ほど大脇課長が言われたとおりなんですけど、先ほど申し上げたようなところに、公的機関のところに踏み込まないとふえないんです。みんな女性を育てないから。ということがありますので、大脇課長の任務は非常に大きいと私は思っておりまして、ぜひその辺のことを配慮しながら進めていただきたいと思います。

そこで、後先になりましたけれども、この総合計画の全体的なことについてお尋ねしたいと思います。前回の委員会で、アクションプランについてのパブリックコメントとかこういうのが出されたわけですが、総合計画そのものは、86ページに委員の名簿がありますように、菅沼龍夫宮崎大学学長が会長になっていろいろと議論して、後、それぞれの部門のところで議論がなされてつくられたというふうに理解をしています。アクションプランの策定過程については、どういうふうな経過をたどって策定してきたのか、お尋ねしたいと思います。

○茂総合政策課長 策定経過ということでいい

ますと、84ページから85ページにかけて出ておりますけれども、一昨年の10月に全体の計画の策定に着手いたしまして、その間に、地域別の意見交換会とかアンケート調査、あるいは在京有識者との意見交換会、市町村長との意見交換会、こういうようなことで、なるべく意見交換に力を入れながら取り組んできたところでございます。そして長期ビジョンが策定され、議決いただいたと。その後、アクションプランについてもいろんな形で御意見をいただいて、本日御審議いただいているということでございます。

○鳥飼委員 20年のほうについてはここに書いてありますから、わかります。アクションプランの策定については、結果としては、総合政策課の皆さん方を中心にして庁内で策定したということになるのでしょうか。

○茂総合政策課長 おっしゃるとおりでございます。総合政策課を中心にして、各部と意見交換をしながら練り上げてきたということでございます。そして、いろんな方から御意見をいただいたということでございます。

○鳥飼委員 その際に、総合計画審議会の委員とかおられるわけですが、そこで一回ぐらいたたくとかそういうことは想定しなかったのでしょうか。

○茂総合政策課長 それにつきましては、総合計画審議会の委員という方がおられますけれども、それとは別に、87～89ページをごらんいただきますと、人づくり、くらしづくり、産業づくりという3つの部会を設けまして、ここでいろんな議論をいただきまして、その結果等を踏まえて委員会のほうにお諮りして、改めてここでも御意見いただいたということは何回か繰り返して策定しているということでございます。

○鳥飼委員 これで見ると、2月2日にアクションプラン構成案等について意見交換、総合計画審議会・専門部会合同会議というのがありますが、このことなんですか。5月13日のもそれをやったということなんでしょうか。その辺がちょっとわからなくてですね。

○茂総合政策課長 2月2日のアクションプラン構成案等について意見交換といいますのは、骨子といいますか、どういう骨組みでいくかということについての基本的な意見交換をさせていただいて、それをもとにしていろいろ肉づけをしていったものについて、4月から5月ごろにかけていろいろ御意見をいただいたということでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、この計画審議会委員、主には委員・専門委員のところからの意見を聞きながらということと理解をしていいわけですね。

○茂総合政策課長 おっしゃるとおり、委員・専門委員の御意見を伺いながら策定したということとでございます。あと、資料の訂正をお願いしたいと思います。85ページの中ほどに、4月21～22日にかけて、第4回の専門部会で「長期ビジョン」素案について審議とありますけれども、これは「アクションプラン」の間違いでございます。申しわけございません。

○鳥飼委員 わかりました。専門委員とかについてもいろいろと意見を聞きながら決めてきたということだろうと思います。

最後に、パブリックコメントということで、この間説明していただいたんですけど、パブリックコメントで採用——採用という用語がありますけど、字句を修正をしたとか、そういうところが出てきたのか。もし出てきておれば、どういうところをどういうふうに変えられたの

かについてお尋ねします。

○茂総合政策課長 出てきた御意見の中で、例えば、意味のわからない言葉が出てくるので、用語の説明をするなど、読みやすくしてほしいという意見がありました。これについてはなるべく専門的な用語は使わないようにして平易な説明にしたいということと、どうしても横文字とか難しい言葉を使わなきゃいけない場合もありますので、そのあたりについては説明するといったようなことです。あとは、介護予防等についてのところで書きぶりを厚くしたとか、そういう点はございます。120件ほど御意見をいただきましたので、それについては全部一覧表に整理しまして、こういう対応をしたという一覧表をつくっております。もし必要があれば差し上げることは可能かと思えます。

○鳥飼委員 わかりました。ありがとうございました。

○右松副委員長 アクションプランの政策策定の委員なんですけれども、5月19日の県電ホールは私も一般で傍聴させていただきました。よくよく調べますと、1回から4回までの部会で、これだけ極めて重要な政策をつくるにもかかわらず、欠席されている人が結構多いんです。私は、政策評価の外部委員に関しては、ある程度必ず出席できるぐらいの縛りをつくって出席するということを前提に人選をしてもらいとありがたいです。

○山下委員長 せっかくですから、今ので出席率がわかっていたら。わかっていますか。

○右松副委員長 4回のうち2回とか欠席された人がいました。

○茂総合政策課長 職場に帰ってそれを拾えばわかるかと思うんですけれども、この場に数字を持っておりません。申しわけありません。確

かにおっしゃるとおり、欠席が多かったケースもあります。これについて我々として考えなきゃいけないのは、早目早目にスケジュールをお示しして、可能な限り日程調整して少しでも出席率を上げるという努力をしていく必要があると思います。どうしても限られた時間でばたばたとやってきたこともありますので、もうちょっと先々を見ながらやっていく必要があるかなと思っています。以上でございます。

○前屋敷委員 広範囲なので全部というわけにはいきませんので、少し気がついたところだけ話をしたいと思いますが、まず、12ページの防災に関することです。「県民の主な役割」ということで随所にこれが出てきていまして、その役割を指摘してあるんですけど、最初の丸の「民間施設についても耐震化を進めましょう」という点で、私は、今度の一般質問でも耐震化の問題を取り上げたところだったんですけど、施設に限らず、個人の住宅、特に木造あたりは今、求められているという点では、この取り組みは、県としてそこに対する思い入れが非常に薄かったというのが今度の質問でもわかったんです。これはまさに自助努力をうたっているんですけど、ここに一定の県の公助が働かないと促進にならないという点で、果たしてこういうことでいいのかな。もう少し深く中身を充実させるという点では考慮していく必要があるんじゃないかと思っています。

それと、16ページも、あわせて県民の主な役割のところ、埋却地の管理ですけれども、適正な管理に努めましょうと。もちろんそうなんですけど、家伝法に基づいてこういうことになったわけですから、そこには一定の県の努力というものも必要になってくるということで、自助努力だけを求めるのはどうかなというふう

に思いました。

それと、71ページなんですけど、福祉、医療とか介護に関するところで、実施内容のところ、「すべての市町村で地域福祉計画が策定され、その計画に基づいて施策が着実に推進されるよう取り組みます」という点ですが、県も含めてこういう計画を出されるんですが、今、国の施策のもとで、医療難民とか介護難民が非常に危惧されているという状況があるんです。ですから、どういう地域福祉計画が各市町村で計画されるかわからないんですけど、押しなべてそれを推進されるように取り組むという表現が果たして妥当なのかどうかということが考えられると思いますので、この辺のところは少し考えていく必要があるんじゃないかなと思ったところです。

○山下委員長 答弁はどうされますか。

○前屋敷委員 どういう方向なのか。

○山下委員 自助・公助の問題と、今言われたことですね。そこ辺の答弁をお願いします。

○茂総合政策課長 自助・公助の問題ですね。県民の主な役割ということで、何とかしましょうということ、そのあたりを行政としてどういうふうに支援するかということまでは触れていないわけですけれども、これについてはそれぞれの中で、どの程度行政として支援できるのか、またその必要があるのかとか含めて、個々のケースで検討していく必要があるのではないかと思います。

それと、先ほど福祉のお話もございました。これについても、いろいろ御意見はおありかと思えますけれども、地域福祉計画をきちんとつくってやっていこうということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○星原委員 今回のアクションプランを見させ

ていただいて、重点指標を掲げて達成度を見る数字があったり、あるいはまた、県民の主な役割とかうたってあるんです。4年間で目標に向けての部分と、そしてまた、県民の役割とかいろいろうたってあるんですが、この辺の周知の仕方とか、方法は何か考えているんですか。

○茂総合政策課長 これにつきましては、河野知事も「対話と協働」の県政ということを掲げておりますので、これをいかに県民の皆様に理解していただいて実践していただくかということが一番大事だと考えております。ホームページはもちろんでございますけれども、パンフレット、それから、先ほどから出ていますけれども、いろんな形で知事が意見交換をする機会もございます。そういう機会とか、あらゆる機会を通じて広報・啓発に努めていきたいと考えております。

○山下委員長 4時を超えそうなんです、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員 そこで、ここには現況値と4年後の目標値ということであるんです。ここでは途中はあれなので4年後を見るだけしか――要するに毎年度どこかで、スケジュールどおり行っている、ある程度おけている、あるいは達成していないとか、そういうのを見ながらの中で、次年度どこに力を入れるか、どうしたらいいのかという、いろんな知恵がまた出てくるんじゃないかと思うんです。そういう目標で追っかけようとしているんですか。

○茂総合政策課長 それにつきましては、先ほど1ページのところで進行管理をお話ししましたけれども、かなり詳細な工程表をつくりまして、数字は22年の現況と26年の目標しか挙げておりませんが、その途中年度での数値等も掲

げながら、さらにこれに関係するいろんな数値、もうちょっと細かい数値等も踏まえながらそのあたりを掲げて、それを進行管理し、それについてまた報告をしながら着実に取り組んでいきたい。特におくれているところは、どういう課題があるのかを分析しながら進めていきたいと考えております。

○星原委員 当然そういう形でされていく中で、皆さん方と各部でいろいろつくっていますよね。各団体とか県民とか企業からすべてのいろんなところあたりにも、最終的には県民の豊かさ度が上がったかどうかというのが4年間で問われると思うんです。そういうものに向けて、協働と言われる、ある面では官民いろんな形で、その目標に向ける部分にもどこかに数値を置かないと、行政側だけじゃなくて一般の県民に対しても、今、広報とかインターネットとかいろいろ使いながらということでしたけど、その辺のところも具体的におろして、「宮崎力」というか、協力してもらいながらこう来ていますよということで元気づける方法もどこかにあっていいんじゃないかなという気はするんですが、そういうものは何かあるんですか。考えていないんですか。

○渡邊県民政策部長 先ほど総合政策課長が申し上げたように、毎年工程表をつくりまして、工程表の中で進行管理していくわけですが、トータルとしてそこに外部評価という作業が入ってきます。先ほど言いましたように、メンバーをどうするかとか、その評価のあり方は今後検討するわけですが、そのトータルの中で、アクションプランに基づいた県政の全体としての推進状況といいますか、そういうのが見えてくるんだろうと思うんです。そのあたりをトータルとして表現し、外に説明していくというの

は当然必要だろうと思うんです。そういう過程で宮崎県政がどれだけ進んでいったのかということ、全体として見えるような形の工夫も要るのかなと。今、星原委員のお話を聞きましてそういうことも思いましたので、そのあたりの工夫も工程表の進行管理あるいは評価の中で検討していきたいと思っています。

○星原委員 それと、これはトータルじゃなくて、フードビジネス展開プログラム、44ページに指標が上がっているんですが、農業産出額——農業法人の加工販売による付加価値額を加算——となっているんです。生産の部分と加工の部分というのはどういう割合で見ているのかなと、我々が宮崎県は第1次産業が財産というか宝だと思うんです。これから素材を持っているところが強みの部分といえ、素材を持って素材を売るだけではなかなか付加価値が上がってこなかったり、収入もふえないわけで、いかに加工技術を上げて加工していくかというその部分にある程度重点を置いてほしいと。というのは、建設業とかそういう人たちが他業種に行こうとしてもなかなか行けない。行っても農業ぐらいのところで、我々の地域で考えるとそういう人たちがいる。加工の企業の分野に特化して何者かで会社をつくってやるとか。都城なんかでも木工加工団地というのがあるんですけど、あれと同じで、食品加工団地みたいな大きな形のものと、とれた生産物を加工して製品にまでして行って販売していく。そういう形にいかにか切りかえていくかでない、単純に、野菜をきれいに洗って袋詰めにしてただそれを出すだけなのか。もうちょっと踏み込んで製品化までして食品として出していくのかとか、そういう部分がこのあたりに出てきて、4年間たった

ら、宮崎の安心・安全な食品、農産物、畜産物を、こうやって加工して行って、こういう形で販売していくことでこういう道筋が開けたとか、何かそこに出てこんのかなと思うんです。そこに企業立地があったり、雇用が生まれたりしていただくと思うわけで、そこまでつながないと、トータルでの発想というか、トータルで考えてのこの部分に入っていくのかなという気がするんですけども、その辺についての考え方というのはあるんですか。

○茂総合政策課長 おっしゃるとおりだと思います。これにつきましては、農業関係の長期計画は今策定しておりますけれども、問題意識としては、本県産品については、素材として県外に出してそこで加工しているケースが結構多いと。それはもったいないということで、県内で加工して付加価値をつけて、もうかる農業をやっていかうじゃないかという考え方があります。アクションプランについてもその方向で記載しているところでございます。

○星原委員 生産物についてはそうだろうと思うんですが、加工とか販売という部分も、そういうところになると県民政策部かなという感じもするんです。そういうものでどういった企業を誘致してきてやるとか、あるいは地場の企業を育てるとか、両面あると思うんですけど、そういう物の考え方を組み合わせていかないと、宮崎県の所得というか、アンケートで見るといろいろ書かれているけど、あれを見ても、他県との比較とか何とかをしないで、自分の周りを見てどうかと感じているんじゃないかと思うんです。他県の状況を見ていけば、おくられているんだと、もうちょっと我々も目標を上になくちゃいけないんじゃないかとか、いろんなものがあるかもしれないんです。アンケートで見

る限りは、自分の周りを見て自分がどうなのかである部分答えているような気がするわけです。県民所得なんて九州でも沖縄に次いで宮崎が低いところにあるわけです。アンケートを受けた人たちが、九州管内を観光で見て回ったり、農業で見て回ったり、工業で見て回って、ほかと比べて自分のところがどういう位置づけととらえての満足度かということまでは入っていないんじゃないかと思うんです。ですから、そういう部分で、最終的には4年たってすばらしいプランができていますから、県民がそこで何かを感じる。精神的な豊かさでもいいですし、金銭的な豊かさでもいいと思うんです。あるいはそのことで後継者が育ってきた。そういったものにもうちょっとひねって考えられないかなという気はするんです。それは考え方だから。

○渡邊県民政策部長 県勢の発展を最終的にどういう形で評価するか、いろいろ手法があるんだろうと思うんです。先ほど産業雇用という面から切り口を言われた。食品産業というのが宮崎県はキーワードになっている。これについて、例えば製造品出荷額というのは、50ページに指標があるわけですが、1兆4,500億を目標にしていますが、実はこの中で食料品というのは、21年度の現況でいきますと2,578億円。これは全国的には31位にしかならないんです。そして、そのうち付加価値をどれぐらい価値創造したかといいますと、699億しかない。これは35位なんです。我々としましては、このあたりは今回の本会議でも御質問がありました。やはりフードビジネスの展開と言っているわけですから、具体的には農業算出額が全国で5位ぐらいにあるわけですから、それをいかに生かすか。そして付加価値を高める。結果的に食料品製造

業を——鹿児島に比べましたら約半分もないぐらいの状況なんです。したがって、我々としては、このあたりを産業振興のキーワードにしながらやっていこうと。

全体としての宮崎県の県勢発展の指標としてどれをとらえるかということもあると思うんです。こういうときには産業雇用でどういうものを見ていくかとか、あるいは暮らし、地域づくりでどういう形を見ていくか。代表的な指標があるかもしれません。そのあたりも含めて、全体として県勢の発展が見えるような工夫を年度年度出せるといいんですけど、そういう工夫も考えていきたいと考えております。

○星原委員 ぜひそういう努力をしていただきたいんです。杉生産量が平成3年ごろ日本一だとか、牛の生産量、豚の生産量はこうだとか、野菜は何位まで入っていて、今言われる数字でいくと31位とか35位になっているということは、物を持っていてそれを生かし切れていないという数字だと思うんです。持っている強みというものをどう生かし切るかだろうと思うんです。前に農政水産部の連中に言ったことがあるんですけど、後継者とか担い手の予算を幾ら使っても、ふえていない、毎年減っているんだと。私が議員になったころからそんな言葉が出て、ずっと予算組みながらやっている。減っているじゃないか。なぜかという、結局農家じゃもうからんから減っているだけの話で、そんな予算を組まなくても、農家の所得がふえて税金でも納められれば、絶対農業はそういう政策を打たんでもちゃんと後継者も育つんだと。後継者を育てようとするれば、育つためには何が基本的な部分なのかということを考えてやっていかないと、ただいろんな事業で予算をやって、執行しました、1年終わりましたじゃなく

て、結果として後継者がふえていっているのか。あくまでもとまらない。とまらない原因は何かということを追求していくのと一緒に、すべての分野でそういうことを考えていかないと厳しいのかなと思うんです。国の借金が大きくて、今までみたいに国からいろいろ予算もらってじゃなくて、自分たちの県は自分たちである程度自立も考えていかなくちゃいけないとなってくると、それだけ県税収入がふえるためにはどうするかとかいろんなことはあると思うんです。そういうものも一方で追っかけないといけないんじゃないか。事業展開だけはいろいろやっても、そのことによってどういう部分が宮崎を強くしていっているとか大きくしていっているのか。そういうものもどこかに置かないといけないのかなという気がするんですが、それはそういう考えですので、どこかでそういうことも大事にしてほしいと思うんです。

○茂総合政策課長 先ほど、答弁は後でというお話をしたものがございますので、お答えいたします。鳥飼委員のほうから観光消費額のお話がありましたけれども、これにつきましては、確かに県内・県外とあるわけですが、ここでは全体として消費額を伸ばすということで計上しているということで、具体的に県内が幾ら、県外が幾らということで試算しているものではないという話でございます。

それともう一点、太陽光発電の戸数のお話がありました。先ほど私は、補助を受けた分が3,892件だというお話をしましたけれども、現在設置されているのが幾らぐらいあるかと。補助を受けていないものもありますので、そういう観点でいいますと、おおむね1万5,000から1万6,000ぐらいの戸数があるということでございます。

○右松副委員長 10ページなんですけど、「災害に対する備えをしている人の割合」は、現況が32.2%で目標値は40%と、若干消極的な目標設定なのかなと。防災意識は今非常に高まっていますので、この指標はどういった形で、その根拠はどういうふうに出しているのでしょうか。

○茂総合政策課長 委員おっしゃるとおり、これは限りなく100%に近いほうが当然いいわけですし、そういうふうに私たちも思っております。これについては、まずは40%を目標にしつつも、それを上回るように努力していきたいと思っております。具体的になぜこれが40%になっているのかというのは、ちょっとお時間いただきたいと思えます。

○右松副委員長 東南海、日向灘は発生率が非常に高いものですから、やはり防災対策日本一を目指すくらいの強い思いで目標設定もしてもらいたいと思っております。

○前屋敷委員 災害に対する備えをしている人の割合、これは何らかの形で備えをしている人という意味ですか。災害に対する備えといってもどの分野の対策をしているのか。非常に多岐にわたると思うんですけど、何らかの形でやっているという人の数ですか。

○茂総合政策課長 先ほどの右松副委員長のお尋ねとも関連いたしますけれども、この40%といますのは、アンケート調査を毎年やっております、「台風・地震等の災害に対する備えをやっていますか」ということでお答えいただいた結果が、大体30%台前半でここ数年推移しているという傾向がございます。これについては、そういうことを踏まえまして、まずは40%に上げようというのが目標でございます。それとあわせまして、先ほど前屋敷委員からあった

お尋ねでございます。確かにどこまで準備すればそれが十分なのかということは、人それぞれで違うと思いますけれども、ここで私ども想定しておりますのは、非常食の備蓄、あるいは避難所がどこなのかの確認、これぐらいをできている人の割合を少なくとも40%にまず持っていきたいという考えでございます。

○山下委員長 それでは、アクションプランの質疑を終わりたいと思います。

次に、請願の審査に移ります。請願について執行部からの説明はございませんか。4号、5号、新規が2本出ているんですが。

○中田総合交通課長 カーフェリーに係る請願につきましては特にございません。以上でございます。

○大脇生活・協働・男女参画課長 地方消費者行政の充実につきまして、現在、県及び市町村の消費者行政につきましては、消費者行政活性化基金の活用によりまして活性化を図っております。この基金事業につきましては、国の運用の見直しによって1年間の期間延長が可能となりましたので、24年度まで事業を実施することにしておりますが、この基金事業終了後の25年度以降もこれらの取り組みを継続的に行うため、国の財政的支援については必要でございます。以上です。

○山下委員長 委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 なければ、以上をもって県民政策部の審査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時18分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。どうもお疲れさまでした。あしたは総務部の審査を午前10時の開会といたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのほか何かございませんか。

○前屋敷委員 済みません、その他というところはないんですよ。

○山下委員長 ないですね。

○前屋敷委員 あと1カ月後に地デジの移行が決まったので、割と宮崎は進んでいるということのようなんですけど、どこまで行くのかちょっと聞こうかな。総務でも聞けますかね。

○鳥飼委員 地デジは情報政策。

○前屋敷委員 思っていたらもう忘れてしまっただけです。わかりました。また個別に聞きます。

○山下委員長 よろしいですか。何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終わります。ありがとうございました。

午後4時19分散会

平成23年6月23日（木曜日）

総務課主幹 馬場輝夫
議事課主査 花畑修一

午前10時1分再開

出席委員（8人）

委員 長	山下 博 三
副委員 長	右松 隆 央
委員	外山 三 博
委員	星原 透
委員	宮原 義 久
委員	西村 賢
委員	鳥飼 謙 二
委員	前屋敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長	稲用 博 美
総務部次長 （総務・職員担当）	堀野 誠
県参事兼総務部次長 （財務・市町村担当）	岡田 英 治
危機管理局長	甲斐 睦 教
総務課長	柳田 俊 治
部参事兼人事課長	桑山 秀 彦
部参事兼行政経営課長	大坪 篤 史
財政課長	日隈 俊 郎
税務課長	吉本 佳 玄
市町村課長	鈴木 一 郎
総務事務センター課長	花坂 政 文
危機管理課長	金井 嘉 郁
消防保安課長	山之内 点

事務局職員出席者

○山下委員長 委員会を再開いたします。

今回から、議案、報告事項、その他報告事項、その他に分けて説明を受けます。その都度、質疑を行うこととなりました。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○稲用総務部長 それでは、今回御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付いたしております「平成23年度予算案の概要について」と「総務政策常任委員会資料」がございますので、その2つによりまして御説明させていただきます。

まず初めに、平成23年度6月補正予算案につきまして、この白い冊子のほうで御説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。まず、今回の6月補正予算編成の基本的考え方でございます。今回の6月補正予算案は、知事の政策提案を具現化するための政策的事業や新規事業に、口蹄疫・経済復興対策や東日本大震災対策などの緊急的な課題に対応するための事業を加え、当初予算と合わせた全体の予算額では、国の予算や地方財政計画の伸び率を上回る伸び率を確保しました。積極型の肉付け予算として編成したところであります。

なお、予算編成のフレームワークといたしましては、本県の財政状況が依然として非常に厳しい状況にありますことから、今回新たに第3期財政改革推進計画を策定いたしまして、財政改革の取り組みを着実に推進することとしてお

ります。

今回の補正予算に計上した主な経費につきまして、このページの下の表にまとめておりますので、大枠御説明をいたします。

まず、義務的経費につきましては、東日本大震災の被災地支援として派遣する職員の人件費1億円を追加しております。

次に、公共事業につきましては、当初予算で措置した残りの20%に加えまして、口蹄疫・経済復興対策及び活動火山対策として28億円を追加措置することといたしました。この結果、公共事業総額につきましては、対前年度比107.5%となっており、特に県単公共事業につきましては124.1%と高い伸びを確保いたしております。

その他の経費につきましては、肉付け予算として必要な経費を増額するとともに、公共事業を含む額になりますが、口蹄疫・経済復興対策として26億円、高病原性鳥インフルエンザ対策として1億円、新燃岳噴火に伴う活動火山対策として4億円、東日本大震災対策として11億円を追加しております。

2ページをごらんいただきたいと思います。予算の規模についてでございます。一般会計の6月補正予算額は568億8,700万円でありまして、補正後の予算総額は5,805億5,000万円、前年度比0.6%の増となります。この結果、下の棒グラフにありますとおり、当初予算の規模は、平成21年度から3年連続プラスとなっております。

3ページから歳入予算の特徴を記載しておりますが、4ページをお開きいただきたいと思います。自主財源についてであります。中ほどの表をごらんいただきますと、分担金及び負担金につきましては、公共事業等の補正に伴いまして7億9,000万円余の増額となっております。

補正後の総額67億円余ということで、昨年度に比べ大きく増加しておりますが、これは、市町村が国営土地改良事業負担金について繰り上げ償還を行うことに伴うものであります。

2つ飛びまして寄附金につきましては、今回新たに造成することとしております東日本大震災被災者等支援基金に対する寄附金として5,000万円を計上しております。

次の繰入金につきましては、事業の補正に伴い、国の経済対策により造成した基金等からの繰り入れを行うほか、収支不足に対する財源調整のための基金繰り入れにより、208億円余の増額補正となっております。

なお、当初予算とあわせた財政関係2基金からの繰り入れは、括弧書きのとおり194億円余となっております。この結果、5ページの表を見ていただきますと、基金残高の推移のところであります。平成23年度末の基金残高につきましては373億円となる見込みであります。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。依存財源についてであります。下の表をごらんいただきますと、6月補正では公共事業等の補正に伴いまして、国庫支出金につきましては126億円余、県債につきましては111億円余の増額補正であります。

次、7ページの一番上の表をごらんいただきたいと思います。地方交付税についてであります。地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債との合計で、臨財債の大幅な減によりまして2,252億4,500万円と、額にして59億円余の減となっております。

その下の表をごらんいただきますと、県債の状況であります。6月補正後の平成23年度の県債発行額は795億円でありまして、臨財債の減によりまして、前年度と比べ152億円の減となっております。

おります。臨財債を除いた場合の発行額では372億円で、前年度から11億円の減となっておりますが、公共事業費の増とのバランスを見きわめながら抑制を図ったところであります。また、県債残高は、昨年度、口蹄疫対策により1,200億円の転貸債等を発行したため、1兆591億円となりましたが、23年度末は1兆580億円になる見込みであり、わずかではあります、圧縮を図ったところであります。なお、臨時財政対策債と口蹄疫対策転貸債等を除きました実質的な県債残高は、6,343億円でありまして、前年度から338億円の圧縮を図っております。

8ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出予算の特徴についてであります。

まず、6月補正の欄のところでございます。義務的経費につきましては1億1,400万円余、投資的経費につきましては338億7,500万円余、その他一般行政経費につきましては、228億9,600万円余の増額補正となっております。

内容につきましては、9ページであります。

まず、①の義務的経費についてであります。人件費につきましては、東日本大震災対策として1億円余の増額補正であります。補正後の総額は、職員給与の改定や退職者数の減等によりまして、前年度から20億円余の減少となっております。1つ飛びまして、公債費につきましては、当初予算と変動はございません。4年連続で増加し、昨年度から31億円余の増となっております。

②の投資的経費ですが、普通建設事業費につきましては、302億円余の増額補正であります。補正後の総額は、財政改革に基づきます投資的経費の縮減・重点化の取り組みによりまして、口蹄疫・経済復興対策等に伴います公共事業費は増加いたしますが、全体としては前年度比で

3億円余の減となっております。災害復旧事業費につきましては、昨年度と同額を計上したところであります。

次に、③の一般行政経費ですが、補助費等につきましては、今回肉付け予算ということで、政策的経費や新規事業を計上したことから、99億円余の増額補正であります。補正後の総額は、企業立地関係の補助金や社会保障関係費の増等によりまして、前年度から47億円余の増となっております。貸付金につきましては、96億円余の増額補正であります。6月補正後の総額では、工業団地の整備に係る貸付金の減等によりまして、前年度から45億円余の減となっております。

次の10ページから12ページまでは款別の最終予算の状況、13ページにつきましては、特別会計及び公営企業会計について記載をしておりますが、これは後ほどごらんいただけたらと思ひます。

次に、14ページをごらんいただきたいと思ひます。新たな財政改革の着実な取り組みについてであります。財政改革につきましては、平成19年度に策定いたしました第2期財政改革推進計画に基づきまして、平成22年度までの4年間、財政構造の転換に向けた取り組みを推進してきたところであります。目標としておりました収支不足額の圧縮や歳出の見直しにつきましては、一定の成果が達成され、当面の財政危機は回避できたところでありますが、景気の低迷が続く中で、今後も社会保障関係経費等の増大等が見込まれておりまして、下の表にありますように、毎年度200億円から300億円を超える収支不足が発生する見通しとなっております。このため、新たに第3期の財政改革推進計画を策定したところでありまして、後ほど担当課長か

ら説明をさせますが、「宮崎県行財政改革大綱2007の変更について」として、今議会に提出をしているところであります。

今回の予算編成におきましては、この新たな財政改革推進計画を踏まえまして、総括的事項に掲げておりますように、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直しを進め、先ほど御説明いたしましたように、県債発行額の抑制や残高の圧縮等を図ったところでありますが、それでもなお生じました収支不足額195億円につきましては、財源調整のための基金の取り崩しにより対応したところであります。

次に、15ページには主な取り組みを記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、16ページであります。その他特記事項を記載しております。

まず、ゼロ予算施策の推進についてであります。県が所管します制度等の改善や県有施設の有効活用・開放など、新たな予算を伴うことなく、県民へのサービス向上となる施策を積極的に推進することとしております。詳細につきましては資料の232ページに記載しております。

次に、不適正な事務処理に関する再発防止策の着実な実施についてであります。予算執行システムや物品調達システム面での対策等をしっかりと推進することとしております。

18ページ以降に重点推進事業を掲載しておりますので、これも後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。委員会資料をお開きいただきたいと思っております。

1ページでございます。総務部における6月

補正の課別集計表であります。表の補正予算額の欄の一番下にありますとおり、合計で17億8,972万6,000円の増額をお願いしております。

次に、2ページをお開きください。総務部の主な新規・重点事業でございます。事業名に下線を引いたものが6月補正でお願いをしている事業でございます。

飛びまして13ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為の補正についてであります。今回、ここに記載の4件につきまして債務負担行為限度額の設定をお願いするものであります。

次に、特別議案について御説明をいたします。14ページでございます。議案第5号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、総務省令の一部改正等に伴いまして、県税の課税免除、または不均一課税の適用期限を2年間延長するなどの所要の改正を行うものであります。

次に、15ページでございます。議案第6号「平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例」についてでございます。これは、昨年発生した口蹄疫について、被害を受けた畜産農家に支給された手当金等に係る個人事業税について、課税を免除するための特例条例を制定するものであります。

次に、16ページでございます。議案第9号「宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例」についてでございます。これは、東日本大震災により甚大な被害を受けた被災者の支援等を行うための事業を継続的に実施するため、基金を新たに創設するための条例を制定するものであ

ります。

次に、17ページ、議案第10号「宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてでございます。これは、宮崎県土地開発公社が平成22年9月30日に解散し、平成23年3月31日付で清算終了したことに伴い、関連規定から宮崎県土地開発公社を削除するため、所要の改正を行うものであります。

次に、資料の18ページでございます。議案第17号「宮崎県行財政改革大綱2007の変更について」でございます。これは、宮崎県行財政改革大綱2007を変更することについて、「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

次に、資料の25ページをお願いしたいと思います。議案第21号「当せん金付証券の発売の変更について」でございます。これは、平成23年度における当せん金付証券の発売を変更することについて、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

特別議案といたしましては、以上の6件でございます。

次に、資料の26ページでございます。報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。これは、時間的制約から専決を余儀なくされたもので、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴い、平成23年3月31日付で補正を行ったものです。補正額は、12億207万4,000円の増額となっており、この結果、平成22年度一般会計歳入歳出予算の規模は、7,599億3,143万6,000円となります。

次に、報告事項であります。資料の27ペー

ジ、平成22年度宮崎県繰越明許費繰越計算書であります。これは、平成22年度の議会において御承認いただきました繰越事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告するものであります。

最後に、その他報告についてであります。資料の28ページ、ここに記載しております宮崎県東京学生寮の指定管理者第三期指定について、それから、32ページの行政改革大綱2007に基づく行財政改革の取り組みについて、そしてもう一点、36ページですが、宮崎県地震減災計画の概要と取り組みの状況についてでございます。それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

○柳田総務課長 それでは、総務課の補正予算について御説明をいたします。お手元の歳出予算説明資料の45ページをお開きください。

総務課の補正額は、3,803万8,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は14億1,895万4,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。47ページをお開きください。

まず、(事項) 公有財産管理費、これは、公有財産の管理運用処分事務の円滑な遂行に要する経費で、今回1,943万8,000円の増額をお願いしております。その内訳としましては、1の公有財産管理適正化事業費が630万円ですが、これは老朽化した職員宿舍等の保全工事及び撤去工事費等でございます。また、2の県有財産有効活用推進事業が1,313万8,000円ですが、これは、民間活用等により未利用財産の売却、貸し付け等の利活用を図るものでございます。

次に、(事項) 県有施設災害復旧費でござい

ます。これは、地震、台風等により被害を受けた場合の庁舎等の災害復旧費でありまして、1,860万円の増額をお願いしております。

続きまして、特別議案について御説明をさせていただきます。「平成23年6月定例県議会提出議案」の31ページをお開きください。提出議案のほうには新旧対照表が入っておりますが、今回は、常任委員会資料の17ページで御説明をさせていただきます。

議案第10号「宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、県土整備部所管の宮崎県土地開発公社は、平成22年6月議会の議決を受けまして9月30日に解散し、その後、23年3月31日付で清算業務のすべてが終了いたしました。これに伴いまして、関係する条例の関連規定から宮崎県土地開発公社を削除するため、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、(1)の宮崎県情報公開条例につきましては、「定義」の中の公文書の開示を行う「実施機関」から、宮崎県土地開発公社を削除するものであります。また(2)の宮崎県個人情報保護条例につきましては、「保有個人情報の開示義務」の中の「公務員等」に宮崎県土地開発公社の役員、職員等が規定されているため、宮崎県土地開発公社を削除するものであります。

なお、3の施行期日は、公布の日からとしております。

総務課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○桑山人事課長 それでは、人事課の6月補正につきまして御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の49ページをごら

んいただきたいと思います。人事課の平成23年度の6月補正予算につきましては、2億5,273万1,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、58億1,838万7,000円となります。

めくっていただきまして、51ページをごらんいただきたいと思います。人事課で補正をお願いしておりますのは、ここに事項で掲げております新規事業、東日本大震災被災地職員派遣事業、1件でございます。この内容につきましては、委員会資料のほうに概要を記載しておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただきます。委員会資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の目的でございますが、東日本大震災被災地からの要請に基づきまして、避難所等における運営、健康相談等に従事する職員、さらには、災害復旧事業等に従事する職員を派遣することによりまして、被災地住民の生活の安定と早期の復旧を支援するというのが目的でございます。

次に、2の事業概要等でございますが、まず(1)の短期派遣につきましては、事業費といったしまして、派遣職員の旅費など2億1,513万1,000円を計上しております。下の用務・派遣先にありますように、①の避難所運営、罹災証明発行などの町の行政支援、これを宮城県の山元町において行ってまいります。それから、②から④にありますように、岩手県、福島県におきまして、健康相談とか「こころのケア」、そういった業務に医師や看護師、保健師等を派遣するものでございます。

次に、(2)の長期派遣でございますが、地方自治法上の派遣につきましては、派遣される職員の給与あるいは旅費等の負担につきまして

は、被災地側の自治体が負担するということになっております。ここでは事業費といたしまして、職員を長期派遣することに伴いまして欠員が生じます。欠員が生じる職場への非常勤職員等の代替職員を配置・雇用するための経費3,760万円を計上しているところでございます。長期派遣職員の具体的な業務につきましては、用務・派遣先のところにあります。家屋の危険度判定でありますとか、あるいは災害復旧・査定業務、生活保護業務などにつきまして、被災地からの要請に基づきまして、技術職員等の専門職員を数カ月から1年間の期間にわたって派遣を行うというものでございます。

最後に、3の事業費でございますが、2つの派遣あわせまして、2億5,273万1,000円をお願いしているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○大坪行政経営課長 それでは、常任委員会資料の18ページをごらんください。議案第17号「宮崎県行財政改革大綱2007の変更について」でございます。

議案となっております行財政改革の新たなプランの冊子につきましては、既に配付しておりますが、本日は、この委員会資料で内容を簡潔に説明させていただきたいと存じます。

まず1番目、計画策定の趣旨につきましては、県財政が非常に厳しい中で、総合計画に掲げる施策を着実に推進するため、昨年度で終了しました行財政改革大綱2007を変更し、新たな指針となります「みやざき行財政改革プラン」を策定し、県庁総力戦で県民本位の行財政改革を推進しようとするものであります。

2の策定の経過ですが、昨年度から検討作業に入りまして、常任委員会への経過報告やパブ

リックコメント等を経まして、先月、最終案を決定し、今議会に提案したところでございます。

3のプランの概要ですが、まず、基本理念につきましては、県総合計画の基本目標であります「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」を支える持続可能な行財政基盤の確立といたしました。また、推進期間は、本年度から平成26年度までの4年間。それから、推進体制につきましては、行財政改革推進本部会議を中心としまして全庁的な推進を図り、進捗状況については毎年度公表することといたしております。このプランの構成ですが、その表にありますように3つの視点で構成することといたしております。

1点目が、改革の視点1というところですが、効果的・効率的な行政基盤の確立、2点目が、改革の視点2ですが、県民目線による行政サービスの提供、3点目が、持続可能な財政基盤の確立となっております。具体的には、右側の19ページ以降になりますので、ごらんいただけますでしょうか。

まず1点目の、効果的・効率的な行政基盤の確立につきましては、①行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直しを行いますとともに、新たな項目としまして②危機管理能力の強化を掲げました。危機管理意識・能力の向上ですとか、あるいは県の業務継続計画、BCPと呼んでいますが、その整備等を行うことといたしております。

それから、③の適正な定員管理では、引き続き総職員数の削減に取り組む一方で、スクラップ・アンド・ビルドによりまして、新たな行政需要等にも弾力的に対応することといたしております。具体的には、その表にありますよう

に、知事部局等の職員数につきまして、平成17年度当初比で1割程度削減するという事柄にいたしております。

それから、④適正な給与管理、さらには、⑤意欲と能力に満ちた人材の育成と活用に取り組みますとともに、20ページになりますが、今回新たに、⑥風通しのよい職場環境の醸成と職員の健康管理を掲げまして、庁内の意見交換の活性化ですとか、職員の心と体の健康管理等に努めることといたしております。

また、引き続きになりますが、⑦建設工事等及び物品における入札・契約制度の適正な運用・改善、さらに、⑧公社等改革の推進、⑨市町村との連携にも取り組んでいくことといたしております。

次に、資料の21ページになりますが、2つ目の柱でございます、県民目線による行政サービスの提供につきましては、①県民本位の情報発信の充実・強化、さらに、②県民ニーズの的確な把握と県政への反映に努めますとともに、③多様な主体との協働では、従来のNPO等にとどまらず、企業や大学等も含めた多様な主体との協働を行っていくことといたしております。また、④アウトソーシングの推進では、指定管理者制度のさらなる導入の検討等を行いますとともに、⑤行政手続等における利便性向上、⑥県から市町村への権限移譲にも引き続き取り組んでいくことといたしております。

さらに、全体的なまとめになりますが、⑦県民目線に立った行財政改革の推進を掲げまして、県民目線に立ったわかりやすく積極的な情報提供に努め、若干高い目標ではありますが、県の行財政改革についての認知度100%、県の行政機関における対応への満足度が80%になるように全力で取り組んでまいりたいと考えており

ます。

次に、22ページから24ページにかけては、3点目の持続可能な財政基盤の確立について記載しておりますが、この部分に関しましては、財政課長のほうから別途御説明をいたします。

それから、その他報告事項になるんですが、関連しますので、恐れ入りますが、資料の32ページをごらんいただけますでしょうか。

昨年度まで実施しました行財政改革大綱2007に基づく行財政改革の取り組みについて、4年間の内容を要約したものを記載いたしております。前回の大綱2007では5つの柱で構成をいたしております。

まず、1点目の意識改革につきましては、そこにごさいますように、(1)公務員倫理の確立ですとか、(2)組織風土の改革等を進めました。それから、2番目の経営改革のところでは、(1)簡素で効率的な行政組織の整備に努めますとともに、(2)適正な定員管理を進めたところがございます。その結果、職員数につきましては、平成17年度当初比で1,133名を純減したということになっております。

それから、33ページの3番の協働改革につきましては、(1)県民等との協働を進めますとともに、ページをめくっていただきまして、34ページの(2)民間活力の活用等に努めたところがございます。

それから、4番目の柱、入札改革につきましては、(1)公共工事の入札・契約制度の見直しを行いますとともに、5番目の財政改革になりますが、当面の財政危機の回避ですとか、あるいは(2)県債残高の削減等に取り組んできたところがございます。

全体4年間の成果につきましては、そこに記

載しているとおりですけれども、この中で引き続き実施すべきもの、修正すべきもの、さらには新たな課題として出てまいりましたものもありますので、そういったことを踏まえまして、先ほど御説明しました今後の行財政改革プランの策定を行ったところでございます。

なお、別添資料としまして、これまでの取り組み結果につきましては詳細版を添付しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

私からの説明は以上であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○日隈財政課長 続きまして、財政課関係の議案及び報告承認事項について、御説明いたします。

委員会資料の13ページをお開きください。第2表として債務負担行為の補正ということで追加の分が上がっておりますけれども、財政課の関係は、財務総合システム整備事業でございます。1億6,500万円の債務負担行為の追加補正をお願いしております。これは、現在、予算の編成あるいは予算執行管理などに使用しております財務総合システムについて、従前のシステム開発から既に20年が経過しております。したがって、かなり陳腐化が進んでおりますので、再整備を行うことに伴うものでございまして、今年度開発に着手し、来年度から5年間の賃貸借契約を結びたいと考えております。そのための債務負担の設定をお願いするものであります。

次に、22ページをお開きください。行政経営課のほうから説明がありました宮崎県行財政改革大綱2007の変更の関係でございまして。

財政改革の分について私のほうから御説明いたします。第3期財政改革推進計画に基づく新

たな財政改革の取り組みということでございます。内容については3月の常任委員会で素案をお示ししてございまして、今回の資料につきましては、6月補正予算の編成に伴いまして、時点修正、金額等の修正をした点が変更のものになります。したがって、この表について改めてもう一度御説明申し上げますけれども、ごらんいただきたいと思います。

①の基本的な考え方でございますけれども、本県におきましては、社会保障関係費の増大、あるいは高水準で推移する公債費などによりまして、今後とも収支不足額は拡大すると見込んでいるところであります。多額に上ります収支不足、これによりまして財政関係の2基金が枯渇しまして、このまま推移しますと、平成26年度には財政再生団体に陥るおそれがありますので、財政改革を継続する必要があるというふうにごらんいただきまして、この計画を策定しております。

中ほどの中期財政見通しの表をごらんください。財政改革を行わないままいった場合の収支不足と、財政関係2基金の残高見込み額を試算したものであります。まず、収支不足の欄をごらんいただきますと、このまま推移いたしますと、平成25年度に収支不足が300億円を超えるということになります。それを補います財政関係の2基金が、このままいくと平成25年度で枯渇するというところで、平成26年度にはマイナス332億円という数字が立っておりますが、そういう見込みになるということでございます。このマイナスの部分が標準財政規模の5%、本県でいいますと、22年度の標準財政が大体3,280億円ぐらいですけれども、この5%が164億円となりますので、これを超えることになりまして、財政再生団体となるおそれがあるということでございます。仮に再生団体になりますと、県債

の発行が大幅に制限されるということ等も出てまいりますので、県民生活に大きな影響を及ぼすこととなりまして、こういう事態は何としても避けなければならないと考えているところでございます。

次に、②の見直し目標額等についてでありますけれども、短期的には歳出見直しと歳入確保策、これについて一体的、集中的に実施してまいりたいと考えております。また、中長期的には、臨時財政対策債など特例的な県債を除く部分の県債残高については縮減を図っていきたくて考えておりまして、収支不足がこのままいくと累計1,113億円ということになりますが、このうち見直し目標としましては999億円、約1,000億円を目標としているところであります。

次に、23ページからが具体的な取り組みになりますが、まず、アの歳出の関係につきましては、記載のとおり、義務的経費、投資的経費、一般行政経費、また、特別会計・公営企業会計への繰出金、あるいはその次の執行段階での経費節約等、これの徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、イの歳入確保の強化の関係では、自主財源の関係で、例えば、広告収入あるいはネーミングライツという取り組み等も図っていきたくて考えているところです。また、依存財源につきましても、財源対策の関係から、行政改革推進債、県債等の効果的な活用等についても進めてまいりたいと考えているところであります。

それをまとめましたのが24ページになります。④の表に、今申し上げました項目について、それぞれの区分ごと、年度ごとをまとめております。計の欄を見ていただきますと、合計で先ほど申し上げました999億円、約1,000億円

の見直し等を図っていきたくてということで考えております。もし、この見直しが十分効果があるということになれば、⑤の欄になるんですけども、基金残高については枯渇するのではなくて、何とか平成26年度末には99億円、約100億円の基金を確保することができるということになりますので、一応はこの計画期間中の2基金の枯渇については回避できるものと見込んでいるところであります。実際はこれ以上の取り組みを図っていきたくて考えておりますので、何も基金を100億円まで落とすということが目標ではございません。これ以上の確保を図っていきたくてということであります。

また、県債残高につきましても、口蹄疫対策の転貸債、これの償還が5年後の平成27年度でありますので、この期間中につきましては4年間の間は1兆円台で推移するというで考えておりますけれども、県債残高の見込みにつきましては、国が決定いたします臨時財政対策債の発行額、これが今後とも一定の高い水準で推移すると仮定しておりますので、県債残高自体は、総額としては100億円以上の増加が見込まれているところです。ただ、こういった特例的な元利償還金等の保証等ができておる分の県債を除く分につきましては、私ども普通債と言っているんですけども、これについては26年度の見込み額が5,605億円ということでございまして、1,000億円強の減少を図っていきたくてということで考えているところであります。

次、25ページをごらんください。議案第21号「当せん金付証券の発売の変更について」でございまして。

平成23年度昨年度において、本県の宝くじの発売額につきましては、11月議会で23年度分ということで議決をいただいているところでござ

いますけれども、今回、口蹄疫復興宝くじ、これを発売することによりまして、その額についての増額の変更をお願いするものであります。

2の発売金額の欄をごらんください。変更額につきましては、既に議決いただいております106億6,000万円に、本県の今回の口蹄疫復興宝くじ分、発行額は50億円ですけれども、本県分は36億円ということがございますので、その分を加えまして、年間の発売限度額を142億6,000万円以内とするものであります。

次に、26ページをお開きください。報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、県税の増収及び地方交付税等の確定に伴います平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第12号）といたしまして、毎年度行っておりますけれども、年度末の3月31日付で専決処分を行ったものについて議会へ報告し、その承認を求めるものであります。

中身につきましては、まず歳入でございますけれども、県税16億7,000万円の増額、以下、記載のとおり項目について、例年専決でさせていただいております項目等についてそれぞれ補正を掲げております。

次に、歳出でございます。総務費5億8,881万4,000円の増額であります。内訳につきましては、財政調整積立金への積み立て5億4,430万1,000円、口蹄疫復興対策基金への戻しの分の積み立てとして3,086万5,000円、そして、知事部局分の退職手当の確定分としまして1,364万8,000円等となっております。以下、それぞれの費目がございますが、これは他の常任委員会のほうで報告承認を求めるものということで報告させていただいております。

最後の公債費の欄については、財政課の所管

ですので、説明させていただきます。公債費につきましては、証券形式での県債発行経費、これが1億2,850万4,000円不要となりましたので、その分を減額させていただいております。

財政課関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉本税務課長 委員会資料の14ページをお開きください。議案第5号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の改正の理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、それから、いわゆる企業立地促進法及び半島振興法に基づきまして、県税の課税免除または不均一課税を行った場合の地方交付税の減収補てん措置が延長されたことに伴いまして、改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、今申し上げました4つの法律に基づきまして、県税の課税免除または不均一課税の適用期限を平成25年3月31日まで2年間延長するものでございます。

それから（2）ですが、これはその他の引用条項の番号が変更になりましたので、手続上の整備をするものでございます。

3の施行期日等でございます。公布の日から施行いたしまして、この条例による改正後の規定は、23年4月1日から遡及適用いたします。ただし、上記の（2）につきましては、他法の施行日と合わせる必要があるために、別に規則で定めることとさせていただきたいということでございます。

次に、15ページ、議案第6号「平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例」に

ついてでございます。

1の制定の理由でございますが、平成22年4月以降に本県において発生した口蹄疫について、口蹄疫対策特別措置法が施行されまして、この口蹄疫に起因して支払われた手当金等に係る所得につきましては、所得税、法人税、個人住民税の法律による課税免除措置が講じられております。一方、個人事業税につきましては法的措置が講じられておりませんので、他の所得課税税目とのバランスから同様の措置が必要ということで、特例条例を制定するものでございます。

2の規定の内容でございますが、昨年の口蹄疫に起因して支払われた手当金等に係る所得に課税する個人事業税について、課税を免除するというものでございます。

(1) 対象となる手当金の交付期間ですが、平成22年6月1日から24年3月31日まで。これは国と同様の期間としております。

(2) 手当金等に係る所得ですが、手当金等の合計額から手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る損失の額及び費用の額を控除した額ということにしております。

(3) 課税免除対象年度でございます。手当金等の交付を受けた日の属する年の翌年度、つまり具体的には、昨年交付を受けた方は今年度8月に課税される分からということになります。

3の施行期日ですが、公布の日から施行することということにしております。

説明は以上でございます。

○鈴木市町村課長 市町村課であります。市町村課の6月補正歳出予算につきまして、御説明いたします。歳出予算説明資料の53ページをお開きいただきたいと思っております。市町村課の補正

予算としましては、9億15万3,000円の増額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、29億8,713万8,000円となります。

主なものにつきまして御説明いたします。55ページをごらんいただきたいと思っております。

(事項) 市町村公共施設整備促進費でございますが、9億15万3,000円の増額でございます。これは、厳しい財政事情の中で、市町村が当面する災害防災対策や行財政改革など、緊急かつ重要な課題解決を図るために行う事業を対象としておりまして、「元気市町村支援資金貸付金」の名称で無利子で資金を貸し付けるものでございます。この事業によりまして、各市町村がそれぞれの実情に応じて行う地域づくりや行財政基盤の強化を支援することができると思っております。なお、財源につきましては、全額市町村からの償還金を充てることとしております。

市町村課につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○花坂総務事務センター課長 総務事務センターでございます。総務事務センターの補正予算について御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料57ページをお開きください。当課の6月補正予算は、1,500万円の増額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は11億7,072万6,000円となります。

その内容について御説明をいたします。59ページをお開きください。ここの中ほどに記載してございます新規事業の物品調達システム構築事業であります。詳細につきましては、委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。委員会資料の6ページをお開きください。

まず、事業の目的でございます。この事業

は、物品の調達に当たりまして、業者等への発注から契約に至るまでの事務につきまして、インターネットを使って業務を処理するシステムでございます。インターネットを使うことによりまして、公正・透明で競争性の高い契約の実施を確保するとともに、物品調達に係る契約事務の効率化を図るといったことでございます。これを今年度、来年度の2カ年にかけて構築をするということでございます。

次に、2の事業概要等でございますが、(1)の電子調達システムの設計・開発等でございます。これにつきましては、昨年度に実施いたしました物品の電子調達システムの導入に向けたシステム環境検証の結果を踏まえまして、事業目的に最も則した設計開発をするということにしております。システムの稼働予定は、平成24年10月を予定いたしております。

次に、(2)の対象所属であります。本庁の総務事務センター、及び本庁と同じ宮崎地区の出先機関に係る物品調達事務を行っております宮崎県税・総務事務所内の総務事務センターでシステムを導入することにいたしております。その稼働状況を踏まえまして、その他の地区の総務事務センターへの導入を検討していきたいと考えております。

3の事業費でございますが、本事業は24年度までの2カ年事業としまして債務負担行為をお願いしております。総事業費は3,000万円でございます。委員会資料の13ページに債務負担行為の記載をしておりますが、説明は省略させていただきます。以上でございます。

○金井危機管理課長 危機管理課から御説明させていただきます。

お手元の平成23年度6月補正歳出予算説明資料の61ページをお開きください。危機管理課の

補正額は、5億3,370万8,000円の増額でありまして、補正後の額は8億7,071万7,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。委員会資料の7ページをお開きください。

まず、自主防災組織結成促進・活性化事業でございます。大規模災害に対応する初動は、地域住民でつくる自主防災組織であり、被害を最小限に抑えるには、初動でいかに有効な防災活動ができるかにかかっております。このため、本県でも、自主防災組織の結成及び組織の活性化を重要な課題として取り組んでいるところであります。

事業の中身としまして、新たに結成された自主防災組織や、研修会・防災訓練を実施するなど、防災意識の高い組織をモデル組織として位置づけ、このモデル組織に防災資機材整備を実施する市町村に対し補助を実施し、自主防災組織の結成促進・活性化を図ることを目的としております。事業費は296万7,000円でございます。

次に、委員会資料の8ページをごらんください。宮崎県防災士ネットワーク活動支援事業でございます。

自主防災組織の結成促進・活性化をするに当たり、一番重要な要素は、その働きかけをする者が、その地域の実情をよく知り、信頼されていることであると認識しております。地域の実情がわかり、地域住民とつながりがあり、防災に関する知識と技能を有した防災士が活躍することによって、自主防災組織の結成・活性化が期待できます。県では、現在、県内各地に防災士を育成しており、その連携団体である宮崎県防災士ネットワークの活動を支援し、自主防災

組織率の向上を図ることも目的としております。事業費は120万円でございます。

次に、委員会資料の9ページをごらんください。宮崎県地震防災戦略策定事業でございます。

東日本大震災での地震・津波による未曾有の被害の状況を踏まえ、これまでに策定しておりました東南海・南海地震や日向灘地震による地震・津波による被害想定、減災計画を見直すことによって、本県の防災対策の強化、防災力の向上を図るものでございます。

なお、この事業は、現在、国の中央防災会議で検討が進められております東南海・南海地震などの連動を想定した大規模海溝型地震に関する検討結果を踏まえる必要がありますことから、平成24年度にかけて取り組んでまいります。事業費は、平成23年度から平成24年度の継続事業となりますことから、平成23年度が2,854万1,000円、平成24年度におきましては、委員会資料13ページに記載しておりますが、2,874万8,000円の債務負担をお願いしております。

次に、委員会資料の10ページをごらんください。宮崎県東日本大震災被災者等支援基金設置事業でございます。

東日本大震災により甚大な被害を受けられた被災者・被災地に対しましては、現在もさまざまな対策、支援が進められているところですが、復旧・復興には、日々変化する被災地の実態、ニーズを踏まえながら、その状況に応じた中長期的な支援が必要とされております。

また、本県は、昨年の口蹄疫の発生以降、高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火といったたび重なる災害に対し、今回の被災地を含め全国からの支援を受けたところであり、これらにこたえる意味で、県民や企業、団体などを含

め、全県一体となって連携しながら、被災者・被災地への支援を行うべきと考えておりました。県独自の基金を設置し、当該支援に取り組んでまいります。

事業費は、一般県費としまして4億5,000万円に、県への寄附金5,000万円を加えた5億円でございます。

補正予算の説明は以上であります。

続きまして、特別議案の内容について御説明いたします。委員会資料の16ページをお開きください。議案第9号「宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例」でございます。

ただいま補正予算の中で御説明いたしました本県独自の基金を造成するための条例を新たに制定するものでございます。

基金条例の概要といたしましては、基金に積み立てる額は予算で定める額としており、具体的には補正予算の説明のとおりでございます。基金の運用から生じる収益につきましては、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入することとしております。また、基金については、基金の設置目的であります、東日本大震災により被害を受けました被災者・被災地の支援のために行う事業の費用について取り崩しで充てることとしております。

施行期日は公布の日からでございます。なお、基金の設置期間につきましては、被災者・被災地の復興の状況などを踏まえながら検討することとし、明示はしておりません。

特別議案の説明は以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○山之内消防保安課長 それでは、消防保安課につきまして御説明を申し上げます。

再度申しわけございません、平成23年度6月補正歳出予算説明資料の65ページをお願いいた

します。消防保安課の補正額は、5,009万6,000円の増額でございます、補正後の額は、4億9,158万7,000円となります。

それでは、補正の主な内容について説明をさせていただきます。恐れ入ります。再度また委員会資料の11ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

新規事業、新総合防災情報ネットワーク整備事業でございます。

まず、1の目的であります、総合防災情報ネットワークは、県庁、県出先機関、市町村・消防本部、そして防災機関を、地上系無線と衛星系無線で結びました通信ネットワークでありまして、電話、ファクスのほか、気象情報、災害情報、映像、雨量、水位、震度などの各種データ伝送に、平常時から利用されているものでございます。特に災害時には、NTT等の公衆回線が途絶しましても、このネットワークを利用しまして、被害状況収集や情報伝達を行いまして、迅速な災害対策に活用される重要なシステムでございます。このネットワークにつきましては、前回の整備から14年が経過しておりまして、機器の故障頻度が高くなってきていることから、機器の全面的な更新を行い、信頼性の向上、情報通信機能の強化、こういったことを図ることを目的としまして、再構築のための実施設計を行うものでございます。

次に、2の事業概要でございますが、今年度と来年度の継続事業といたしまして、平成21年度に行いました基本設計をもとに、平成24年度以降の工事発注に必要な詳細設計書を作成するための実施設計を行うものでございます。実施設計後、更新工事に着手しまして、数年のうちに整備を完了したいと考えております。

3の事業費でございます。実施設計の事業費

は、平成23年度から24年度の継続事業として実施しますことから、平成23年度が1,984万5,000円、平成24年度につきましては、恐れ入りますが、この委員会資料13ページの一番下の欄に記載しておりますが、4,630万5,000円の債務負担行為をお願いしておりまして、総額といたしまして6,615万円となるところでございます。

続きまして、同じく、この資料の12ページをごらんいただきたいと思っております。改善事業、地域防災力強化促進事業でございます。

この事業につきましては、平成7年1月に阪神・淡路大震災を経験いたしまして、消防に対する住民のニーズや期待にこたえるためには、市町村の消防力を強化する必要があるという考えから、平成8年度に県単補助制度として創設した事業でございます。3年ごとに事業を見直しながら、市町村の行う消防防災施設等の整備に対し助成を行ってきたところでありますが、今回、昨年までの事業内容を一部見直し、名称を「地域防災力強化促進事業」としてお願いするものでございます。

近年、自然災害の大規模化、多発化が危惧される中、地域の防災力を強化するため、1の目的にありますように、消防の常備化の推進や市町村が実施します消防防災力強化のための施設等の整備、それから、緊急消防援助隊の体制強化に対する支援を行うものであります。

2の事業概要等でありますけれども、市町村が実施する3つの事業に対し、助成等を行うものでございます。

まず、(1)消防非常備町村の常備化であります。現在、県内には7つの非常備町村がありますが、そのうち美郷町、そして西臼杵3町が現在常備化に向けて検討を進めており、この4町が行います消防常備化のための事業に対しま

して、助成を行うというものでございます。昨年度までの3年間につきましては、いろんな先進地視察のための旅費、そういったことを中心にしておりましたけれども、今後は、常備化のための調査委託、住民説明会など、常備化に向けました具体的な取り組みに対しまして、助成を行いたいと考えております。

(2) 消防防災力の強化でありますけれども、これまでと同じように、市町村が行います消防資機材の購入、耐震性貯水槽の設置、こういった事業に対しまして助成を行うものであります。

(3) 緊急消防援助隊の体制強化につきましては、御案内のように、東日本大震災に出動しまして記憶に新しいところでございますけれども、本県の緊急消防援助隊が、災害現場で十分にその機能を発揮できるよう、資機材の整備や訓練の実施による体制強化を図るものであります。

次に、(4)の補助率でありますけれども、消防非常備町村の常備化につきましては、定額の80万円以内、ほかの2事業につきましては、市町村の財政力指数に応じまして、3分の1以内もしくは4分の1以内としたいと考えております。

3にございますように、事業費は2,352万円であります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○山下委員長 以上で執行部の説明が終わりました。今から質疑に入りたいと思います。

○鳥飼委員 最初は統括的にお尋ねをしたいと思っております。あとは譲って、その都度、後ほどしたいと思っておりますが、今度、補正予算560億で肉づけということなんですけれども、県民政策部で

も申し上げたんですが、当初で計上しておいてもよかったのではないかとこの事業が結構見受けられるんです。これについての考え方について御説明をお願いします。

○日隈財政課長 鳥飼委員のおっしゃるとおり、今回は、骨格予算で2月議会において当初予算を編成させていただきましたけれども、4年前の、同じく知事選がございました、東国原知事が誕生した前回の例でいくと、通年予算の80%程度を骨格予算に盛り込ませていただいております。今回どの規模までできるかということで、河野知事も就任後、時間のなかで何とか詰めたんですけれども、おおむね90%超える程度は盛り込もうということで、21日が知事就任でございましたけれども、実質、予算編成で使える日数というのが1週間から10日程度しかございませんでした。その間、新燃岳の噴火とかで大変だったんですけれども、何とか時間を確保しながら逐次説明いたしまして、90%は何とか超えようということで、県民生活に影響のないものを優先して入れ込んだ結果が、90%少々、前回の例からすると10%強の増になりますけど、そういった骨格予算を組ませていただいたところであります。

ただ、おっしゃるとおり、中には、早目に対応したほうがよかったんじゃないかと思われるような事業も確かにあることは承知しております。一方、政策的な色合いのある事業等については、やはり新しく知事になられた方の判断もございまして、了解を得た上で知事の責任で提案するというのもございまして、そういった勘案の中で骨格でその程度の予算となった次第でございます。

○鳥飼委員 わかりました。今の河野知事は、副知事としてつい最近まで在職しておられたわ

けですから、総務部長時代含めましてかなり詳しいと思っているんです。そういう見方も一つあるということで、また4年後になりますけど、4年後は知事選がありますから、計上していいものは計上しておってもいいんじゃないかなという感じがしましたので、申し上げました。いろいろ財政課は御苦労があって大変だろうと思いますが、一応申し上げてみました。

この分厚い冊子の概要について、総務部長からいろいろと御説明がありました。中身にかかわってまいります、4ページに自主財源の表があります。これでいきますと、自主財源は当初で1,873億、補正で2,204億2,000万と。県税のところですけども、先ほど専決処分の御説明がありましたが、779億ということで前年と同じ計上が当初でされておりまして、先ほどあったように、決算が820億ということですけども、その考え方について御説明いただきたいと思えます。

○吉本税務課長 今の御質問は820億の考え方ということでしょうか。これにつきましては、地財計画とかそういうものを参考に見込んでくるわけですが、法人につきましては企業のアンケート、個人県民税につきましては各市町村へのヒアリング、そういうものを総体的に含めまして、各税目ごとに見込みまして同じ額を計上させていただいているということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。また後ほどお尋ねしたいと思いますが、5ページの基金の御説明がございました。基金の残高の推移ということで、562億からずっとありまして、22年度、結果的に568億ということで、これは日隈課長のところで頑張っていたいて、もちろん総務部長がトップになって頑張っていたいた結果だと

思っているんです。今度の第3期計画にも絡んできますけれども、こうなりますと4年後にはこうですよというようなことで、財政再生団体にといいことでされるような感じなんですね。結果的には、見てみますと、当初の計画からすると、財政課所管の2基金は、22年度末に380億ぐらい増を確保したんではないかということになっております。23年が373億ということになっていまして、そこら辺の考え方についてお尋ねしておきたいと思えます。

○日隈財政課長 まず、22年度のお話はありがとうございます。例年20～30億しか特別交付税もらえないところを、特別交付税等も120億を何とか確保できたということ。そして、年度間通じまして昨年度はどうしても予算執行が十分できなかったということで、執行残も多かったということで、一遍基金に戻す形で一時的にふえる形になりました。ただ、それがいい予算執行だったかどうかというのは別の問題だと思っております。

大きなトレンドとしては、基金残高については右肩下がりで徐々に落ちてきている。議会の御質問でもございましたけど、平成4年度ときには2基金で900億近くあったものが、今で300億ということになってきて、今後については、税制等の改正なく歳入が十分伸びない場合には、社会保障関係費等の増嵩がありますので、収支不足はかなり拡大してくる。また、経済対策等で設けていただいた基金等もなくなってしまうということになれば、そういった負担も出てくるということで、大きな収支不足が考えられるところであります。

これまでも、三位一体改革等で一遍に交付税がごとんと落とされて、収支不足が300億を超えること等も単年度でもございます。これは個人

的な感覚かもしれませんが、どう考えても、一回ぼんと落ち込むことがあっても、やはり300数十億は最低限基金を確保しておきたいというのが財政課長としての考えであります。何とかその水準は維持・確保していきたいということでもありますけれども、今のところ、財革で計算しますと、計画どおりのラインで100億円、99億円ぐらいが最低限の目標でありまして、願わくは、今申し上げたように、300程度はないと何かがあったときには予算が組めないのかなと。水準的なものとしてはそのようなものを考えているところです。

○鳥飼委員 これは行財政改革とも絡んでくるんですけれども、その辺の兼ね合いが非常に難しいと。人件費の比率とか、後ほど議論したいと思っておりますけれども、しっかり業務をやってもらいたいというのが一つあるんです。今度の原発事故を見たときに、大丈夫だ、大丈夫だとみんなが言うから、大丈夫なんだというふうに我々自身も考えていたところに、物すごい事故があったと。原発で起こす電気は6円ぐらいで一番安いとか言っていたのが、とんでもないものだったということがわかったわけです。だから、3月11日以降は、やはり自前で、宮崎県で考えていく必要が出てくると。国がこう言うたからこうだということではなくなってきたんじゃないかと。県債の返還についても——転貸債の1,200億を除く、臨時財政対策債を除く——これも国の都合でこういう形でやってきたわけですから、その中のやつが、除いたら減ってきたんですよと言われるわけですね。しかし、交付税措置があるのを考えれば、まだ残った分の中にあるわけです。交付税措置しますよというのは、3割か4割からちょっと忘れましてけれども、純粹に県の借金は、今でいえば4,000億ぐら

いになるのかな、3,000億ぐらいになるのかなという感じはするんです。ですから、国はそんなふうには今は言っているけれども、交付税措置しますよというのも私は信用ならんと思っているんです。というような思いがありまして、しっかり宮崎県としての努力というんですか、県民の暮らしを一番優先して考えたときに、やっぱり人がいないとそういう体制もできないと思うんです。今度の津波の問題でもいろいろ計画を出しますし、危機管理関係のやつも14年ぶりに見直すとかいうのが出てきますけれども、果たしてそんなものでよかったんだろうかということをお問われてくると思うんです。ですから、そこら辺はしっかり仕事ができる体制をつくってもらいたいという思いがあります。

今までずっとこのところで、行財政改革が始まって、「いつにはなくなりますよ」ということで言われるから、それは大変だということできゅうぎゅう詰めてくる。また2期も詰める。また今度も詰めるということで、そこら辺の兼ね合いはやっぱりしっかりしてもらいたい。それのかなめとなるのがやっぱり総務部だというふうに思っているんです。その辺は、もう答えは要りませんけれども、総務部長にもよろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

あとは、また後ほど申し上げます。

○西村委員 今、基金の質問がありましたので関連して聞きますが、23年度予算案概要の5ページに、財政関係2基金と出ているんです。残高の推移ということで今お話があったんですが、去年のやつを見ると財政課所管4基金になっているんです。たしか前の前の年は2基金だったと思うんです。年度によって冊子が来るとし、数字も多少違うんですが、これはどういうことでしょうか。

○日隈財政課長 昨年度までの資料は、財政課所管4基金ということで表示させていただいておりました。これはずっと昔からというか、従前から4基金表示させていただいております。ただ、実際は、財政課所管は今5基金ございます。そして、各県比較等も、これは新聞であれ、いろんな資料であれ、全国的にも、財政所管の財政調整を行う2基金の金額で各県の基金残高を比較するという傾向になっております。それ以外の2基金については、特定目的の基金でありまして、1つは県有施設維持整備基金と申しまして、県有施設の増築・改築あるいは新築に充てるための基金。そして、もう一つは県21世紀基金と申しまして、例えば試験場関係の整備といったものに充てる基金。21世紀基金の残高は非常に少ないんですけれども、県有施設のほうは70億ございます。特定目的にしか使えない基金が県全体では相当な数ございます。これは略して特目（特定目的基金）と言うんですが、それで財政の収支の調整を行うというものでもないものですから、各県同様、今年度からの第3期改革では、各都道府県との比較もわかりやすくするために2基金表示にしているものであります。

○西村委員 わかったようなわからないような。5つあって、5つのうちの2つが今回出て、3つは特定のものにしか使えないから、他県との比較等に使えないので、この場合の資料には提示されていないということですね。このグラフにはあらわされていないということですね。

○日隈財政課長 もう一度すみません。予算編成をした場合に、収支不足、要するに不足額を調整する主な基金は、この2基金で調整させていただいております。この2基金があるかない

か、どれだけあれば乗り越えられるのかという指標となる基金でありますので、この2基金で今後表示させていただきたいと考えているということでもあります。

○西村委員 過ぎたことなんですけど、何で去年までは4基金で表示をされていたんですか。若干なんですけど、あたかもまだ少し余裕があるような雰囲気が見えたんですけど。

○日隈財政課長 先ほど申し上げました残りの2基金——本当は3つになりますけれども——従前からの2基金は、申し上げとおり、箱物のための基金でありました。平成の特に1けた年代、あるいは10年度を超えても、そのあたりまでは箱物の建設が非常に多かった時期でしたので、それに充てるお金も含めて表示したほうが適切だということで、財政課が持っている基金をすべて表示するというのでまいりましたけれども、平成15年度の第1期財政改革策定以降は、箱物建設等については抑制ということでまいりました。公共事業には使いません。箱物だけということでまいりましたので、そういったほうに使うお金は特定の部分だけということになります。それで全体の調整を行うということになっていなかったものですから、今回そのように改めたということでもあります。

○西村委員 わかりました。基金は以上で終わります。

○宮原委員 先ほど、財政再生団体となる恐れがありますと。ちなみに、他県の基金残高が少ないという話もよく聞いているんですけど、九州内で財政再生団体になっているところはあるんですか。

○日隈財政課長 都道府県はございません。市町村についても、過去はございましたけれども、現在はありません。

○右松副委員長 以前、財政再生団体に転落をした夕張市は、住民生活にかなり影響が出ていまして、住民税が3,000円から3,500円に上がったたり、固定資産税が0.05%上がったたり、軽自動車税も上がっています。住民生活にかなりのダメージを与えるものであります。ですから、財政再生団体に転落するという事は決して想定してはいけない。それになる前に手を打つべきだと思っっているんです。そういった意味で、こちらの基金の残高は、26年度以降が非常に心配しております。そういった中で行財政改革を進めているわけですが、委員会資料の22ページ、23ページ、行財政改革の具体的な取り組みの中で、財源をどこで捻出していくかと。そういったときに、歳入の確保というのは、広告収入とかネーミングライツ、こういったところで収入を得ると言われますけれども、税収がこれから伸びるのは難しいという中で、歳入をふやしていくというのは現実的に考えれば非常に難しいと思うんです。そうすると、歳出を抑えていくという考えの中で、例えばこの中には具体的に経費が出ていますけれども、こういった部門で歳出を抑える考えか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○日隈財政課長 大きくは、右松副委員長からありましたように、歳出の削減というのが一番大きいんだらうと思います。ただ、第1期改革をやって、第2期改革をやって、人の数についても、先ほど行政経営課長から御説明がありましたけれども、これ以上大きく削減するというのは難しい状況になっております。しかし、そう言うてはおれませんので、それぞれの項目について徹底した見直し等を図ってということでここに書かせていただいているところです。

もう1点、歳入については、ここには控え目

な数字を入れさせていただいておりますけれども、抜本的には、申し上げているとおり、歳増の内容は、社会保障関係費の増嵩という大きい問題がございます。そういった面では、税政改正等を含めて財源確保、それと県税収入についても伸びていくように、企業誘致を含め産業の振興等を図りながら、収入増を図っていく必要があるかというふうに考えているところです。

○右松副委員長 これだけ厳しい財政状況ですから、よほど大胆な改革を歳出削減でしていかないと。基金の枯渇が間違いなく現実的な問題として——私は危機感を持っている中で、何を聞きたいかということ——具体的な取り組みとして、一般行政経費の部分はさらに削っていかなければいけない部門だと思っっているんです。

具体的に言いますと、行財政改革プランの48ページですけれども、一般行政経費が見直し目標額268億円になっています。この中で、「事業効果、必要性、緊急性が低下しているもの等については、原則廃止とする抜本的な見直しを行います」そして、「施策と財源のさらなる「選択と集中」を進めていきます」という中で、私が聞きたいのは——1つは、49ページの一番上にあります、県出資の公社等の数、及び常勤役員職への県職員の派遣人数、これは1割程度削減するとなっています。この目標数値が1割で本当に妥当なのかと。これだけ厳しい財政状況でありますから、財政再建を果たすためには、私はやはり1割では物足りないと考えています。

2点目が、物件費・維持補修費ですが、ここに書いていますとおり、「極めて厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、旅費や需用費、役務費等の経費について、情報通信技

術（IT）も活用しながら必要最小限となるように節減に努めます」となっております。こういったところを、今までの通常感覚、意識から相当転換をしていかないと、これ以上の歳出の削減は難しいと考えていますので、こういったところの見解を教えてください。

○大坪行政経営課長 まず、最初の公社等改革についてですけれども、先ほど新しい行財政改革プランの話がございました。その資料、お手数ですが、30ページを開けていただけますでしょうか。今回、議案として御提案しています行財政改革プランの30ページに、⑨としまして公社等改革の推進についてうたっております。その中で、実施方針の3行目の後段にあります。新宮崎県公社等改革指針というものを平成22年2月に策定いたしております。そういう中で今後の公社等の役割あるいは県の関与のあり方を徹底的に見直すということにいたしております。さらに、県職員の派遣ですとか、公社等への県の財政支出額につきましては、めくっていただきまして31ページになりますけれども、具体的に数値目標を立てまして、そういった目標に沿って進めていくということにいたしているところでございます。

委員がおっしゃいましたように、もっとこれを急激にすべきじゃないかという御議論は一方であろうかと思っておりますけれども、いろんな公社等の実態等も踏まえまして、新指針でこのような数値目標に沿って公社等改革を進めていくということで定めたところでございます。

○右松副委員長 公社等に常勤役職員を県職員から派遣するというその位置づけと意味を教えてください。

○大坪行政経営課長 公社等につきまして、公社の趣旨、目的等ございまして、いろんな経緯

もございますし、公社等からの要請等もありません。そういう中で、現在、そこに掲げているような職員を派遣しているという実態でございます。

○右松副委員長 一般の市民からすれば、説得力が全くない回答だと思っています。本当に県職員が公社に行く必要があるのか。それはしっかりとした理由づけが必要だと思います。別にきょうは結論を求めませんが、やはり必要最低限の職員を派遣すると。必ずや理由づけがあつてしかるべきだと思います。削減するのも、1割じゃ私は物足りないと思っていますので、これはふやしていくべきだと思います。

物件費のところ、旅費に関して、委員会資料の5ページですけれども、東日本大震災被災地職員派遣事業、こちらに2億1,513万1,000円投じています。東日本大震災被災地に対して、感謝プロジェクトで知事が口酸っぱく言われていますので、非常に大事なことだと思います。私は2億1,513万の中身を知りたいんですけれども、まず、職員派遣が何名、それから期間を教えてください。

○桑山人事課長 予算上の積算で申し上げますと、短期派遣のほうでは、約840名を派遣する予定で予算を計上しております。具体的には、人事課がやっております事務職員、これを12月までを一つの目安に45班体制で、45班掛ける12名で540名程度。それから、福祉保健部でやっております健康相談等の関連で220名程度、その他ということで、年内を想定して840名という積算しております。

○右松副委員長 ちょっと今、計算機がないもんですから。1人当たり幾らぐらいの予算がつくことになっていきますでしょうか。

○桑山人事課長 派遣の仕方は、私ども人事課でやっております場合は、まとめて飛行機に乗せまして、東京に宿泊させて、大型バスを1台借り上げて運ぶというやり方。それから、福祉保健部のほうですと岩手県と福島県——私どもが宮城県ということで、場所も違います。それぞれルートが違いますのでコストも違いますが、私どもが1班派遣する際に、大体8泊9日、今は10泊11日派遣しておりますが、これで100万円ぐらいかかっております。人数が12名でございますので、1人当たり直しますと、途中のバスの借り上げとか含めまして8万から9万というところになります。

○右松副委員長 派遣職員に対して手当はつくわけですか。

○桑山人事課長 職員は、通常の出張という扱いで参ります。したがって、旅費等は実費で出すこととなりますので、私どもがまとめて飛行機の手配をしたりあるいはバスを借り上げれば、職員には一切、旅費としては支給されません。そういう実費に基づいて旅費は支給されることとなります。

あと、現地では、当然、8時半から5時までというようなことでは仕事はできませんので、時間外勤務あるいは当直等も行っております。避難所あたりで避難されている方のいろんな面倒を見るために時間外勤務等が生じた場合には、必要な手当を出すという状況でございます。

○右松副委員長 細かいことで大変恐縮なんですけど、旅費ですけども、航空券は早期割引とかを使って取得されているんでしょうか。

○桑山人事課長 震災が発生しまして、私ども人事課でやっております事務職員の派遣は4月1日が最初でございました。当時は、航空機の

座席に余裕がある際には、全日空さんであるとか、あるいはSNAさんであるとか、無料で乗れるチャンスもございました。それで、総合交通課のほうと協議をしまして、そういう飛行機が使える場合には使うという対応をしておりました。その後につきましては、私ども特定の航空代理店と契約をしましてやっておりました。それはいわば通常の往復割引といった程度でしょうか。それから、東京から現地、宮城県までのバスの手配については東京事務所であることをやっておりましたが、最初のほうは、いろいろ交通事情が怪しいとか不測の事態もありますので、なるべく変更のきく形でやっておりました。最近では安定してきておりますので、具体的には、業者から複数見積もりをとりまして、安いところに発注するという形に切りかえてやっております。

○右松副委員長 納得のいく御回答ありがとうございます。一事が万事、意識改革はこういったところから始まっていくものだと思います。事業費が2億1,500万で相当大きいわけですから、経費の削減面でどこまで意識を持っていらっしゃるか伺ったところでございました。

もう1点、長期派遣の代替職員の報酬賃金等で3,760万出ているわけですけども、期間によって職員の数が一時減りますが、それは代替職員で埋めなければどうしても仕事が回っていかないものなんではないでしょうか。

○桑山人事課長 予算計上に際しましては、1人の派遣職員が6月から年度末までということで、10カ月ぐらい長期派遣されるという想定のもとに、そういった職員が25名と計算しておるんですけども、そういう積算をもとに臨時非常勤職員——特に技術系の職員が行きました場合には、専門技術的な代替職員を充てる必要が

あります。そういう場合には非常勤職員を活用することになると思うんですが、そういう予算計上をしております。

ただ、現在行っております派遣では、土木職員を2カ月交代で3クール、2名の2カ月で6名という派遣ですね。あるいは事務職員はきのうから長期の派遣を行っております。1～2カ月行って帰ってくるということで、そうなりますと、各所属での欠員の状態が極めて短期間になりますので、そういった場合には、現在の穴があいた状態で、当面、お互い助け合ってもらって工夫しながらやってもらいたい。したがって、この予算を使わない形で対応することになろうかと思えます。

ただ、過去の阪神・淡路大震災、そういったときには、土木職員であるとか、あるいは埋蔵文化財の関係とかで1年を超える派遣等もありますので、今後、地元ニーズに応じてそういう長期の派遣が出た場合には、こういった予算を活用して、業務に支障がないように、県民サービスに支障がないように対応していきたいということでございます。

○右松副委員長 わかりました。後は関連質問でさせていただきます。ありがとうございます。

○星原委員 危機管理課に聞きたいんですが、7ページの自主防災組織結成促進・活性化事業ということで改善で来ているんですが、我が宮崎県の場合は、今回、新燃岳の噴火もありました。地震から、火山噴火の問題から、台風、大雨、ゲリラ豪雨とか、いろいろ出てくると思うので、今回の東日本大震災の現状を見ていくと、最低限どの地域にもそういう組織をつくっておくべきだろうと。そうすると、今までつくりながら来ておって、まだつくっていないとこ

ろあたりの対処の仕方というのは、市町村との連携の中でどのように組織づくりについては考えて進めてこられて、いつごろまでに大体どの地域にもそういう組織をつくらないかんということで、ちゃんとできるという見通しはあるんですか。どうなんですか。

○金井危機管理課長 自主防災組織の結成につきましては、県としても、市町村がまず第一義的にやっただいていっているものですから、市町村の担当者に対するこの重要性の研修会等を開くのを第一義にしております。

それと、何よりも地域の自主性、地域がみずから、自分たちのところは自分で守るという姿勢が必要なものですから、そういった組織をしっかりつくっていただく。並びに、組織があったとしても実質的に動いていないところもございまして、そこをいかに活性化するかということで、まず、防災士の育成というところに県は今、力を入れておりまして、市町村も防災士の育成等には協力していただいております。

そのほか、組織をつくれといいますが、つくってもなかなか動かないものですから、災害用救助資機材ということで補助事業を今、展開しております。組織をつくっていただいたところにつきましては、市町村から要望をいただきまして、ある自治会のあるスペースがございましたら、そこにプレハブをつくりまして、その中に発発（発動発電機）とかヘルメット、そのほかバールとかもろもろの資機材を、約40万程度の予算をつけさせていただきまして進めさせていただいております。

ただ、前から言われているとおり、祭りとか小さな子供会とかそういう自治体の活動がふだんから活発でないところは、なかなか進みませ

るので、それも含めまして一応進めていただくということ、自治体の担当職員とうちのほうで協議しておるところでございます。

ただ、自治体の職員も総務課的なものでございまして、いろいろ兼務されておまして、防災専従ではございませんで、多忙な中でやっていただいておりますので、うちのほうからも職員を派遣しまして説得してやっていただく。今度、防災士を育成していますので、防災士が中心となってそういう活動を広げていただくという防災士ネットワークの進め方もしておりますので、今後は、ある程度その活動も活性化していくのではないかとこのように期待しておるところであります。

○星原委員 今回の東日本大震災のテレビの映像とか、あるいはインタビューなんかを受けて「大変だった」と。生き別れになったりいろんな形の状況をみんな見ているわけです。今までは、多分、大丈夫だろうとかいろんな形で、地域の中でも、差し迫った問題としての意識が薄かったような気がするんです。だから、こういう組織をつくっていかうとするなら、こういう問題が起きたときに、みんなの頭の中から消えないときに、最低限の準備とか、あるいは防災士なんかの育成とかそういったものを絡めながら、そして、特に中山間地域というのは、昔は青年団活動とか婦人会活動とかいろんな活動もあったんですね、社会の中に。今は消防団ぐらいが地域で何とか活動しているぐらいのところが多くて、そういうのも減っていますから、逆に言えば、中山間地域のいろんな問題、事象に対してやっていく上でも、そういう組織ができ上がって、そういう人たちが中心になって地域の活性化という面にも活用できるんじゃないかという気がするんです。

ですから、地域の防災組織が果たす役割が、災害だけじゃなくて、地域の中において、地域を守っていく、維持していく、そういう形にまで広がるんじゃないかなと思うものですから、今回のことを見ていけば、そういうことに合わせて、県内全域にそういうネットワークをつくってもらうことが大事かなと思っています。ぜひそのような形で、一方では、市町村と連携ですから、市町村の意見等を聞きながら、県は県としてこういうことはできないかということがあれば、そういうことをやりながらつくっていただくとうれしいと思います。

それと、防災士ネットワークということで8ページに出ているんですが、現在、多分、何十名かいらっしゃると思うんです。今、地域につくる中に、1地域に最低1人を置こうとするのか。そうなってくると、今後の数の見通し、その辺を育成の仕方とあわせてどういうふうと考えておられるのか、聞かせていただくとうれしいと思います。

○金井危機管理課長 現在、県内に400名以上の防災士の資格を持った方がおられるんですが、これは県が育成した者のほかに、簡易郵便局の局長さんとか、郵便局をやられた方も含まれてその数字になっております。ただ、私たちの目標としましては、県内に約2,700の自治会があるんですけれども、この2,700というものが理想的な形ではないか。1自治会に1人は必要じゃないかということで、その2,700をめどに、これはうちの事務局が目標としているんですけれども、これで今進めさせていただいております。

現在、防災士の育成事業をやらせていただいているんですが、年間大体100名程度の育成状況でございます。過去は、防災士機構の試験の資

格がなかったものですから、少なかったんですが、最近では、防災士機構から試験をできる自治体として認定していただいたものですから、費用も少なく済みますので、約100名をめどに進めさせていただいています。

なお、今年度は、大震災の後につきましてはかなりの問い合わせが来ております。どういふふうに受ければいいのか、どこであるのかということでもかなり来ていますし、試験会場も教養会場もふやして、ちょっと余計に対応しようかという計画で今、進めさせていただいているところであります。以上です。

○星原委員 今のお話では、400名ぐらいが資格を持っている。今、毎年100名ぐらいということで、目標は2,700名ぐらいと。今回はかなりふやしてということなんです、100名で2,700名と考えますと、今400名で、ことしの分で500名ぐらいとしても、22年かかるんですね、単純に言えば。数字の上では。そういう形でなくて、今、試験会場とかいろんなものということでありましたが、消防団のOBの人たちもいますよね、もう上がった人たちが。消防の経験とかいろんなことを訓練されてOBになっている人たちもいるわけです。そういう人たちに協力ももらって数をふやしていこうとするのであれば、そういう方法とかはとられないものなんですか。その辺はどうなんですか。

○金井危機管理課長 防災士というのは一応の目安でございまして、そういう指導ができる資格を有しておるという程度です。ただ、資格を持っていても、地域の住民の信頼が得られないと動かないという大きな問題点はございます。「防災士」がなくても、元消防団員とか元消防団長ということで信頼が得られていてそういう知識があれば、地域の防災リーダーとして

皆さんの信頼を受けますので、「防災士」がなければならぬといったものでもございせん。ある程度の余裕的なものはあろうかと考えております。

○星原委員 今言われることはわかるんですけど、目標を2,700名に置いているということであれば、そこに向かってどれぐらいの年限の中でそこまで持っていこうとするのかということと——実際の対応は、今言われたように、消防団OBで、我々の地域でも部長を毎年交代しながらやって上がっていったりしていますから、そういうリーダーというのは結構いるだろうと思います。災害等が起きたときには、地域で信頼される人でないとなかなか地域を守っていきないうらうと思います。そういう点とあわせながら、後はどういふふうに皆さん方が市町村と連携をとりながら、ここまでにこれぐらいはと目標を掲げてやるかやらんかだろうと思うんです。リーダーであれ、防災士であれ、そのやり方はどっちでも私は構わないと思うんですが、今回みたいな災害が起きたときに、特に中山間地域は、そういう状況の中では、お年寄りをしょって行く役割とかいろんなのを決めないと、多分、避難するでも大変だろうと思うんです。

ですから、ぜひこれについては、そう長くない年限の中でリーダーなり防災士なりを認定すること、あるいはそういう資格を持つことで責任とかいろんなものも生まれてくると思うんです。そういうところはしっかりしておくべきじゃないかなと思いますので、ぜひそのようなことをお願いしたいと思います。

それと、これはここの中ではないんですが、今回の東日本の災害を見て、タクシーの運転手さんに——この間、横田議員もちょっと言った

んですけど——「海拔幾らぐらいの高さを今、走っていると思いますか。お客さんを乗せた場合に、どの地域がどれぐらいのところなんだというのわかりますか」と言ったんですけど、「いや、うちの会社ではそういう指導とかそういう話はないですよね」と。自分たちも、もし何か起きたときに、津波なんですけど、ああいう状況のときには、どれぐらいのところを自分が今、走っているのか。どの高さのところまで行けば何とか避難できるのかという話を持ちかけたら、「そういうことでもやってもらわんとなかなかわかりませんよね。ないですよね」という話があったんです。

そのときに思ったのが、市中には電柱がいっぱいありますね。赤、黄、白、黒でもいいんですが、2メートルとか、5メートルとか、10メートルとか、通りにある電柱なりビルのどこか一角に、これは本当は全国统一でいいと思うんですけど、そういう目安になる高さのものもどこかにないと、日ごろ避難場所が決まってもなかなか難しいんじゃないか。いろんな情報が入ったときに、5メートルの津波とか、3メートルとか、10メートルとか仮にあって、自分がいる位置がどれぐらいのところというのをわからせるような目安の帯を、夜光の入ったやつだったら光が当たれば夜でもそういう高さの位置がわかるわけです。そういうことはできなかなと思っていたところなんですけど、そんな判断というのはないものですか。

○金井危機管理課長 そのとおりでございまして、先日、地震の後に、局長のほうで各沿岸10市町の首長さんのほうと意見交換させていただきました。同じような要望がございまして、県内統一的な標識も必要じゃないかということも言われていまして、県としても今、案をつくっ

ております。「この地点は海拔何メートルです」と。プラス、「一番近いところの避難所は何々施設です」と、そういったものまで入れて表示した電柱もしくは看板的なもの、統一的な標識が必要じゃないかということで、各市町村からの要望もございまして、それを含めまして今、検討中でございます。実現に向けて進んでいきたいと考えております。

○山下委員長 午後は1時再開といたします。暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分再開

○山下委員長 委員会を再開します。委員の皆さんからの質疑をいただきたいと思っております。

○宮原委員 先ほど防災士ネットワークの新規事業が出ていたんですが、防災士ネットワークの会員はいらっしゃるんですよ。

○金井危機管理課長 NPOじゃないですけど、防災士グループがございまして、各地に支部長を含めまして既に組織がございまして。個々に活用していただいて、いろいろな防災活動の委託もするようにしておるところであります。

○宮原委員 防災士の九州の組織をつくるということで1回そこに行ったことがあるんです。服装が消防団より格好いい服を着ているわけです。それは構わないんです。いざ災害が起きた場合、いろいろ誘導してくださるといことで、非常にありがたい団体だと思っております。一方では、消防団という組織があって、いろいろ誘導をしてくださったりするわけです。その格好いい服を着ているのと消防団とを見比べたときに、どう見たって防災士のほうの言うことが正しいような雰囲気になってしまうんですよ、私が見たところでは。九州各県集まった

んですが、バイクも立派なのに乗って服装も格好いいんです。そういったのを考えると、防災士のネットワークをつくることも大事なんですけど、消防団との連携をうまくやらないと、消防団に入るよりも防災士に入ったほうが格好いいという状況になると、消防団員確保というのはなおさら難しくなるかなという感じを受けたので、そこは十分気をつけてほしいなというふうに思ったところです。いかがでしょう。

○金井危機管理課長 消防団との関係も、しっかりお互いがお互いの立場を確認した上で活動することが重要だと考えています。ただ、宮崎の場合はユニホームはございませんで、緑色のチョッキのような、防災士とわかる程度のものしかございません。防災士というのは、地域に密着した、ある程度、地域に根差した活動ということで、その地区の代表的なものもございませすし、地区の皆さんの信頼を得たものでなければなかなか動いていただけません。ただ「逃げろ」と言われても、逃げろということを判断する人間が欲しいものですから、やらせていただいているんですが、その程度でございまして、おっしゃるとおり、消防団との関係は、しっかりとした共存、お互いがお互いの立場を利用して、納得した上で活動することが重要かというふうに考えております。

○宮原委員 ありがとうございます。自分が知っているのも「防災士」を持っていて、それも消防団の幹部だったするんです。そうすると非常にうまくいくのかなと思うんです。そのあたりは、十分連携がとれるような組織であってほしいなと思ったものですから、話をさせていただきました。

あと、6ページの物品調達システム構築事業、インターネットを活用してということで、

目的としては、公正・透明・競争性ということになると思っているんですけど、どうもこういった物品調達は、コストを下げるということだけにいってしまってるんじゃないかと思うんです。私のところであれば、土木事務所があり、振興局があるんですけど、県民ひとしく税金をあちこち納めているわけで、入札関係でいくと、宮崎の業者さんから一括で納入して単価が下がってしまうということですよ。そうすると、県全体の経済ということを考えてときには、これはいい事業であるということは理解をするんですけど、地域全体のバランスということを考えてときにはいかがなものかなと思うんです。そのあたりのすみ分けというのはどのように考えられますか。

○花坂総務事務センター課長 今回、計画をいたしておりますシステムにつきましては、随意契約案件でございます。約4,800件ほどの件数を見込んでおりますけれども、システムの中に地域性を組み込むような方向で検討いたしております。例えば小林地区でございましたら、小林地区のセンターのほうから、そういうネットワークを通じて各業者の方に情報をおろします。それを見ていただいて、インターネットを通じて見積書を提出していただくと。そうしますと、総合庁舎のほうまで行かなくてもそういう処理ができるということになります。それを皆さん方は見ることができますので、全体のいろんな業者の方々がひとしくそれに参加することができますので、そういうメリットと申しますか、そういったことを考えておるところでございます。

○宮原委員 そういうことでうまく地域の方——宮崎からだけ全部、各出先のほうに品物が送られるということがないように、十分配慮し

ていただきたいと思います。

10ページの宮崎県東日本大震災被災者等支援基金設置事業ですが、寄附を募るということで5,000万ということになっているようですが、これは今の段階で寄附を募っている状況なんですか。

○金井危機管理課長 この寄附金につきましては、受け付けさせていただいてまして、実際にはまだ納金のないものもございますけれども、6,000万を超えた状態に来ておるところであります。

○宮原委員 ありがとうございます。あと、これはちょっと聞かせてほしいので質問させていただきますけど、行財政改革大綱2007の中で、適正な定員管理ということで、知事部局を初め、教育委員会、警察本部で、平成23年度の実績で1,133名定員が落ちてきているということになります。前に聞いたことがあるんですけど、財政が厳しくなると人件費に手をつけ出すと。これでいくと、約1万7,519人という県関係の職員がいらっしやる。給与を1%、2%削減することでかなり大きな金額になると思うんです。知事部局について削減することは県の財政に反映をする。教育委員会であったり警察本部というところは、直接それに反映されないんだと聞いたことがあるんです。実際のところ、そういった部分まで給与を仮に下げなければならないという事態が来たときに、知事部局同様、下げることで県の財政に直接恩恵が来るのか。交付税やらそういったものでここはしっかり守られているんですよということになると、下げた分は国が得することになるような気がするんですけど、このあたりはどうなっているんでしょうか。

○日隈財政課長 まず、ちょっと順立てて御説

明します。知事部局以外で、県費で負担していない部分というか国費等が当たる部分、警察あるいは教育で一部ございます。警察については、地方警務官とあって定数が警察庁のほうで支給される部分、県のほうで負担されない警察幹部職員については一部あります。それと、教育委員会で小中学校の先生が中心ですけれども、義務教育については3分の1の国庫補助があります。ただし、退職金の補助はありません。例月給与、期末・勤勉等の給与については3分の1の国庫があります。それ以外は県の負担、いわゆる一般財源で負担しているということになります。

それと、交付税の関係で申し上げますと、基準財政需要額では、標準的な団体等の決算統計等を使って人件費を算定します。都道府県の場合は、170万人規模の標準団体、これを補正した形でいただきますので、もし給与削減等を行えば、その浮いた分はその団体が何らかの財源が浮くと。それを収支不足に充てるなり、他の事業に充てるという形になります。したがって、その分召し上げられるということはありません。

○宮原委員 ありがとうございます。知事部局だけしか下げがならんというような話も聞いたことがあったものですから、ちょっと教えてほしかったなと思っています。実際そういう事態が来ないようにしっかりとした運営をしてもらうということでないか、いろいろ話を聞くんですけど、給与が下がってくるというのはやる気がなくなるということになりますので、大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○前屋敷委員 最初は歳出予算説明資料からお願ひします。55ページの市町村課で、市町村公

共施設整備促進費ということで貸付金の事業ですが、9億円予算化、毎年この金額だと思うんですけども、実績といいますか、活用状況を教えてください。

○鈴木市町村課長 毎年9億円なりの予算措置をしておりますけれども、この資金自体が無利子であること等々、あと緊急的にいろんな形で使えるというメリットがございますので、毎年9億円についてはすべて貸し付けております。

○前屋敷委員 自治体の数としては幾つぐらいですか。

○鈴木市町村課長 各団体のいろいろ実情がございますけど、すべてと申しませんが、大体その自治体がこの資金を活用しているという状況でございます。

○前屋敷委員 当然、1事業に対する上限額というのはあるんですよね。希望ほど借りられるということですか。

○鈴木市町村課長 全体の枠が9億円ということがございますので、いろんな形で要望等がございます。それを見込んだ形で執行しているという状況でございます。満遍なく各団体がこの資金を使えるような形で運営しているということでございます。

○前屋敷委員 次に、常任委員会資料の9ページ、危機管理課ですけど、今から防災についての計画を立てる下準備のいろんな調査費用になっています。委託料が入っていますが、これはどういうところに委託して調査を組み立てるんですか。

○金井危機管理課長 これにつきましては、以前にもやりましたけれども、特定の業者をお願いしまして、金額を見積もっていただいて研究していただくということになります。平成7年に阪神大震災が起きましたけれども、そのとき

も、ある業者を通じて被害想定を見積もらせていただいたところがございます。地殻に関するところの大きな企業といいますか、研究されている一般会社がございます、地質関係の業者ということになります。

○鳥飼委員 関連して地震防災戦略策定事業のことで。委託料2,500万、委託先はということなんですけど、見積もりをとることはやらないという御説明のようなんですけど、こういう業者は日本に何社かいると思うんですが、どこを選ぶか決まっていれば公表されてもいいんじゃないですか。

○金井危機管理課長 業者については定まっていないところがございます。ただ、金額につきましては、見積もりだけはこの金額をとらせていただいている。予定的なものということで聞いております。

○鳥飼委員 地震被害想定ですから、かなり専門的なことにかかわってくると思うんです。しかし、それでも日本の国内合わせればいろいろな業者の方がおられると思うんです。ですから、そこからとるという形をとるのか。前回、宮崎県でやってもらっているところをとるのか。そういうものもありますから、そこ辺は県民にもわかりやすく、我々にもわかりやすく、いろんなことを言われないうちにもそういう努力をされたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、お尋ねします。

○金井危機管理課長 入札じゃないんですけども、プロポーザル方式で、複数の業者から提案をとる方式で選ばせていただくということで伺っております。

○鳥飼委員 プロポーザル方式で何社ぐらい出てくるんですか。今からやるということであればわからないでしょうけれども、どの程度見込

んでおられるのか。プロポーザルだと何社ぐらい出てくるかなと。

○金井危機管理課長 平成7年のときには5社ぐらいが手を挙げていただいたと伺っております。現在、全国のあらゆる業者の方がある程度訪れて話をさせていただいておりますので、その業者も複数、5以上はあろうかと思っております。

○鳥飼委員 地震被害については、今度の東日本大震災によりまして、原発の話でいえば、地震が起きる予想はゼロだったんですね。御前崎の原発は80%だと言われているんですけど、予測が不確かというか、なかなか難しいところがあるということですから、そこはしっかりとした業者に依頼をしないと、ということもありますので……。あとはお伺いしませんが、十分対応していただきたいとお願いだけしておきます。

○金井危機管理課長 補足でございますけれども、大学の教授からも助言いただいておりますので、今の想定以上の想定を出す、計算するのがちょっと難しいようなところもございます。ただ、安心率というものを掛けたりしまして、想定される限りのものをつくっていきたいと考えております。

それと、大きければ大きいほどいいじゃないかという意見もあったんです。10メートル、20メートルを想定すればいいじゃないかということをおっしゃっていたんですけども、余りにも想定が乱暴なものですから、ある程度根拠立ったものが必要でございますし、根拠立ったものに対する調査、それに大学の先生の意見も踏まえまして対応していきたくて考えております。

○鳥飼委員 よろしくお祈りいたします。

○前屋敷委員 いろんなシミュレーションもさ

れるんでしょうけど、新たな計画を立てるわけですから、今度の震災を踏まえた形で、やはり的確な形で十分に検討してやっていただきたいと思っております。

委員会資料の11ページ、消防保安課でお願いいたします。今回、事業予算が提案されておりますけど、これは設計に伴う予算と。事業はその後になるということで、工事費は新たにまた予算が組まれるということになるわけですね。

○山之内消防保安課長 今お話のありましたように、今年度、それから来年度、いわゆる実施設計書のためのお願いをしております。実施設計書を作成後に工事に取りかかるわけございまして、数年にかけて工事費をお願いしながら整備していくということで考えております。

○前屋敷委員 新たに更新ということですので、かなりの経費が必要になってくるかなと思うんですけど、どの程度を見込んで。最初設定したときの金額ぐらいで済むんでしょうか。

○山之内消防保安課長 現在のネットワークシステムは、10数年前に運用開始しているんですけど、そのときが68億円だったということでございます。今回の新システムにつきましては、まず20年度に基本設計を行ったところでございますけど、ここで大まかな数字としまして70億円台の見積もりが出ております。ただ、今回、実施設計を行うに当たりまして、例えば再活用できるものとか、そういった詳しいものを実施設計のほうで出しまして、できるだけコストを抑えながら工事をしたいと考えているところでございます。

○前屋敷委員 正確な情報をいかに早く伝えるかという点で、今回の震災の経験も踏まえた形で進めていかなければなりませんので、そのところはよろしくお祈りしたいと思っております。

それと、今度提案されております行革大綱についての考え方について、後からまた御説明いただいで論議があるというお話だったんですけど、この財政難の中で、どう県の財政を立て直しながら県民の安心・安全な暮らしを守るかというのが、やはり基本だと思っているんです。その中の一つに、今ずっとお話にも出ていますが、人件費の削減という形で職員の削減ということが一つの柱になっているんです。この人件費の削減という点では、適正な管理というような書き方もしてあるんですけども、一つには、県の職員というのは、今の段階でふやすということはなかなか大変なんでしょうけれども、仕事量との関係から見ても、適正な人員というのは配置されるべきだと思います。そして、とりわけ、今度の震災だとか、また、宮崎は口蹄疫だとか鳥フルだとか、本当に人材が必要なときにちゃんとした手当てができる人材という点では、減らせばいいというだけのものでは事は済まないんじゃないか。

もう一つは、雇用の場という点で、特に宮崎はなかなか雇用の場がないということもあって、公務員というスペースは、県内の若者の雇用の場にもなるし、地域経済を支えるという役割も大きく果たすと思うんです。今、人件費がどんどん削減をされ、人勸も含めて、今度もまた大幅な引き下げの話が出ていますけれども、宮崎の地域経済の疲弊につながることは確かだと思うんです。

そういった中で、これからの財政を考えたときに、どれだけ自主財源をふやすかという点で御苦労されておられることは十分わかります。県税をどれだけ引き上げるかという点では、今度も提案されていますが、専決処分されるのは16億円ぐらいでしたか、毎年同じ形でこうい

う専決処分になるんですけど、的確な把握というものは必要で、それを予算に組み込んでいくというやり方は、どうしても努力してもらわなきゃならんことだと思うんです。

自主財源の県税をふやすという点でも、県の施策としてもそこは努力したり、知恵を使わないかんところだと思うんです。県税を納められる国民をどうふやすかということですので、国にも大きな責任はあるんです。県の財政そのものも、地方交付税がこれだけ減らされて、今度も臨財債と合わせても50億ぐらい減っています。ですから、ここの中にもうたってありますが、国にもちゃんと要求するということがありますけれども、そここのところをしっかりとやらないと、県民にいろんなしわ寄せが来ることになりますので、そういう基本はしっかりと押さえる。

それと、ちょっと気になったのは消費税の問題で、引き上げについて云々ということではないんですけど、地方消費税を引き上げるという点では、確かに現段階では必要な部分もあるかと思いますが、この先、消費税の引き上げとリンクさせて考えていくと、そこは大きな間違いになるんじゃないかと私は思っているところです。ですから、県の財政の基本をしっかりと踏まえた上であるべき姿というものをつくり上げていくことが大事だなというふうに思っています。あとは各論に入ると思うんですけども、そういう立場で行財政改革というもののスタンスを考えていただきたいと思っています。ちょっと考え方だけ。

○山下委員長 質問はいいですか。

○前屋敷委員 はい、いいです。お答えがあればいただきましょうか。あとは各論で。

○鳥飼委員 この委員会資料に基づいて。今も

出ましたけど、新総合防災情報ネットワーク整備事業ということで、21年度の基本設計で70億円ぐらいかかるのではないかと御説明がございました。前回の整備は平成9年ということで、それから14年。21年度に基本設計に当たってきたんですけど、かなり期間が長いんですね。10年以上過ぎているわけです。これをチェックしていくというのは、消防保安課の中で担当なり課長が、「これはこういうことで、こちら辺も不都合が出てきているんだがな」というようなことで素材に上がってきたのか。それとも10年契機だからということで上がっているのか。こんな聞き方をするのはどうかという気はせんでもないんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○山之内消防保安課長 今お話がありましたように、平成9年度から現在のシステムが運用開始されたわけでございます。それから14年が既に経過しているということでございます。

そういう中で、いろいろな機材がこのシステムの中で使われているわけでございまして、それぞれ機材ごとに耐用年数的なものが異なるわけでございますけど、このシステムにつきましては、毎年度、契約をしまして保守点検をお願いしております。あらかじめ耐用年数的なものがあるもの、それに加えて毎年専門的な業者の保守点検契約。そういったものを踏まえながら、いろいろ傷んだところも補修しながら現在に至っているわけでございます。そういった中で、現在のシステムが老朽化しているもの、また、機材に係る部品が製造中止になったものも見受けられる。そういったもろもろの条件で、新しいネットワークが必要だという結論に至ったわけでございます。

○鳥飼委員 結果としては、私どもがわからな

いということで、消防保安課の職員の人たちがいろんなことをしてチェックしておられるんだろうと思うんですけど、定期的なものが必要じゃないかというような気がしたものですから、お尋ねしました。あとは結構です。

12ページの地域防災力強化促進事業の御説明ございましたが、まず、消防体制の1ブロックか3ブロックかでいろいろやりとりを、私も5～6年前から消防庁まで行きましてしてまいりましたけれども、今現状はどんなふうになっていますか。

○山之内消防保安課長 消防広域化のお話だと思いますけど、御案内のように、平成19年度に推進計画をつくったところでありますが、そこで1か3かということで、両論併記という形でやっております。その後、当事者である消防本部、それから市町村の首長さんたちともいろんな機会協議等重ねてきましたが、なかなか組み合わせに係る意見の集約を図ることができないでこれまで来たわけでございます。

そういう中で、昨年度から今年度にかけての動きでございますけれども、従来のやり方ではなかなか溝が深まらず意見の集約が図れないということで、再度、基本に戻ると申しますか、法の精神に基づきまして、消防広域化というのは市町村の自主的な判断によってなされるという、この基本的な部分に戻りまして、まずは、市町村の消防本部の消防長さんを中心とした勉強会を4月12日に立ち上げていただきました。その中で、当事者である消防本部の方々が自分たちの意見を出し合って、一つの意見の集約ができるかどうかをもう一回行っていただく。そういう流れの中で、県としてもできる限りのサポートといいますか、支援、そして一緒になって汗もかきたいというような動きの中で、現在

その勉強会がスタートしたところであります。

○鳥飼委員 現状はわかりました。それで、これは私どもが申し上げてきたところなんです。食料も地産地消、エネルギーも地産地消、消防も地産地消ということがいいのではないかと。というのは、例えば西臼杵でしたら延岡の県北の広域市町村圏、入郷でしたら日向入郷の圏域という形が一番いいのではないかという気がしているわけです。そういう意味で、防災も地産地消じゃないかなというような感じがします。そうなってくると、その財政力の問題もありますから、県がある程度カバーしてあげないと、そういう形では難しいのかなというような気もするんです。その辺についての考え方を課内なり部内なりで議論しておられれば、お示しいただきたいと思うんです。

○山之内消防保安課長 御指摘のように、特に消防力、そういったものは、緊急時要件が当然多いわけですから、近くの地域で1つのブロックをつくるというのが一つの大きなメリットではないかと思えます。ただ、この広域化の議論は、それぞれに地域の事情が異なることがございまして、近隣同士も含めまして意見の集約がしづらい、困難な面が正直言ってございます。そういったことを克服するというのが今回の勉強会の目的の一つでもあるんですけど、現実にはそれができるのかどうか、先ほど申しましたように、県としても一緒になってやりたいということは考えております。

そういう中で、直接的な財政的支援というのは、県も厳しい状況の中でございますけれども、市町村の検討状況を踏まえながら、一緒に今後考えていきたいと考えているところでございます。申しわけございません。ちょっと答えがまずいですけど。

○鳥飼委員 御苦勞はかなりあるだろうと思うんです。諸塚に起きた場合、どうするのか。出張所を椎葉のこの辺に置いたらどうか。「いや、うちは自前でやりますわ」とか、いろいろな意見があってなかなか難しいだろうと思うんです。しかし、現実的に非常備というのは残っているわけで、そこを何とか打開していくということで、なかなか大変でしょうけれども、ひとつ御苦勞をよろしく願いしておきたいと思えます。

それから、もう一つ、先ほど御説明がありました、美郷町と西臼杵3町で検討中ということなんですけど、具体的なものが何かあれば御説明いただきたいと思えます。

○山之内消防保安課長 まず、美郷町ですけれども、昨年度までどちらかというと、美郷町のほうから日向市のほうに業務委託をするという流れの中で、いろいろ協議を重ねてまいりました。そういう中で、美郷町といたしましては、昨年の秋以降、一定の方針が出ましたものから、議会に対する説明、そして住民説明会等々を経まして、地域として常備化に向けておおよそ合意がなされたという状況でございまして、日向市のほうに正式に業務委託についての申し入れをしております。現在、日向市のほうで具体的な人員体制、署の体制、そういったものを検討いたしまして、費用的なものも含めまして提示するのを美郷町が待っているという段階でございまして。

それから、西臼杵3町につきましては、昨年の夏に、首長レベルで常備化を進めるという合意がなされ、その後、副町長及び総務課長レベルの実務者レベルで検討を重ねております。現在、検討している中で、本部を高千穂に置くとして、その支所的なものを日之影または五ヶ瀬

に置くのかどうか、そういったことが議論のテーマになっていると伺っております。仮に日之影町とすれば、支所を置いていただきたいという気持ちが当然あるでしょうし、逆にそれに係る費用的なものもございます。そういったものを含めて、現在、実務者レベルで協議中と聞いております。以上です。

○鳥飼委員 いろいろ御苦勞はあると思いますが、局長、ひとつ一步でも前進することによって御尽力をお願いしたいと思います。

次に、15ページの個人事業税の関係でちょっとわからないものですから、お尋ねをしてみたいと思うんですが、所得税、法人税、個人住民税においてはということで、個人事業税を今回県でやるんですけれども、減免するとすればどの程度が見込まれるのか、そこの説明をお願いします。

○吉本税務課長 個人事業税につきましては、畜産業につきましては、自家労力が2分の1以上で営まれている方々については非課税となっております。もともと課税件数は少ないんですが、参考までに、昨年、個人事業税が課せられているものを申し上げますと、5件で約200万円でございます。その前の21年度につきましては、2件で74万円程度でございますので、200万円程度が見込まれるというふうに考えております。

○鳥飼委員 わかりました。金額的には非常に少ない額ですね。あとは大綱に関することから終わります。

○星原委員 ちょっと教えてほしいんですが、33ページの適正な定員管理ということで、17年を基準にしてやられて、実績として23年で1,133人で、目標値より133人上回ったということなんです。この辺が適正な数字なの

か、これから3年、5年後に向けてはまた新たに削減目標というのが出ていたんですかね、どうだったんですか。教えてください。

○大坪行政経営課長 前大綱2007の結果についての部分なんですけれども、平成17年度の職員数から1,000名の純減を目標とするということで進めてまいりました。その結果としまして、平成23年度の実績としまして、17年対比で1,133名の減少を図ることができたということで、これは、全庁的に非常に厳しい人員削減をやって努力した結果だと思っております。今後につきましては、先ほども簡単に触れましたけれども、新たな今後の行革プランの中で、平成17年度と比べまして、知事部局に関して1割減という新たな数値目標を立てております。といいますのが、例えば公営企業に関しましては、それぞれ企業としての収支がありますので、その中で最適な人員というのを当然検討されますし、教育委員会とか県警本部に関しましては、国のほうから別途標準的な数字が示されるということもございまして、今回は知事部局等についてのみ新たな数値目標を設定しまして、平成17年度対比でおおよそ1割減と。そうしますと、資料でいきますと、常任委員会資料の19ページに戻りますが、この表の中の真ん中ほど、平成23年が375名削減したわけですが、今後若干差し引くと、55名ほどになりますでしょうか、平成27年度当初には合計で430名の削減をしたいということでございます。

○星原委員 そこで、なぜそれを聞いたかという、実質職員数はそういうことで減ってきたけど、臨時職員の数が17年当時と23年当時でどうなっていたかなという。

○大坪行政経営課長 臨時職員・非常勤職員で申しますと、平成17年度当初が1,190名でした。

これに対しまして、平成23年度当初が1,032名ということで158名ほど減っております。

○星原委員 両方とも減になって現状は来ているということですね。あと、今、病気等で休んでいる職員はどれぐらいの数がいらっしゃるんですか。うつ病とかいろんな病気等の方で。

○桑山人事課長 ちょっと資料を探しますのでお待ちください。

○山下委員長 星原委員、続けていただけますか。

○星原委員 そうしますと、24ページの人件費の削減は、先ほどの19ページの数字を追っかけた削減目標になっているというふうにとらえていいんですか。

○日隈財政課長 数字は、前年の基準のところから落としていった数字ではあるんですけども、人数だけではなくて、一部特別職の給与カット、私ども管理職手当のカット、その他期末・勤勉の引き下げ等々があれば手当の見直し等含めて、そういったもので金額を出しているところです。ただ、前回の第2期改革に比べると人員の落ちはまだそう大きくありませんので、金額的にはこれぐらいになっているというような状況です。

○桑山人事課長 先ほどの星原委員のお尋ねでございますが、病気休職ということで90日以上休んでいる職員が、22年度昨年度で申し上げますと43名おります。その中で、1年以上休んでいる職員が1名、6カ月以上1年未満の休職者が2名ということで、いわば職員の定数といえますか、年間を通じた人員という意味では、1人ないし2人、3人というものが欠員の状態になっているという状況でございます。

○星原委員 そういう中で、平成17年からこれまで6年ぐらいの間に減らされてきて、病気に

なる人たちが、仕事量がふえたとか残業が出てきてとか、そういう負担的なものがあるのか、ちょっと教えていただきたい。

○桑山人事課長 例えば骨折したとか胃を悪くしたとかそういうものは除きまして、おっしゃるようなお尋ねが体にあらわれるとすれば、狭くなりますが、精神疾患ということで考えてよいのかなと思います。そういう率で見ますと、22年度で申し上げますと、90日までの病気休暇では、休暇を取った職員63名中33名が精神疾患ということで、52.4%でございます。90日を超える休職者になりますと43名、このうち36名、率にして83.7%が精神疾患ということで、近年、増加の率が高まる傾向にございます。これは全国的に見て、OA化の流れとかそういうこともあるんじゃないかとかいろいろ言われております。全国的に増加傾向であります。おっしゃるように、やはり職員の負担という部分は、人員削減があれば当然出てくる可能性はありますので、担当制とか業務上の工夫とか、休めるときには休むようにするとか、いろんな職員負担軽減策。それから、なった場合の対応は、総務事務センターのほうでことし新たに復職コーディネーターを設置して、こういう方が円滑に職場に戻れるような仕組みを充実させておりますけれども、こうした取り組みを今後ともしっかりやってフォローしていく必要があると思っています。

○西村委員 3点ほど伺います。総務事務センターが出している新しい物品調達システムは、総務事務センターのみが使うことができ、ほかの部署からは一切このシステムにはタッチできないものか。また、調達システムというものが入札システムとかそういうものとどう違うの

か、教えていただきたいと思います。

○花坂総務事務センター課長 今回お願いしておりますシステムでございますけれども、基本的には、当初使っていくのが本庁でございます。本庁につきましては、総務事務センターのほうで集中的に物品を調達いたしております。したがって、本庁、それから先ほど申し上げましたけれども、宮崎市内の出先機関をまとめております宮崎県税・総務事務所の中にある総務事務センター、それは地域が重なりますので、そういった意味ではセンターのほうでそれを活用していくと。将来的には、延岡とか日向、日南、都城、小林とございますけれども、そういったセンターでもシステムを使って運用できる形で考えていきたい、検討していきたいと考えております。

○西村委員 これは非常に予算がかかるものだなと思って、民間企業には5円、10円を削って入札しておいて、これにはほんと3,000万円かかっていく。システムですから、5年、10年使っていくとまた新しいシステムを導入しなきゃいけないとかあるものに対して、一方では切り詰めて一方ではこのぐらいのお金をかけているのは、ちょっとどうかなと思ったんですが、それが3,000万円以上分の効果が出てくれるのか、その効果を出す分だけ民間企業が苦しんではいけないなと思いましたので、聞きました。

続けて聞きますが、防災戦略策定事業について伺います。るる出ましたけれども、23年度は日向灘、24年度が東南海・南海とございます。それについて、例えば1年ごとに日向灘の調査をまとめるとあります。日向灘の調査がまとまった時点で一度発表をして、その後に東南海のほうに入られるのか。1カ月でも2カ月でも

早く今、県民がこういう情報を知りたい状況にあると思うんですが、そのような計画はどのようにでしょうか。

○金井危機管理課長 委員の言われたとおり、一日も早く出していきたいというのが私たちの希望でございます。ただ、東南海・南海地震につきましては、国の中央防災会議の結論が出ないと全国的な平均が出ないということが一つでございます。それと日向灘につきましては、既にうちのほうも資料がございまして、これを県単独で始めていく。その途中でその状況がまとまり次第、情報につきましては各市町村にお渡しして、ハザードマップ等の資料に生かしていきたいと考えています。ただ、東南海・南海地震につきましても、本年の秋という話もございますので、その段階で並行して進めていくことも考えておるところでございます。

○西村委員 策定を進めるのはわかりましたけど、発表というのもその都度考えられるということによろしいのでしょうか。

○金井危機管理課長 わかっておる情報につきましては、その都度市町村へ提供する、発表するということは考えております。

○西村委員 最後に、ゼロ予算のことを先ほど説明いただきました。ゼロ予算施策、今回見ますと、昨年までと違って非常に多くのことが後ろのほうにはかなり記載されております。当然、表に出ていなくても、県職員の皆様方が現場で、これもやろう、これもやろうということでふやしていったことがたくさんあると思いますが、一つ一つ見ますと、ゼロ予算でできたのかな、もしくはできるのかなというものもあります。この中に幾つかあるのが、ホームページによるPRをしてあげましようとか、日曜日閉まっていたものをあけましようというものがあ

るんですが、人件費とか外部委託費とか発生しないのかなと思います。ゼロ予算に対しての考え方があればお伺いしたいと思います。

○日隈財政課長 ゼロ予算については、きのう総合政策課のほうからも御説明されたんじゃないかと思いますが、今、西村委員がおっしゃったように全くお金を使わないということではないんですけれども、既定事業の中で一定の事業費がありますので、その中で工夫しながら対応できる事業を全庁的に取り組もうということを出していただいて検討した結果、今年度新たに作るものあるいは継続するものというのがここに記載されている事業になります。

○西村委員 ありがとうございます。これも年々の積み重ねで、現場の方々が一生懸命頑張っていたものが、新しい年度になるとどんどんふえていくように感じて、現場の方々に重い負担になる一面もあるのかなと一瞬思ったものですから、質問につけ加えさせていただきました。以上です。

○右松副委員長 いろいろ関連してくるんですが、9ページの宮崎県地震防災戦略策定事業、先ほど来いろいろと質問が出ているんですが、委託が2,535万7,000円ということで、地殻や地質に関する業者ということで、まだ委託先は決まっていない段階でこの数字が出てきたというのは、根拠はどういったところから出てきているんでしょうか。

○金井危機管理課長 国が選定している業者があるんですけれども、2者ほどから参考見積もりとしていただいた数字を出させていただいているものでございます。

○右松副委員長 先ほど鳥飼委員も言われましたけれども、業者の出した数字の正確性というのは今回こういった大震災の影響もあって、ど

こまで正確性が保てるのか非常に疑問を感じています。というのは、せんだって6月2日に、県民がつくるみやざき防災ネットワークの防災研究会が市民プラザで行われまして、宮大の教授からいろいろと説明がありましたけれども、今回の東日本大震災は全く想定できない地震であった。津波の高さもそうですし、そういった意味では、東日本大震災の前と後では大きく想定が変わってきたというふうに感じている中で、私が1つ気になるのは、先ほどから何回か出てきていますけれども、内閣府中央防災会議による東南海・南海地震等による被害想定を加えた被害想定調査をもとにと。中央防災会議が出してきた数字をもとにするという意識が、宮崎県として業者に委託して調査をしてもらうわけですから、なぜ中央防災会議にそれだけこだわらるんでしょうか。県は県で独自でそれは出せないものなのかと思います。

○金井危機管理課長 県としてももとの資料はございますけれども、津波の高さ並びに津波のエネルギーというものがどのようなものかというのを、東南海・南海地震同時に発生した場合の予想を立てていただくのが中央防災会議というふうに認識しております。ちなみに、高知方面の津波よりも宮崎の津波が大きいとは考えにくいということでございます。ただ、その津波がどの程度になるのかということも、宮崎の独自にやる計画ではちょっと難しいものがございます。既に中央防災会議のほうでは動いておりますけれども、国を挙げて東南海・南海、さらには東海地震というのもございまして、この3連動というのも考えられるところでございます。それも含めまして、どのような被害想定を今後中央防災会議が出していただけるのか、それをもとにするのが大きな並びではないかと考えて

います。それに今、太平洋沿岸の各県を中心とした津波対策も検討されておりまして、各県同時に進めていきたいと考えておるところであります。

○右松副委員長 危機管理はまさに政治の力が問われる分野だと思っています。そういった中で、東南海・南海、日向灘沖の地震はまさにこの宮崎の危機に関する事象ですから、やはり宮崎がしっかりとした、中央防災会議はもちろん参考にするかもしれませんが、宮崎は宮崎で独自の調査によって、ある程度被害想定はしっかりとしたものを出していくという姿勢は大事だと思っています。

○金井危機管理課長 県独自のことということで、それは極めて重要なことと認識しております。私たちも、中央防災会議の結果が出てから始めるのではなくて、県としましても、各市町村としましても、できることから先に進めよう。例えば、今の避難地が本当に安全なのか、避難経路が安全なのか、果たして今度は要援護者をどのように逃がすかといった具体的な今できることについては既に始めているところがございます。

○右松副委員長 わかりました。防災対策特別委員会にも所属していますので、そこで詳しく話を詰めていければと思っています。

それから、7ページの自主防災組織結成促進活性化事業ですが、事業費が296万7,000円ということで、さきにどなたか質問されていたら済みません。この内訳を教えてもらってもいいでしょうか。

○金井危機管理課長 これにつきましては、1自治体に対して約40万円の整備を整備する費用があるうちの3分の1を県が出しまして、11団体、146万。40万に対しまして4分の1、これは

地方の財政力の関係でございまして、4分の1補助する団体が15団体、これに150万、合わせて26団体の296万という内訳を出させていただいております。

○右松副委員長 私も現役で消防団員をしておりますけれども、私は中央分団のほうに所属してございまして、機材は相当古いのを使っているんです。県として、消防団の使っている機材等に対する援助といいますか、そのあたりのことは考えておられますでしょうか。

○山之内消防保安課長 今回、改善事業で地域防災力強化促進事業、12ページで上げさせていただいておりますが、具体的には、2の事業概要の(2)に書いております、「市町村が行う消防防災施設設備の整備を促進し」云々と、これで補助金を出しているところがございます。これにつきましても、要望は市町村からもちろん上がってくるんですけども、それぞれ消防団の消防に係る機材等につきましても、この中で対象として上がってきておりますので、それについて補助をしているということでございます。

○山下委員長 なければ、次の報告事項に関する説明を求めたいと思います。よろしく願います。

○柳田総務課長 総務課でございます。お手元の常任委員会資料の27ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

事業名、県有財産保全事業は、1億3,684万5,000円でございます。これは、県庁本館北側の附属棟東側部分について、建物の老朽化や耐震性能も低いことから解体工事を行うものであります。国の緊急総合経済対策の実施に伴い、平成22年の1月議会において御承認いただきま

したが、工期が不足することにより全額繰り越しとなったものであります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○山之内消防保安課長 続きますして、消防保安課でございます。同じく、資料の27ページでございます。平成22年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

事業名、消防学校環境整備事業は、6,068万4,000円であります。これは、平成6年度に建設された消防学校本館と昭和63年度に建設された学生寮におきまして、経年劣化による外壁タイル落下の危険性、雨水の浸潤、屋上防水シートのはがれなどの改修を行うものであります。経済・雇用緊急対策の実施に伴い、平成22年の1月議会において御承認いただきましたが、工期が不足することにより全額繰り越しとなったものであります。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○山下委員長 2課の報告事項が終わりましたが、質疑はありませんか。

なければ、その他報告事項に関する説明を求めます。

○柳田総務課長 それでは、常任委員会資料の28ページをお開きください。宮崎県東京学生寮の指定管理者第三期指定について御説明いたします。資料としてお手元に学生寮のパンフレットをお配りしておりますので、あわせてごらんください。

まず、1の宮崎県東京学生寮についてですが、(1)の設置目的としては、宮崎県出身者で東京都及びその周辺の大学等に通う男子学生の就学の便宜を図ることです。(2)の所在地は、千代田区市ヶ谷駅近くの宮崎県東京ビル内で、(3)の施設内容は、1部屋2名定

員の部屋が50室ありまして、募集人員は毎年50名程度で、入寮期間は2年となっております。

次に、2の第二期の管理運営実績についてであります。

(1)の指定管理業務の概要にありますように、指定管理者は、東京に本社があり、警備業務等を行っているジャパンプロテクション株式会社で、指定期間は平成21年度からの3年間、業務の内容は、学生寮の寮監業務や施設管理業務等です。

次に、(2)の施設利用状況についてですが、入寮者数は、毎月末日の人数を合計して1年間の延べ人数としておりますが、21年度は915人で、稼働率76.3%、22年度は875人で73.0%となっております。平成22年度の入寮者が21年度より減少しておりますのは、年度当初の申込者が少なかったことなどによるものでございます。

次に、(3)の施設収支状況であります。指定管理者の収入は、県からの指定管理料と学生の寮費である利用料金収入の合計でありまして、例えば21年度は、収入が2,685万1,000円で、そのうち指定管理料920万円、利用料金1,765万1,000円となっております。また、支出が2,466万9,000円で、収支差額は218万2,000円の黒字となっております。また、同様に、22年度の収支差額は53万6,000円の赤字となっておりますが、これは、入寮者数の減少に伴いまして収入が減少した一方で、入退出管理システムや電子レンジ等の設備の整備、また、燃料費の増加等によりまして支出が増加したことによるものです。

次に、(4)の管理運営状況であります。サービス向上策として、個人面談による心のケアの実施を初め、利用者増の取り組みとして、

県内高等学校訪問による募集案内などを行っております。

続きまして、29ページをごらんください。

(5) の評価及び課題についてでございます。これまで、ラウンジの整備や入退出管理システムの導入、レクリエーションの開催等、入寮生へのサービスの向上のための多くの取り組みがなされており、利用者の満足度も高い状況にあります。また、入寮生に対し細やかな生活指導や健康管理等を行うなど、入寮生が安心して快適に利用できる運営を実施しており、施設維持管理等も適正に実施されております。一方、収支計画達成のため、十分な収入確保の取り組みが必要であると考えております。全体としましては、指定管理者制度導入により、財政支出の縮減とともに、提供されるサービス内容が多様化し、利用者への利便性向上等の効果があらわれているものと考えております。

次に、3の第三期の募集方針（案）についてであります。

(1) の業務の範囲につきましては、第二期と同じで、入退寮手続や寮監の業務、寮の維持・保全の業務等であります。

(2) の指定期間につきましては、24年度からの3年間とし、(3) の基準価格、これは指定管理料の上限額であります。年額948万2,000円としております。

(4) の利用料金は、寮生1人当たり月額1万8,600円以下としております。なお、資料に記載しておりませんが、指定管理者の収入となる利用料金の基準額は、年額1,852万6,000円としております。

(5) の募集につきましては、ことし7月5日から2カ月間の期間を設け、県公報や県庁ホームページ等で広報を行うこととしておりま

す。

(6) の資格要件につきましては、①から⑦に掲げる7つの要件すべてを満たす法人その他の団体であることとしております。

続きまして、30ページをお開きください。

(7) の選定につきましては、①の選定方法としまして、申請書類に基づく資格審査による1次審査の後、2次審査としまして、指定管理候補者選定委員会で応募者のプレゼンテーションとヒアリング等を行うこととしております。②の指定管理者選定委員会の委員は、②の表のとおりであります。

次に、(8) の選定基準及び審査項目・配点についてであります。選定基準は、表の左側にありますように、①の住民の平等な利用が確保されることから、⑤の環境保全への対応等がなされることまでの5つの選定基準について、右側のそれぞれの審査項目について審査することとしております。その配点は、利用者増への取り組みに関する提案や業務遂行に必要な体制の確保などに重点配分しております。

次に、(9) のその他の施設の管理であります。東京ビルは、学生寮、職員宿舎、フロンティアオフィス等で構成される一つのビルでありまして、それを一体的に管理することが合理的・効率的でありますことから、学生寮以外の施設の管理につきましても、指定管理者となった事業者へ管理を委託することとしております。

続きまして、31ページをごらんください。最後に、4のスケジュールについてであります。

6月7日に第1回の選定委員会を開催し、募集方針等の検討を行ったところでありますが、今後は、7月5日から2カ月間の募集期間を経た後、9月に1次審査、10月に2次審査を実施し

候補者を選定し、11月定例県議会に指定管理者の指定等についてお諮りする予定としております。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○金井危機管理課長 続きます。危機管理課から、宮崎県地震減災計画における取り組みの進捗状況について報告させていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料36ページをご覧ください。まず、宮崎県地震減災計画の概要について御説明いたします。

この計画は、宮崎県地域防災計画に基づき、地震災害の減災目標や、そのために県を初めとする関係者が取り組むべき施策をまとめたもので、県の地域防災計画の行動計画として位置づけられるものであります。この減災計画における地震・津波に関する被害想定としましては、東南海・南海地震、日向灘地震が挙げられております。

(1)の東南海・南海地震の被害想定につきましては、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を対象として、地震規模はマグニチュード8.6としております。本県での被害想定につきましては、最大震度6弱、津波の高さ約6メートル、人的被害、死者数でございますが、揺れによるものが約20名、津波によるものが670名、建物被害につきましては、揺れによるもの700棟、津波によるもの5,200棟とされております。

(2)の日向灘地震の被害想定につきましては、過去に発生しました地震等を考慮しまして、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.5としております。また、津波につきましては、最大高さが日向灘地震よりも東南海・南海地震のほうが高いことから、東南海・

南海地震による被害を最大被害として採用しているところであります。本県の被害想定では、被害が大きいとされる日向灘南部地震の場合について説明しますと、最大震度が6強、津波の高さ約5メートル、人的被害は、揺れによるものが約880名、津波によるもの最大約670名、建物被害は、揺れによるもの2万2,600棟、津波によるもの5,200棟とされております。

次に、37ページをごらんください。この計画は、国の地震防災戦略の目標達成年次が10年となっていることを踏まえまして、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間としております。なお、計画全体の半分である5年を経過したところで、さきの東日本大震災が発生したものであります。今後この進捗状況を把握するとともに、詳細な検討を加えまして、真に実効あるものとして対応していきたいと考えております。減災の目標数値としましては、(2)にありますとおり、想定される死者数を半減することとしております。

次に、38ページをごらんください。減災目標を達成するための施策でございます。上から1つ目が、「県民一人ひとりが取り組む自助・共助の充実・拡大」のための県民防災力の向上、2つ目が、住宅その他の建築物内での被害の軽減のための住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保、3つ目が、「安全で安心できるまちづくり」のための外部空間における安全確保対策の充実、4つ目が、「津波による人的被害の軽減」のための津波対策の推進、5つ目が、「一人でも多くの生命を救う」ための被災者の救助・救命対策、6つ目が、防災対策の中核となる公助の充実・強化のための「県・市町村の防災体制の充実」。

以上、県が取り組むべき施策を対象分野ごと

に取りまとめております。

39ページをごらんください。ただいま説明いたしました県が取り組むべき施策の進捗状況をまとめたものでございます。見にくくて申しわけありませんが、A3両面印刷としておりますが、御了承いただきたいと思います。

39ページの一覧表の上段をごらんください。左から、施策、分野、具体的な取り組み内容の項目がありますが、さきに説明いたしました県が取り組むべき施策を列挙させていただいております。その次に、各取り組み項目ごとの数値目標を示しており、その横に達成時期を記載させていただいております。その横に進捗状況を、初年度であります平成18年度から平成22年度までの5年間の推移を記載した上で5年間の累計を記載しているものであります。また、一番右側にはそれぞれの分野別の担当部局を記載させていただいております。

それでは、取り組み内容の主なものについて御説明いたします。39ページ内における計画どおりに推移している項目につきましては、上から4段目の自主防災組織などへの防災士・防災リーダーの派遣、これにつきましては、防災士の育成に比例しまして年々増加しており、今後その効果が期待されているところであります。中段にあります分野別の自主防災組織の充実の中でも、自主防災組織のリーダー育成、防災士の育成、防災資機材の整備・支援につきましても、数値目標を既に達成あるいはほぼ達成に近い状態にありますが、今後は、さらに高い目標値を設定することも検討しているところであります。

また、このページ内で今後さらに努力が求められる事項につきましては、中ほどにあります自主防災組織の組織率、これにつきましては、

平成27年度末に80%を目標としているところでありますが、平成21年度末が63.5%と若干おかれている状況にあります。県民の生命を守るためには自助、共助が必須であり、その基本であります自主防災組織の育成を当面の大きな課題ととらえ、最重点項目として推進しているところであります。

次に、下から7段目にあります災害時要援護者支援プランの策定につきましては、26市町村中18市町村が策定しておるようになっていますが、この数字につきましては基本計画を策定した市町村数でありますし、うち要援護者の個別的な避難計画まで策定されている市町村は、調べましたところ5市町でありますので、早期に個別計画の策定までの助言が必要かと考えております。なお、聞き取り調査の結果、全市町村、23年度末をめどに計画を策定中とも伺っております。

次に、40ページをごらんください。このページにおける良好に推移している項目につきましては、宮崎県防災・防犯メールへの加入促進でございます。数値目標を2万人としておりましたが、平成22年末には2万264人と既に達成しているところでありますが、防災情報の速報的なシステムでありますので、さらに加入者の増加が望まれるところであります。

また、このページのうちで今後さらに努力が必要な項目としましては、津波ハザードマップの作成についてであります。作成が必要な市町村は沿岸10市町であり、22年度末には9市町が作成済みということで、1町残っていたんですが、先日には作成済みということで、既に10市町すべてが作成済みとなったところであります。しかしながら、東日本大震災を踏まえまして、被害想定の見直しが不可欠な状態にありま

すので、今後、早期にハザードマップの見直し
が求められているところでもあります。

また、地域地震防災協議会の設置についてで
ございますが、減災計画策定時には既に協議会
が設置されておりましたものの、残る4町では
現在も未設置状態でありますことから、今後早
期に津波対策として、漁港、工業港等における
住民・関係機関等が一体となった協議会の設置
に向けた助言が必要かと考えております。

そのほか、各施策の中で、学校における防災
教育の推進、住宅・建築物の耐震化、外部空間
における安全確保対策の充実、被災者の救助・
救命対策、これらにつきましては、それぞれ関
係部局におきまして計画的に推進されてい
るとお聞きしております。詳細については後ほどご
らんいただきたいと思います。

以上、必要な項目につきまして報告させてい
ただきましたが、今回の東日本大震災の教訓等
踏まえ、実効ある減災計画に努めてまいりたい
と考えております。私からの報告は以上であり
ます。

○山下委員長 今、その他報告事項の説明が
あったところですが、皆さん方の質疑を承りたい
と思います。

○鳥飼委員 学生寮のことでちょっと。28ペー
ジの2番目に施設の利用状況とか書いてありま
す。1番目には、50室で1部屋2名ということ
なんですけど、今、相部屋というのを好まない
傾向もあるんですけれども、現状はどんな感じ
なんでしょうか。

○柳田総務課長 23年4月現在の状況を申し上げ
ますと、4月時点で83人が入室しております。
2名で入っておりますので、空き室もあるよ
うな状況になっております。できるだけ2名
で入っていただくということを原則としており

ますので、そのような状況になっております。

○鳥飼委員 入寮期間は2年間でしたよね。大
体2年間おるんですか。半年とか1年過ぎた
ら、相部屋だから出ていくとか、傾向的にはど
んな感じなんでしょうか。

○柳田総務課長 昨年の1年生が2年生になっ
たときにどれだけ移ったかという話なんですけ
れども、前年度47人の1年生がいたわけですけ
れども、このうち8人が退寮しまして、現在
は39人という状況になっております。

○鳥飼委員 そんなにまではということなんで
しょうか。稼働率を見ても70から76、73
ということで、きちきち埋まれば100人の12カ
月で1,200というのが満室ということなんでし
ょうけど、なかなかそれは難しいと思うんです。
以前にそういう要望もあつたりしたんですけど、
男子に限るということになっていますよね。そ
こら辺の県民の方の希望なりそういうのは入っ
ていないのか。それと門戸を広げるという考え
はないのか。その辺についてお尋ねします。

○柳田総務課長 女子も入れるようにしてほ
しいという要望はあっているところであります。
以前も検討がされてきたんですけども、現在
の学生寮につきましては、建物の構造上、浴室
やトイレも共同ということになっております。
これで女子の部分を動線をきちっと分けると、
いろいろ問題が起こってはいけませんので――
そういうことを考えた場合、今の構造では女子
寮を設けるというのができないような状況だと
考えております。

○鳥飼委員 県庁本館のトイレ、入り口が前は
一緒でした。今、工夫をして何とか男女分ける
ような形になってきています。ただ、東別館の
1階はまだそのままですね。ですから、そうい
う工夫も今後考えていく必要があるのではない

かなと思っておりますので、検討をお願いしたいと思います。

報告事項のところで、先ほど2007についての報告はあったんですが今度の分じゃなくて前回の。委員会資料の32ページは午前中に説明がありましたけど、よろしいですかね、ここで。

ここで1点だけお聞きしたいと思います。そのほかのことについてはまた後でやるとして、先ほど、歳出を抑制する、歳入を図るということでいろいろ意見が出たところです。別冊の16ページにあります財産収入の増額確保で、行政財産（庁舎内の自動販売機等）の公募方式による有償貸付等ということで、3,000万かどうか出たようですけども、これの現状についてお尋ねしたいと思います。

○柳田総務課長 県有施設における自動販売機の設置状況ということかと思えます。これにつきましては、平成18年度に地方自治法が改正されまして、行政財産の空きスペースについては貸し付けが可能になりましたので、22年度から貸し付けを行っているところであります。状況としましては、22年度に96台の設置をしております。その歳入額につきましては、22年度分が3,481万円となっております。23年度につきましては76台を設置しております、この分が2,500万円の歳入となっております。

○鳥飼委員 公有財産の有効活用ということでそういうのもあったということなんですけど、公募の結果を見ますと、物件1は、県庁本館1階、応募者数が12、決定者が南九州ペプシコーラ販売で、153万1,000円というふうになんと書いてあります。一般質問でも出たように、お茶を買いに行ったら、静岡県産お茶100%と書いてあると。そういう事例があるわけです。宮崎県にもジュース販売会社はあるわけで、農協

果汁と、都城にもあるんですが、公募方式をそのまま直入れるんじゃなくて、宮崎県の農業の発展につながるような形で入れていくべきじゃないかという気はするんですけど、その辺はどんなふうにご考えておられるのでしょうか。

○柳田総務課長 先ほど申し上げましたように、22年度から歳入の確保ということで始めたわけなんですけど、22年度に公募を行いまして、いろいろ御意見をいただきました。おっしゃったように、地場企業とか地場産品への配慮をしてほしいというようなお話がございましたので、23年度につきましては一部見直しをしております。その内容としましては、新たに県内企業とか県内の個人事業者、そういう方々を優先して取り扱う公募の特別枠を設けさせていただきました。法人であれば県内に本店を有しているとか、個人では県内に居住して業を営んでいる方だけを対象にした公募を行いました。その結果につきましては、当然県内の方に入っていたと。そしてもう一つが、おっしゃったように、県内で生産された農水産物を原料として加工した飲料をということで、1種類以上は取り扱ってもらうように、これは努力義務でありますけれども、それを募集要綱に盛り込んでお願いをしているところであります。

○鳥飼委員 例えば全国の方が宮崎県産の何かを1種類使えばこの特別枠に入れるということなんでしょうか。今の説明は。

○柳田総務課長 全国の枠と地域枠の話は別の話でありまして、済みません、2つを一緒に言いました。全国のチェーン店の方についても、努力して入れてくださいということをお願いしているところです。

○鳥飼委員 地域枠というのは比率としてはどんなふうになって、結果として何台設置数が

あって、地元の農家の納めた産品でつくったジュースになっているとか、比率と数字をお示しいただきたいんです。

○柳田総務課長 比率はきちんと出していませんけれども、地域枠として出したもので、23年度の場合、47台を地元企業がとっていると。23年度につきましては、地域枠以外で29台という状況になっております。ちなみに22年度につきましては、県外企業が64台、地元企業が32台という状況でしたけれども、地域枠を設けたことによって地元企業の割合がふえたという状況になっております。

○鳥飼委員 ちょっとしつこいようですが、地域枠としては何台というか、比率何%の決め方をしているわけですか。

○山下委員長 いいですか、総務課長、大事なところなんです。財政改革の中でこれもされたわけでしょう、入札制度を公募型に。どういう改善が見られたのか。質問でも出ておったんですが、宮崎県は、地場の商品開発ということで、JAとも連携されて農政のほうでもどんどん進めてこられたんです。お茶の開発とか、県のブランドを入れたペットボトルへの写真の提示とか、これは県のほうも提示をされてJAあたりも3～4年商品開発してきたんですが、急に公募型になって、開発費もなく、自販機が撤廃されてしまったという事実のもとで今こういう状況に来ているんです。今のは大事な部分で、財政まで今度は見直しをされて、数値的にどうなってきたのかということまで数値を入れていただくとありがたいと思うんです。

○柳田総務課長 幾つ入っているかというのが今手元にないので。先ほど申し上げたのは、あくまでも全体のうち地元企業が幾つとったかというところだけしかお答えできていないので、

ちょっとお待ちいただけますか。

○鳥飼委員 後で2011を議論する場がありますので、そのときまでに調べておいていただくということで。私が申し上げたかったのは、2007でいろんな行財政改革をやってきました。歳入増を図らにゃいかんというのももちろんそうです。ネーミングライツとかいろいろ出てきました。歳入増を図っても、ネーミングライツでしわ寄せを受けるところはほとんどないと思っていいんですね。ところが、この自販機の場合は、地元の業者が受けられないということは、地元の農家がそこにニンジンを含められないとか、そういうことにつながってくるものですから、結果として、地元の農業に対するいろんな面での支援につながっていかないんじゃないかと。結局農業が自立できていないと。私は、基本的に県の予算というものは、有効に県民の暮らしが回るような形で使うべきだというのがあったものですから、お尋ねをしたところなんですけど、数字は2011のときで結構ですので、そういうことでよろしく。

○右松副委員長 地震減災計画で見直ししてもらおうとありがたいというところが、39ページ、学校における防災教育の推進というところで、教職員を対象とした防災研修会の実施というのがあります。これが年間3回になっていまして、進捗状況は1回ということで、私は極めて少ないと思っています。というのは、東日本大震災で小学生とか幼稚園生とか多くの児童の命が亡くなりました。ただ、保育園はゼロなんです。保育園で亡くなった方はゼロと。なぜかという、一つの要因として、本来避難場所として指定されている、例えばその保育園は近くの小学校になっていたんですけれども、その小学校ではなくて、保育所の先生方がとっさの

機転を働かせて裏の小高い山のほうに上って行かれたということでした。こういった引率する先生のとっさの判断というのは極めて大事だと思っています。そういった意味では、引率の先生の判断一つが生死を分けるという可能性も考えられますので、教職員を対象とした防災研修会の実施というのは、県内の沿岸部の全教育施設を回るとすれば、年間3回で足りるのかなと。ましてや3回の目標が1回しかできていないと、これは非常に問題だと私は思っています。ここはやはり今後の減災計画に見直しを入れてもらいたいと思っています。

○金井危機管理課長 今回の東日本大震災の反省を入れまして、極めて重要な点ということで項目に私たちも入れさせていただいています。この点は学校政策課が担当しておるんですが、当初年3回ということで、県北、中央、県南で計画しておったんですけれども、学校のほうも、合同で全部で1回にさせていただけないかという要望が今まであったものですから、1回になってしまっておりましてけれども、詳細な教育につきましては再度検討していきたいと思えます。また、学校の生徒につきましては、これとは違うんですけど、出前教育講座ということで、学校からの招聘を受けまして防災士を派遣して、それぞれ年間に約50校から70校程度行かせていただいておりますので、つけ加えさせていただきます。以上です。

○前屋敷委員 減災計画ですが、今後見直しも随分図られていく中身になるだろうと思うんですけど、1つ、木造住宅の耐震化の促進という点で、この数字がどこから出てきたのかなとこの表を見るにつけて思うんです。下から3行目になります、木造住宅の耐震化の促進ということで、数値目標が、90%耐震化を図るとい

ことで、進捗状況で平成20年度に71.9%進んでいるということになっているんですが、対象を何戸に置いてこういう数字が出てきたのか。これは私の一般質問との関連になるんですけど、56年以前の住宅が耐震診断とそれに基づく耐震化ということになっているんですが、今、県内には約13万戸ぐらいあるんです。現在そのうち404戸しか耐震診断をしていなくて、その404戸のうちの約9割は改修が必要だという結果になっているんですけど、実際は30戸程度しか改修されていないということが今出ているんです。だから、この数字は基本は何に置いているのかなと。ですから、抜本的に見直してこの減災計画というのは組み直さなきゃならんんじゃないかというふうに思いましたので、そのところは注意を喚起したいと思います。

○金井危機管理課長 詳細な資料が手元にございませんで、御回答しかねるんですが、90%、100%、そして90%とあるんですが、これは数的なもので、この10年計画が進められたときに、国から定められた数字でパーセンテージが出てきただけでございまして、全国統一的な数字と聞いております。ただ、その中身の今、全体が幾つあってというのは、私たちも建築住宅課のほうからいただいておりますので、今のところ数字はございません。

○前屋敷委員 細かい数字はそちらではわからないだろうと思うんですけど、ただ、進捗状況に71.9%という数値があるのがちょっと腑に落ちないといいますか、そういうところなので、その辺は十分勘案して減災計画を決定していただきたいと思えます。

○山下委員長 なければこれで質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、10分ぐらい休憩して、後、行財政

改革プランを説明してもらいたいと思います。
2時50分から始めたいと思いますが、よろしい
でしょうか。

暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時49分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

○柳田総務課長 先ほどの県有施設の自動販売
機の設置状況について、再度説明をさせていた
できます。

全体を申し上げますと、従来、目的外使用と
いうことで県の施設に設置されていたんですけ
れども、22年度に公募を始めた。公募をする
部分と公募を除外する分と2つに分けてやって
おります。公募を除外する部分につきましては、
福祉団体とか食堂・売店、指定管理者と
いったもの、それに加えて、農業施設——
例えば普及センターとか総合農試、農業の振興
や技術の普及、試験・研究——そういったと
ころについては、農業関係団体に設置していただ
いているということでありまして、公募除外部分
は、22年度は全体が150台ありまして、農業施設
部分は5台となっております。

それから、22年度は、公募を全体で103台行い
ましたが、7台については申し込みがなくて、
残りの96台を設置しております。96台のうち、
県外企業が64台、地元企業が32台、そのうち、
先ほどお話がありました農協果汁さんについま
しては5台となっております。

23年度につきましては、15台の公募除外がご
ざいました。このうち、先ほどの農業関係の施
設ということで農業団体に設置していただい
ているものが4台ございます。そして、公募を行
いましたのが全部で83台で、地域要件で県内企

業を対象にしたものが31台、それ以外、県外も
入れるものが52台ということでした。その結果
として、7台が要望はなくて、実際設置したも
のが76台となっております。76台のうち、県外
企業が29台、地元企業が47台ということで、地
元の企業さんのほうも努力していただいて、県
外の部分をとっているというような状況になっ
ております。その47台のうち、農協果汁さんの
部分が4台、デイリーさんの分が1台となっ
ております。それとはまた別枠で、県の県民室の
ほうに1台、農協果汁さんが置いているとい
うことでもあります。

そして、23年度は、1種類以上地元産の飲料
をということで、それを入れていただいている
のが、先ほどの76台のうち49台ということご
ざいます。

説明は以上です。

○鳥飼委員 大体わかりましたが、数字等は後
でいただきたいと思います。地元企業という
ところで、これは何年度のかわからないんです
が、ホームページからとったんですけれども、
南九州ペプシコーラ販売株式会社とかコココー
ラとか、いろいろあります。こういうところも
地元企業ということになっているんですか。地
元企業は、先ほど言ったら、本店が云々とあり
ましたけど、その御説明をお願いします。

○柳田総務課長 先ほど申し上げましたよう
に、県内企業というのは、県内に本店を有して
いるか、また個人であれば県内に居住して業を
営んでいるということで、2年間の実績が必要
という形にしております。そして、先ほどお話
のあった南九州ペプシコーラとか南九州ココ
コーラボトリングは、県外という形で整理をさ
せてもらっています。あと、例えばというこ
とで申し上げれば、県内の企業としては、農協果

汁さんとか、高原ミネラルさんとか、デイリー販売さん、はまゆう乳業さん、こういったところが県内業者という整理でございます。

○鳥飼委員 大体わかりましたが、ここは私なりに勉強させていただきたいと思います。やはり大事なことは、地元の農家を含めてそのものが使用されていくといいですか、そのことがお金が地域内で——知事が言っているような循環型ということになると思いますので、そういう視点でお尋ねしました。

○山下委員長 福祉関係は何台入っているんですか。

○柳田総務課長 22年度で公募除外が150台でしたが、そのうち福祉団体が16台です。23年度につきましては、公募除外が15台で、そのうち福祉団体が4台ということになっております。

○山下委員長 よろしいですね。

では、行政経営課長、説明をよろしくお願いたします。

○大坪行政経営課長 それでは、別冊になっておりますが、みやざき行財政改革プランを御説明させていただきます。

まず、表紙ですが、表題が「みやざき行財政改革プラン」といたしておまして、従来は行財政改革大綱という非常にいかめしい名前だったんですが、できるだけ県民の皆様にもわかりやすくという視点で、今回はこういう名前にいたしましたところでございます。

資料を開いていただきまして、最初が目次になっていまして、冒頭説明しましたように、最初に基本的な考え方を述べて、そして、第2の改革プログラムの中で3つの柱から今回の行財政改革プランを整理したところでございます。ここで、1番目と2番目のところについて私から説明しまして、3番目の財政改革については

財政課長から説明させていただきます。

時間の関係がございますので、早速本論のほうに入らせていただきます。

9ページを開いていただきますでしょうか。1点目の効果的・効率的な行政基盤の確立ということでございます。（1）効率的で質の高い行政基盤の整備といたしていますが、この9ページ、10ページにつきましては、県庁の組織体制の見直しについて言及しております。

10ページの右側のほうをごらんいただきますか。「目指す組織の姿」としまして、本庁について、出先機関についてそれぞれ述べているところでございますが、本庁では、政策の立案・推進、全県的視野に立った業務を行うとともに、新たな行政課題、そして、さまざまな危機事象にも的確に対応できるような組織体制ということにいたしております。一方、出先につきましては、現地・現場性の高いもの、住民サービスの向上につながる業務、そして、地域の中核となる機関については、市町村と連携をして地域振興や危機管理にも対処できる拠点となることを目指すという表現にいたしております。

見直しの視点としましては4点あります。アが今後の行政需要に対応した組織体制、イがスクラップ・アンド・ビルド、ウが県民との協働、アウトソーシング、エが関連業務等の集中化と部局横断的課題への対応ということで、このような視点に基づきまして、今後の組織改正をしてまいりたいと思っております。

ページをめくっていただきまして、11ページにその具体的な実施計画を整理しております。例えば知事部局の表で申しますと、1点目が、県の総合計画を推進するための組織体制の見直しということで、今般、アクションプランについても議案として出させていただきます。

が、そういったものが順調に進むようにということで、組織体制についても見直しをしてまいりたいと考えております。

それから、2点目が危機管理対応、3点目が口蹄疫からの再生・復興ということですが、これにつきましては、内容的に急ぐ中身がありましたので、本年度の組織改正、23年4月1日付で、ある程度の対応をさせていただいてスタートしたところでございまして、今後、その中身を検証しながら随時見直しを図ってまいりたいと思っております。4点目は、社会経済情勢の変化や地方分権の流れ、そういったものに対応しまして、本庁・出先機関の組織体制を見直したり、あるいは市町村との役割分担、九州各県との広域的な連携体制、大きなテーマになりますけれども、そういったものを4年間で検討しながら、できるものから順次実施していきたいと考えているところでございます。

それから、②としまして危機管理能力の強化、これは今回新しく入れた項目でございます。本県で発生しました口蹄疫の問題、そして今般の大震災の問題、そういったものを含めまして、危機管理の研修・訓練等の充実強化、職員の意識・能力の強化、マニュアルの見直し・充実、そういったものを行っていききたいと思っております。さらに、「また」以下になりますけれども、大きな災害が発生した場合に県庁の業務が一時ストップすることもございます。そういった場合に、最低限必要な業務について速やかに再スタートができるようにということで、BCPと呼んでいるものなんです、業務継続計画を作成していきたい。あわせて、県内の企業等にもそういったものの働きかけをしてまいりたいと考えております。

それから、13ページが定員管理の話でござい

ます。先ほど来幾つか御質問をいただきましたけれども、下の表をごらんいただきますでしょうか。これは県職員総職員数の推移について整理したものでございますが、17年度当初1万8,652名だったものが、平成23年度当初で1万7,519人ということで、1,133名の純減という非常に厳しい削減を進めてきたということでございます。そういう中で、右側に今後の実施計画なり数値目標を入れておりますが、先ほど来説明しましたように、今回、数値目標としましては、知事部局等について、平成17年度当初比で1割程度削減するということでの目標を掲げたところでございます。

それから、15ページが、適正な給与管理ということでございます。これについては、前大綱でも当然ながら記載していた項目でございますが、引き続き、給与等の縮減の取り組みを図ってまいりたいと考えております。

それから、16ページ、⑤意欲と能力に満ちた人材の育成と活用ということで、これにつきましても、定員が削減される中で、職員に対して負担が非常にかかっているという状況も一方であろうかと思われますので、職員研修を充実したり、さらには的確な人事管理をしていくことに留意してまいることにいたしております。

それから、18ページになりますが、⑥風通しのよい職場環境の醸成と職員の健康管理といたしました。これにつきましても新たに設けた項目でございます。先ほど来の趣旨と同じなんですけれども、職員が自由で伸びやかに仕事ができるように、そして心身の健康を十分に保ちながら仕事ができるようにということで、さまざまな工夫をしながら今後4年間の行政運営を進めてまいりたいということで考えております。

それから、19ページ、20ページですけれど

も、⑦から⑨まで、これは従来どおり実施するという事柄なのですが、特に⑦職員提案につきましては、これまで幅広く提案募集をしてそれなりの啓発等やってきたんですが、一部職員がせっかく提案したのに対して、フォローが弱いという意見もございましたので、提案実現のためのフォローという項目をその表の中で新たに入れたところがございます。⑧ですが、事務処理をできるだけ無駄を削減していきたいということで、いろんな資料を作成したり、あいさつ文を作成したりしますけれども、それをできるだけ簡素・合理化したい。あるいは会議等についても、資料を少なくしたり時間を短縮したりということを進めてまいりたいと思っております。

それから、21ページ、22ページになりますが、(2)公正で透明性の高い県政運営ということでございます。特に法令遵守意識の徹底ですとか、公益通報制度の適正な運用等には留意してまいりたいと思っております。それから、不当な働きかけ、これは現在まで1件も実績はないんですが、こういうことを掲げることによって的確な業務遂行ができるようにということで、心してまいりたいと思っております。

それから、23ページ、24ページですが、ここは情報公開制度の適正な運用、個人情報保護制度の適正な運用ということを、中身としては従来どおりなんですが、入れさせていただいております。

それから、右のほうで、建設工事等における入札・契約制度の適正な運用・改善ということで、⑧の物品等と並びまして、前回の綱目では相当ここが具体的に詳細になっていましたが、一定の制度改善は進みましたので、それを踏ま

えつつ、その文章の3行目でございますように、社会・経済情勢の変化等に応じて、適時適切に必要な改善を行ってまいりたいと考えております。

それから、25ページ、26ページになりますが、成果重視の県政運営ということでございます。政策評価について従来どおり進めてまいりたいということ、そして、公共事業評価を実施したり、あるいは適正な会計事務、適正な物品管理、適正な準公金等の扱いということを記載しているところがございます。

それから、27ページになりますが、監査機能の充実・強化ということでございます。監査機能につきましては、外部の知見を持った方々に専門家として入っていただいたりというふうな工夫をしてまいりたいと思っております。さらに、⑦の法務機能の充実・強化につきましては、特に2番目ですが、政策実現のための政策法務の推進ということを新たに入れたところでございます。昨今、それこそ地方分権という中で、地方がみずから考えて、みずからの責任をもって施策を進めていくという流れになっていますので、政策法務についても十分留意して進めてまいりたいと思っております。

それから、28ページは、公営企業の健全化ということで、従来どおりの中身を入れさせていただいております。

29ページになりますが、それぞれ企業局の事業、病院局の事業について、数値目標等を記載しているところがございます。

それから、30ページが、⑨公社等改革の推進ということで、これにつきましては、先ほど副委員長から御質問がありまして一部お答えしましたけれども、平成22年2月に新たな宮崎県の公社等改革指針を作成して、それをスタートさ

せておりますので、その中身をそこにそのまま記しております。ただ、この新指針は、終期が24年度までとなっておりますので、25年度以降どうするかということにつきましては、改めて検討してまいりたいと考えております。

それから、32ページが、市町村との連携ということでございます。特に実施方針の中の一番下、「さらに」ということなんですが、県と市町村がどのように連携していくべきか十分に検討したいということで、実施計画の表の中の3番目になりますが、県と市町村との協議の場というものを設置しまして、今後継続的に協議していくということにいたしております。

それから、33ページからが、2つ目の大きな柱、県民目線による行政サービスの提供ということでございます。昨年、この新プランを策定するに当たりまして県民のアンケート調査等も行いました。それから、パブリックコメントを聴取したりしまして、結構ありましたのが、行革の中身がわかりにくいという御指摘が多うございましたので、特に県民本位の情報発信の充実・強化ということでそこに記載したところでございます。

それから、36ページ、県民等との連携・協働というところでは、先ほどもちょっと触れましたけれども、今回、多様な主体との協働ということで、「多様な主体」という表現を入れたところでございます。従来、NPOが中心でありましたけれども、そのみならず、企業とか公益法人、大学、そういったところとのいろんな形での協働を進めてまいりたいということでございます。

それから、37ページ、これは一般質問でも出ましたけれども、県職員の地域活動への参加促進を図ってまいりたいということでございま

す。

それから、38ページは、アウトソーシングの推進ということで、県庁の業務をできるだけスリム化するというところで、アウトソーシングの推進は非常に重要な視点でございますので、指定管理者制度の活用ですとか、39ページになりますが、PFI手法等の活用ということをそこに掲げているところでございます。

それから、規制緩和という観点では、40ページに、条例等に基づきます県のもろもろの規制緩和の推進、あるいは6番目で特区とか地域再生計画の認定の促進を掲げております。

それから、41ページ、県民サービスの向上のところでは、従来から引き続いてということになりますが、いろんな窓口での利用の利便性向上を図ってまいりたい。行政手続についても同様でございます。いろんな手続の簡素・合理化等を図ってまいりたいと思っておりますし、住民基本台帳ネットワークシステム等を活用したり、あるいは納税者の利便性の向上等を図ってまいりたいと考えております。

それから、43ページになりますが、県から市町村への権限移譲を進めたり、あるいは⑥県庁内における権限移譲を進めることによって、できるだけ県民にとって身近なところで判断がされ、迅速に措置がされるような働きかけを進めてまいりたいと考えております。

それから、44ページ、最後になりますが、ひとり一改善「県民サービス向上運動」ということで、職員のそれぞれが、どういうふうに工夫したらよりよい県民サービスができるかということを考え、目標を設定して行動するというところについて、今回改めて進めてまいりたいと思っておりますし、⑧県民目線に立った行財政改革の推進ということで、毎年度、県民意識調

査の中でこういった項目を入れながら、県の行政改革の認知度が進んでいるか、あるいは窓口での満足度が高まっているか、そういう視点で行政改革を進めてまいりたいと考えております。

第3章につきましては、財政課長から御説明いたします。

○日隈財政課長 資料の3ページと4ページにお戻りいただきたいと思っております。補足して少し御説明させていただきたいと思っております。

まず、3ページの下の方でございます。県債残高についてということでもう一度御説明させていただきたいと思っておりますけれども、県債残高については、23年度末見込み額で1兆を超えまして1兆580億円ということで見込んでいます。ただ、この中で、一般質問でもありましたけれども、昨年度の口蹄疫の関係で、復興対策関係、転貸債という県債の種類になるんですが、この分が1,200億円、棒グラフで斜め線のところでございます。22年、23年に入っております。1,200億円がふえておりますので、この分は、5年後に財団から全額県に返ってきて償還いたしますので、この分の元金の心配はないのかなというものであります。

問題は、真ん中のちょっと薄い色になっておりますけれども、臨時財政対策債のことです。先ほど鳥飼委員からもありましたけれども、臨時財政対策債については、13年度からこのような制度になったわけですね。そもそもそれまでは、御承知のことかと思いますが、地方交付税の特別会計というのがありました。例えば国のほうからは、10兆円交付税特会に入れますと、地方に配分するのが12兆円必要だということになると、2兆円を特別会計で借り入れを行うということで、国のほうでそういう調達をし

ていただいていたのが12年まででありまして、その分を国が借り入れするのではなくて、地方のほうでみずから、いわゆる権利と義務の行使ということで義務も果たしていただく、そして、地方議会のほうにもしっかりと承認をいただいて認識していただくということで、国のほうが創設された制度であります。5つの税からそれぞれ交付税財源でとってきているわけなんですけれども、不足する分については、臨時財政対策債という地方債を発行して、みずから調達して必要な行政サービスを行いなさいという制度で始まったものであります。

これが徐々にふえてきてまして、特に21年度、22年度、23年度になりますと、それまではせいぜい数十億円から200億程度までであったんですが、一遍に400億から600億近くまでぼんと膨らみました。これは、1つは、景気の低迷によって国の5税の収入がない中で、行政サービスを一定維持するために地方に配分するとすれば、不足分が出てまいりますので、そういったのを補おうと思えば、臨時財政対策債の枠を一定地方に与えるという形になるものですから、このような結果になっております。

本県の場合は、ことしの当初予算で1,800億を超える地方交付税、これに臨時財政対策債を合わせると、本当は地方交付税で2,200億以上もらわないと今の行政サービスが維持できないという県であります。臨時財政対策債の枠が420億、昨年が563億ということでありまして、本当はこの分は地方交付税でいただきたいというのが私どものお願いであるんですけれども、これは地方のほうで調達しなさいという制度になった関係で、現金でいただける分というのが限られている。その不足の分はそういう形で補っていくという制度になったということです。

ただ、その元利償還金につきましては、翌年度以降の基準財政需要額というんですけれども、交付税の中で対応しますよというやり方で当面進めていくということでありまして、それでいくといつかパンクするんじゃないかという議論がいつもあるんですけれども、景気低迷が続けばそういうことはあり得ると思えますけれども、逆にバラ色的に言えば、税収が多くなれば交付税財源もふえるわけですから、その分で特区に入れていく、あるいはその分を見ていくということになれば、税収がふえていけば、償還も交付税の中でできていくという方向もあるわけで、そういった考えのもとにこういう形で現状進んできているということでありまして。

結果として、この棒グラフの中で、現在1兆円を超える中で臨時財政対策債の分が3,000億余となっております、一般的に私たちのほうで行政配分の中で財政措置している分の県債残高については、6,343億円まで一応圧縮は図ってきている。ここところが、正直申し上げて、私ども財政運営するほうとしてはきっちり財革の中で取り組んでいくということになります。臨時財政対策債を発行しないとすれば、それだけ歳入のほう落ちる、そういった形になりますので、交付税の代替財源、そして交付税措置するということが地方財政法となっておりますので、この分はしっかり今後も見えていただくことを前提に満額発行させていただいているということでありまして。

ちなみに、都道府県レベルですけれども、放棄している県は東京都だけであります。そういう中で一応県債残高というのはこういうふうに移ってきているということで御理解いただきたいと思えます。

飛びまして、行政経営課に引き続きになりま

すけれども、45ページからが今回の第3期財政改革推進計画の内容であります。45ページの下のほうに（2）見直し目標額ということである書いてありますけれども、内容的には、46ページに移っていただきまして、一番上の表に、先ほど御説明しました見直し目標額999億を達成したいということで金額を掲げております。内容は、（4）具体的な取り組み以降に書いてありますけれども、見ていただきますと、まず、アで歳出の関係が書いてあります。①義務的経費、総額で見直し目標額92億円ということで掲げております。メニューとしては、人件費と書いてございますけれども、この内容については先ほど申し上げたとおりですけれども、行政経営課長が御説明した定員の削減の関係、これは知事部局だけあります。ただ、教育委員会等でも少子化の関係で職員数は恐らく減少傾向にあるのかなと思えます。そういった傾向も今後織り込んでいく形になっております。

次の47ページに入りまして、3つ目、公債費の関係で新しいメニューについて御説明いたします。2つ目のぽつに、「当面の金利負担を軽減し」ということで書いてありますけれども、「償還年限あるいは発行時期の多様化を進めるとともに」ということで記載させていただいています。どういう意味かと申しますと、これまでほとんどが10年物の県債で発行してきておりました。県債については30年の償還上限になっておりますので、この分を例えば15年とか20年とか長期に持っていけば、公債費を薄くできるということもあります。また、どうしても年度末に決算見込み額を立てて締めてしまわないことし使った金額はわかりませんので、年度末の5月の発行というのが従前のやり方だったんですけれども、もう少し幅をとって、年度途中

で前期の状況等見て、秋口の10月ないし12月ぐらいに半分ぐらい見込み額で発行すれば、その時期がもし金利に低い状況にあればそのほうが得でありますから、発行時期の多様化を進めることで金利の圧縮ができるんじゃないかと。そういうことにも取り組んでいこうと考えております。

3つ目に、平準化のためにということで、特別会計や基金等の設置云々ということで書いております。これは公債管理の特別会計を既に本県以外のすべての都道府県が設置いたしました。本県もこのことについては検討しております。今後、議会のほうに關係議案等を上程させていただくことになろうかと思っております。これは、ちょっとややこしいんですけども、特別会計を設けて、例えば同じ額、1,000億だったら1,000億を毎年繰り出すことで平準化を図っていこうという意味であります。あるいは借換債というのがありまして、100億円を20年で借りる場合には、半分だけを10年間で払って、10年債で発行して50億円を償還していく。残りの10年間で50億円を償還していくんですけど、最初から100億円を20年で借り入れたら金利が高いんです。今でいいますと2%ぐらいです。10年見直しの20年債で発行しますと1%少々の金利で済みます。そういった場合には、元金を50億円残す形で、20年発行だけれども10年金利でしてくださいということにして、契約は20年ですけども10年金利でやる。そうしますと、10年後のところで50億を一回償還しないといけない。借換債10年物を発行して、10年で残りの50億を償還していくという方法になります。そういった場合には、予算上はどうしても一回50億円償還で公債費を立てますので、急激に公債費がふえてしまうという形になります。これを特

会のほうに預けておきますとそこところが平準化できるということもあります。要するに50億使うけれども、50億入ってくるのでプラマイゼロで済みますので、特会のほうではそういう処理ができる。一般会計からお金を出さなくても、特会のほうで50億発行して50億で償還するということになりますので、公債費の見かけの圧縮にはなると。いわゆる平準化等ができるというメリットを見て各県では取り組んでいるところです。そういったものを整理しまして、上程の際には十分御説明をさせていただきたいと考えております。

次に、②投資的経費の關係です。米印の1つ目で公共事業、以下、維持管理経費あるいは直轄高速自動車国道事業負担金と書いてありますが、要するに東九州自動車道關係等の問題、あるいは災害復旧費等は別建てということで、それ以外のものについては、当面、2期改革と同様、5%の削減でお願いしたいと考えております。ただ、国の予算編成の状況によっては数値を変更して、そこは臨機応変に対応していかなくてはいけないのかなと考えております。何を言っているかということ、実は5%どころじゃなくて、補助公共については、このところ10%削減であるとか15%削減であるとか、そういった数値も出てきておりますので、補助公共と県単公共のあり方については毎年見ながら進めていきたいと考えております。

あと、③一般行政経費の關係であります。見直し目標額が268億円と書いてあるんですけども、内容的には、補助金を初め、事務事業の關係になります。夏場に財政課のほうはずっと残業しながら、7月、8月に事務事業見直し、翌年度の予算編成に向けての前段の作業をさせていただいております。これは本当にゼロから見

直しまして、削減を先にメニューをつくって
いって、それができまして翌年度の予算編成方
針を10月に出ささせていただくという作業
をしているところです。

ポイントとしては、補助費等については、市
町村・団体等の自立云々と書いてありますけれ
ども、見直しを徹底してさせていただきたいと
いうことで、主な視点ということで書いてござ
います。上乘せ補助金の原則廃止からる書い
てございます。一部、6)のところに書いてあ
りますけれども、市町村との役割分担あるいは
市町村の財政力を考慮して、弱い団体には厚
く、財政力のある団体にはそれなりの負担をお
願いしていきたいというような見直しをさせ
ていただきたいと思います。

49ページに入りまして、先ほどありました物
件費・維持補修費のところは2番目になりま
す。ここは、どうしても職員の意識改革を前提
として、あとは工夫が必要かというふうに考え
ております。ここにはIT云々と書いてありま
すけれども、これまで取り組んだ例でいいます
と、例えばパソコンで使いますソフト、1個が
1万円のソフトがありますが、1,000人分導入す
ると1,000万かかるところを、一括して契約しま
すと200~300万で済むということもございま
す。何とか工夫しながら圧縮を図っていく。最
近では、電話料金について随分営繕課のほうで
取り組んでいるんですけれども、NTTだけ
じゃなくてソフトバンクも活用しております。
そういった工夫をしながら圧縮を図っていく
というものであります。

④特別会計・公営企業会計への繰出金という
ことで書いてございます。公営企業会計につ
きましては、病院事業会計、これは病院局のほう
になりますけれども、新たな中期経営計画を策

定しております。効率的な病院運営を図って
いただくということで、一般会計から繰出金50億
円余を今出しておるんですけれども、少しでも
抑制を図っていききたい、病院事業にはしっかり
頑張らせていただきたいと思います。また、特別会計
の中には貸し付けを行う特別会計
が結構多いんですけれども、貸し付けがなく、
余剰で残っている資金等もありますので、そう
いったものについては引き揚げのことも含めて
検討していきたいと考えております。

50ページに行きまして、⑤執行段階での経費
節約について書いています。3行目に「毎年
度100億円程度の財源捻出を図ります」と書い
てございます。第2期計画では80億円ぐらいの節
約目標で取り組んできたところです。これを20
億円ぐらい引き上げまして、100億円の節約とい
うことで徹底してまいりたいと考えておると
ころです。

次に、イの歳入確保の強化ということで記載
しております。①自主財源です。1つ目が県税
ということです。県税の関係は、課税・徴収両
面から取り組むということで書いてありますけ
れども、2つ目のぼつで、特別徴収制度の取り
組みをしっかりとやっていきたいということで、
新たな取り組みを考えております。あと、コン
ビニ収入、インターネット云々ということで、
これまでの取り組みを強化していくような内容
が掲げてあります。

51ページに行きまして、使用料・手数料につ
いては毎年見直しをさせていただいています。
3年に1回は基本的には引き上げをさせてい
ただきたいという観点で取り組みをさせてい
たいております。ただ、やはり県民負担のことも
ありますので、最近、大きな引き上げは行っ
ていない状況でございます。

1つ飛びますけれども、その他のところのぼつは2つ目です。関係団体への出資金等について、不要な分等があれば出資金の引き揚げも行っていきたいということで見直しをしてまいりたいと考えております。

その次の特別会計は、先ほど御説明した余剰資金のことが書いてございます。

その次のぼつが、ネーミングライツ収入云々の広告収入等とあわせて記載しております。新しい発想で新たなものがあれば収入確保に当たってまいりたいと考えているところです。

最後のぼつは、宝くじの関係です。先ほど議案にありましたように、口蹄疫復興宝くじについては、現在、既に総務省のほうに許可申請を出しております。早ければ来週あるいは再来週には許可が下りるのではないかと考えているところです。

次に、②依存財源の関係でありますけれども、地方交付税は、先ほど申し上げました、本県の歳入全体の3割ぐらいを占めている貴重な財源でありますので、これの確保には最大限努力していきたいと考えております。

2つ目の県債は、借換債云々ということで書いてありますが、ここは省略させていただきます。

右のほうに行きまして、大きな問題としまして、国庫支出金のところを説明させていただきます。地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付金と申します。従前のひもつき交付金から一括交付金化へという流れの中で、今年度から導入されております。地域自主戦略交付金がさらに今後拡大していくと予定されておりますので、その配分については、記載のとおり、本県のように社会資本整備が特におくれている地域等に配慮されて、多くの配分が行われるように国に

強く求めてまいりたいと考えております。

ウの予算編成システムの見直しは、金目に反映しないわけですがけれども、特に④透明化の関係は、県民の皆様にわかりやすい県政推進の観点から、いわゆる予算編成過程の公表については今後検討してまいりたい。さらにわかりやすく提供できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げた内容で、53ページ、先ほどの委員会資料にもございましたが、2つ目の見直し目標額をそれぞれの項目ごとに整理したのが2つ目のブロックのところであります。人件費から始まって歳入確保対策、それぞれの年度で200億円強の見直し等を図りまして収支不足の圧縮を図るということで、4年間で999億、約1,000億円の見直しをさせていただきたいと考えております。

その結果、(7)のところですが、基金残高については、目標としては最低99億円、100億円の確保をして、そしてさらにまた次の4年間に向かっていきたいということを記載しております。ただ、申し上げたように、100億でいいということで考えているわけではございませんで、少しでも多くの基金残高は確保していきたい。一定の水準は必要であろうと思っておりますので、そういった気持ちで取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、県債残高の見込みでありますけれども、私、申し上げた口蹄疫の転貸債あるいは臨時財政対策債を除いた部分が我々で努力できる場所ですので、その分については、括弧のところを書いてありますけれども、22年度末が6,681億円、これを26年度末には5,605億円ということで約1,000億円強の圧縮を図ってまいりたいと考えております。

以上が、第3期の財政改革になります。以上です。よろしくお願いします。

○山下委員長 長時間ありがとうございました。約40分かかりました。詳しく説明をしていただきましたが、皆さん方、今の説明の中で、どうしても聞いておきたいことを中心に質疑をしていただきたいと思うんですが。

○鳥飼委員 全部聞くと時間がありませんので、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、スクラップ・アンド・ビルドとか、効率的で質の高い行政基盤の整備とか、書いてありますが、先ほども出たように、私は、メンタルダウンしている人がかなりふえてきていると思っています。宮崎市内の出先機関34~35名、臨時の人を入れたら60名ぐらいになるんですか、そこでも正規の職員でも7人ぐらいいたというような事例もあります。それは治癒といいますか、職場復帰をした方ももちろん含めてなんですけど、そういう状況で、職員の定数減に伴って職場環境が非常に厳しくなっていると思っています。

それで、絞ってお聞きすると、13ページ、適正な定員管理のところでお尋ねをいたしますが、17年度当初比1,000人の純減目標を上回る1,133人の純減を達成しましたということで、それをもって17年対比で1割程度削減をすることになっているんですけれども、この根拠についてお尋ねしたいと思います。

○大坪行政経営課長 従前の大綱では、国が一定の根拠といいますか、目標を設定しまして、具体的には4.6%を超えるような人員削減をしろということで全国的に進めてまいったわけですが、今後につきましては、国のほうからの特に数値目標的なものはございません。したがって、各県ともそれぞれの県の事情等

を踏まえながら、新たな減員目標を設定しているという状況でございます。

本県について申しますと、非常に厳しい財政状況にあるという中で、職員数の削減、人件費の削減、これはやはり避けて通れない問題だろうということは一方で思いますが、他方では、先ほど来申していますように、スクラップ・アンド・ビルドをしながら、新たな行政需要にも的確に対応しなくちゃならない、危機管理能力の強化もしなくちゃならない等々の問題があります。したがって、そういったことを総合的に勘案しまして、この程度なら何とか努力すればできるんじゃないかというぎりぎりの議論をした結果として、平成17年度対比で1割程度削減ということにしたところでございます。

○鳥飼委員 この程度ならということを出されたということですがけれども、やはり根拠が不明確だと私は思っているんです。部局マニフェストのところで、それぞれ部長のマニフェストということで達成率とかいろいろ書いてあるんですけれども、前期の分で減員をした部分、これでいきますと1,133人、1,000人減らすということが1,133人になった。「○」になっているんです。私は減らし過ぎだから「△」じゃないかという気がしたんです。減らせればいいという思想になっているんじゃないかと思ったんですけれども、どうでしょうか。

○大坪行政経営課長 決して減らせればいいという気持ちでやってきたんじゃないとは思っています。やっぱり全庁的に必死になって取り組んできた結果がこういうことになったんだろうというふうに思います。何回も言いますがけれども、今後につきましては、これほど急激な削減はやはり無理だろうと思っていますので、今後のいろんな行政需要ですとか、あるいはできる

ことはどんなことかということをも具体的に考えていったときに、この程度がぎりぎりなのかなということで数値目標を設定したところでございます。

○鳥飼委員 今の聞き方は意地悪な質問だったかもしれないんですけども、ただ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」というのが出て、今、課長が言われたとおりなんですけど、国家公務員については5%減員しましょうと。55条では4.6%減員しましょうということだったんです。ところが、各地方公共団体こぞってといたしますか、競ってといたしますか、職員の減をしてきた。確かに財政危機というか、苦しいというのもあったんですけども、余りにも極端過ぎるんじゃないかと。国が示したものの倍以上減員してきたわけなんです。その辺についてはどんなふう。課長は後から来たからなかなか答えにくいというのもあるんですけども、今、課長としておられるから職としてお答えいただきたいんですけども、私はそんなふうに思うんです。そういう意見に対してどんなふう認識しておられるのか、お尋ねします。

○大坪行政経営課長 やっぱりそのバックにあるのは、財政状況が非常に厳しいという切実な問題だったんだろうと思います。そういう中で、削れるところ、人件費でどこまで頑張れるかということで一生懸命各県とも取り組まれた結果なんだろうというふうに思います。行政経営課ということで率直に申しますならば、できれば人員がたくさんいて、県民のいろんなニーズにおこたえできるというのが理想なんですけれども、限られた財政状況の中でどこまで減らした中で実際できるかというそのぎりぎりのせめぎ合いの結果だというふうに理解している

ところでございます。

○鳥飼委員 1割というふうなざっくりとした、私から言えば、批判的に言えばもっと言い方はあるんですけども、こういう切り方というのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんです。定員、人間というのは積み上げていかないといけないと思っているんです。積み上げじゃなくて、1割にしますよということなんです。今からの県庁のあり方、3.11以降のあり方としては、県が果たすべき業務が果たせないんじゃないかという気もするんです。

どういうことかという、「国がこういうふうに言っていますから」というか、知事の答弁でもあったんですけど、「国の動向を見ながら」とか、そういうことを言うこともできない時代に入ってきたんじゃないかと私は思っているんです。そういう意味で、もしやるのであれば、必要な人員を積み上げていってこうなりましたということであれば、私はそれでもいいと思うんです。そこをしっかりと押さえていただかないとおかしいと私は思っています。ここでは、水かけ論になりますから、これ以上は言い合いになりますので、控えたいと思いますが、非常に大事なことだと思いますので、ぜひそれは受けとめておいていただきたいと思います。

○外山委員 関連でお尋ねしたいんですが、今の人員削減の説明を聞いておると、最初に5%とか10%の目標ありきで、それに向かってどうやって減らしていくかという積み上げて減らしていったおるわけでしょう。そうじゃなくて、民間でいえば、一つの会社で、課がある。そこで本当にこの仕事はこれだけ要るかどうかを見ていって、そこで何人減らされると。例えば県の場合、職務分掌というのがあるでしょう。すべての職員に役職に応じて、あなたの仕事はこ

れですと。ずっと見ておると、その人がやっておる仕事は非常に多い。隣の人はその仕事にはノータッチ。その人は残業をずっとやっておるわけ。隣の人が加勢すればいいじゃないかと思うんだけど、どうもそういう仕組みにはなっていないみたいなんです。そこはわからないんですが、例えばある課がやらなくちゃいけない仕事があると。仕事の分担も課長に全部任せて、課長が、だれとだれがこれをやれと、そういうことをやることによって、仕事を分担することによって人員の削減ができるんじゃないかと思うんですが、そういう手法はとれないものかな。

○大坪行政経営課長 確かに従前はそれぞれ課・係というのがあって、きちっと事務分掌があったんです。実は、現在、担当制という制度を採用してしまして、係がない状態です。県庁の各課の中では、何々担当という大きなブロックはあって、それぞれ職員ごとに事務分掌は定めているんですが、所属長の判断で、忙しい場合は別の人がこの分野をやりなさいとか、ある程度柔軟に対応できるようにいたしておりますので、従来よりもそういう傾向は減っているのかなと思います。ただ、完全にそれができているかという自信はないんですけれども、できるだけそれぞれの所属長の判断で業務分担が平衡になるような、そういう進め方はさらに進めていかなくちゃならないと考えております。

○外山委員 今言われたように、課長の一番の仕事は、そこにおける職員の仕事を効率的にやらせることだろうと思うんです。ですから、課長によって差が物すごく出てくる。10人でできる課もあれば、25人かかる課もある。そういう責任の所在を明確にすることによって課長のレベルも上がってくるし、少しそういう手法をとって人員の削減というのは入っていないと、最

初に目標数値ありでいくと、どうも何かちょっとおかしい。中身のある削減ができない。そういうことをぜひ検討してもらおうということ。これは要望しておきます。

○星原委員 定員の削減の問題が出ていて、財政面が厳しいからという答えが多かったように聞いているんですが、そうじゃなくて、今まで膨れ上がった行政の中身を官から民に、要するに指定管理とかいろんな形で渡すものはないかと。そういう知恵を絞りながらの中で減らしていく方法があるんじゃないか、そういう思惑もあったんじゃないかと私は思っているんです。日本が高度経済成長している時代には、いろんな仕事やら役職やらふえてきていろんな形がふえていく。財政が厳しくなってきたら、絞るときにどうするかといったら、官がやっていることを民でできることにいかに移行できるかという流れを一本ちゃんととらえていないと、単純に財政が厳しいからという形じゃないんじゃないかという気がするんです。そういう面で、民に渡せるところはないのか検討しながら人を減らす方法というのは、今後も私はあっていいと思いますし、また、そうすべきだというふうに私自身は思うんです。その辺の感覚はどうなんですか。

○大坪行政経営課長 当然、委員がおっしゃいましたように、官から民へという大きな流れの中で、県が持っている仕事をできるだけスリム化して、民でできること、そして、民がやったほうがもっといいことについては、どんどん民間活用ということは重要な視点だと思っています。先ほどもちょっと触れましたけれども、新しい行革プランの中でも、アウトソーシングの推進という項目を改めて掲げまして、指定管理者制度の活用ですとか県民との協働といったこ

とを入れているということでございます。したがって、財政状況は厳しいというのは切実な問題なんです、一方では、おっしゃいましたように、官から民へという流れをうまく入れながら、人員は減っても、県民サービスに支障がないような取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○星原委員 もう一点は、我々議員になってずっと見ている中で、県の職員の異動が大体3年で動いていくわけです。それが県民サービスの面でも今言う効率性の面でも本当にいいのか。異動して、1年目は多分そこになれるのに必死で、2年目でなれてやっとなんか動き出そうとして、3年目で異動になる。これが5年とかなると、よりいろんな知恵が出てくる。1年目でそういうのを覚えて、2年、3年で何とかやりよって異動していく。それが5年となると4年間使える。その課において、自分でこう変えようとか、今まで先輩方がやってきたことをこう変えていったらいいんじゃないとか、いろんなものを発想するときには異動の時期が来ると思うんです。だから、能力を生かすためには、異動の考え方等も、3年できぐるぐる回していいところと、すべてがみんな3年で動くんじゃないかと、もう少しその辺に柔軟性を置くことで能力の発揮の仕方が、1が1.2とか1.3とか伸びれば、その分、効率性が上がるんじゃないかという気がするんです。だから、一方ではそういう考え方も取り入れていっていいんじゃないかと思うんですが、今までが大体3年で来ているから3年でしていかななくちゃいけないというふうになるんですか。その辺はどうなんですか。

○桑山人事課長 星原委員のおっしゃるとおりでありまして、人を減らしていくということになりますと、職員一人一人の能力を高めて、意

欲を持ってやっていただかないといけないということで、一人一人の戦力が高くなるためにはどうするかということなんですけれども、今回のプランの中でも、17ページをごらんいただきたいと思っております。「イ、自学を促し、人的資源価値を高める人事管理」とありますが、この5番のところで、異動サイクルの見直しということで、これまで、試験・研究機関とか農業改良普及センター、そういうところは5年ぐらい置いておこうと。あと残りは原則3年かなということで異動をやっておりますが、おっしゃるように、専門性が高まったり、業務の効率化とか、あるいは速くできる、責任を持ってやれるというメリットは、長くしますとあると思えます。ただ、一方でデメリットという意味では、マンネリ化したり、意欲が減退したりということもある。メリット、デメリット両方勘案しながら、基本的には長期的なスパンで置く職場もつくっていかうと。そういう考えに立って必要な見直しを今後検討してやっていきたいと思っております。

○山下委員長 関連で。職員の削減というので実数が出ているんですが、去年の口蹄疫が発生した中で、検証の中でもリスク分散というのが出ていたんです。種牛が御案内のように高鍋の事業団で一極集中管理でありました。あそこが完成しまして、危機一髪で種牛を逃がして、少なくとも5頭が生かされたんですが、今回からは特例措置というのはなくなったんです。であれば、リスク分散という中で、20キロ圏内は移動禁止になりますから、その20キロ圏外の中にあと1カ所か2カ所は種牛の確保の場所をつくらうという方針が出たんです。

であれば、今まで一番悪かったのが、行政は集約化、集約化で一極集中で管理してきた。そ

れがくしくもこういう状態が出てきた。今回の東日本の震災でも、企業の生き残り策として一極集中をやってきたんです。そのことで、やられてしまうとすべてがとまってしまう。そのことが非常に反省の材料として出たんですが、リスク分散していくことになるのと職員の増が出てくるんです。そのことはしっかりと皆さん方も農政のほうとも協議して対策を講じていかないと、職員の削減ありきでは、その窓口となるところは非常に方針が出しづらと思うんです。そのことをしっかりと検証していただきたいこと。

それと、今回ああいう想定外の地震が発生いたしまして、県民ひとしく津波の怖さというのを心配されているんですが、そういう危機事象への対応、これもやはりある程度の人材確保をしておかないと、その場の対応というのはできないと思うんです。その辺の感覚というのをどのようにお持ちでしょうか、お聞かせください。

○大坪行政経営課長 口蹄疫の問題、それから自然災害への対応の問題ありますので、資料の12ページになりますけれども、危機管理能力の強化ということを新たに入れてところでございます。その中で、先ほどもちょっと触れましたけれども、大きな災害が発生した場合の業務継続計画（BCP）というものを新たに策定したいと思っています。その中で、例えば県庁舎が壊滅的な打撃を受けて県の行政ができなくなった場合どうするかとか、そういったことも踏まえながら、多様な危機事象に対応した組織体制とか人員、そんな問題を総合的に検討したいと思っていますのでございます。

○鳥飼委員 先ほどいろいろございましたけれども、職場は、メンタルダウンするなり、そう

いうことでできなくなれば、そういう人は早くやめてもらったほうがいいよというような、どちらかといえば、私からすれば、殺伐とした感じの職場になっているのが現状ではないかという気もするんです。そうでないところももちろんありますけれども、それで果たして能力が十分発揮できるのかというのもございます。それと人事の問題もありまして、いろいろ回りますと、都城におったけど、今度は日南ですということ、40代の中堅で、本庁に帰れないという不平といいますか、不満を持っている。人事だからしょうがないとあきらめているわけです。本庁との人事交流をもうちょっとしっかりとやるとか、問題点を挙げれば切りがないので申し上げますけれども、ぜひそういうことも含めて対応していただきたいと思います。

午前中に出されました臨時・非常勤職員のところで、1,133人減員になったところで非常勤とかをふやしますということで、1,199人が1,030人と言われたんですけれども、この間、うちの議員の質問のときの資料で、非常勤職員の任用状況は1,344という数字をもらっているんです。概略でいいんですけれども、人事課長か行政経営課長かどっちかわかりませんが、私が3年ぐらい前に質問をしたときは、非常勤職員が約1,000名、臨時職員が250名程度と記憶しているんです。いただいた資料では1,300何ぼとなっていたんですけれども、現状はどんな推移になっているのでしょうか。

○大坪行政経営課長 午前中の御質問でお答えしましたのは、非常勤職員の数でございます。改めて申しますと、平成17年当初が1,190だったものが23年当初が1,032ということで、150名ほど減っております。

それから、今、委員がおっしゃいました臨時

的任用職員につきましては、平成17年のときはまだ病院局が入っているものですから、多いんですが、402名、それに対して、直近で平成22年4月1日現在の数字ですが、231名というところでございます。したがって、委員おっしゃいましたように、非常勤が1,000名程度、臨時的任用職員が200名程度という数字になっているところでございます。

○鳥飼委員 それでいけば、私が記憶しているのと余り相違はないのかなという感じがしますが、アウトソーシングで効率的にということでは人をどんどん減らして置きかえていっても、置きかえちゃならんような仕事も、やらないかん仕事もあるわけで、例えば福祉事務所のケースワーカーは臨時職員でやってはいかんわけです。非常勤でやったらいけないけれども、現実的に非常勤でやっている。もう解消されたか知りませんが、宮崎市なんかもありますし、県にもありますし、大阪市なんかひどいものなんですけれども、そういう状況があるわけです。例えばずっと非常勤でできた消費生活相談員、これが12名今いるんですけど、これをもっと充実していくことが必要ではないかということで、常勤化すべきところももちろんあると思うんですが、それは常勤化されたことはいわゆる。そこら辺については、非常勤職員化しているところを常勤化すべきではないかというのが1つ。

それと、家畜防疫体制のところ、私もあのおとき申し上げましたけれども、獣医師が全国一少ないといいますか、確保しようにも来てくれない。今、一生懸命頑張ってもらっているんですけれども、そういうことになってからでは遅いわけですから、非常勤になっているところの常勤化も同じように検討していくべきではな

いかと思っているんですけれども、その辺については議論されたことはございますか。

○大坪行政経営課長 職員の配置、何名配置するかという問題につきましては、それぞれ部局と詳細に相談をしまして、1人当たりの仕事量も十分勘案しながら作業をしているつもりでございます。私も4月以来、県内ほとんどの出先機関をずっと回ってきましたので、大体それぞれの職場の実態は把握したつもりです。今後それぞれ十分議論をしながら職員の適正な配置というものを検討してまいりたいと思っております。

○鳥飼委員 玉虫色みたいなお答えですけれども、申し上げておきたいのは、18ページに、新たに挿入したということで、風通しのよい職場環境の醸成と職員の健康管理というのが入っています。確かに入ったんですけれども、実際はどうかかなと。風通しのいい職場とはどういうことなのか。外山委員が言われたように、トップにかかわってくるところは物すごく多いと思うんです。所属長、課長ですね。その方が職員の能力を引っ張り出していく、そのことでその所属としての業務能力が高まるというのは物すごくあると思うんです。これではこういうふうに書いてあるんですけれども、具体的にどんなふうにしていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○山下委員長 お諮りしますが、4時を過ぎるようであります。このまま進行してよろしいでしょうか。

〔「ある程度決めるなり、質問項目を決めるなりしないと、時間がたてばたつほど私たちも質問できない。考えていただきたい」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 どうでしょうか。延長するこ

とでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大坪行政経営課長 風通しというのは、お互いのコミュニケーションを十分図るということだろうと思っています。特に本年度4月から始めましたのは、知事と各部局長とのフリートーキングをしよう。それと、各部局長や所属長は、それぞれの職員に対してみずからもメッセージをどんどん発してください。それをするによって意見交換をしましょうということを新たにスタートしたところでございます。そういったことをしながら、お互いに十分理解し合えるような職場環境づくりというのを進めてまいりたいと思っております。

○鳥飼委員 県としてやるべきことはしっかりやると、そういう体制をつくっていくということで努力していただきたいと思えます。

○前屋敷委員 関連ですが、先ほども私、お話ししたんですが、今の議論を聞いていますと、総人件費抑制の中で人員削減が進んできているというのは否めないと思うんです。県の仕事の量からいっても必要な数というのは当然出てくるわけですから、そこに適切な人材がきっちり配置されていくということを重視して進めていくことが求められていると思えますので、定員削減ありきではないと言われましたけれども、そういうことにならないようにぜひ心していただきたいと思えます。

○右松副委員長 ちょっと見解をお聞きしたいんですが、県債残高が今、1兆580億ということで財政課長が御答弁されましたけれども、そのうち口蹄疫の転貸債が5年後に全額戻ると。そして、臨財債に関しては私も精査していきたいと思っているんですが、いずれにしても財革で注力できるというところが、この表でいく

と6,343億円という御答弁をいただいたわけです。そういった中で、この減り方からすれば、かなり県で努力されておられるのかなと。平成26年度が、転貸債と臨財債を引いたところが5,605億円ということで出ております。

そして、もう一つ、やはり基金のことが気になるところでございまして、委員会資料の22ページですが、財政改革をしていかない場合は、基金が平成25年度に枯渇をしてマイナス80億になると。164億円で財政再生団体に転落するというので、それに対して、見直しを設定したときに、24ページですけれども、基金の減り方の推移を見ますと、22年度から23年度はマイナス70億と。これはもちろん見直しをした場合、財革を進めていった場合の話です。24年度も同じくマイナス70億、そして、平成24年から25年にかけてがマイナス140億、同じく25年から26年もマイナス140億という推移でいっています。ということは、財革で努力をしていったとしてもこれだけ減っていくということになるわけです。財政課長のほうが、できれば99億じゃなくてそれ以上ふやしていく努力をされるということでおっしゃいましたけれども、これだけの財革努力をしていく中でも基金がどんどん減っていく中で、このペースで財革の努力をしていったとしても、平成27年度にはマイナス40億、28年度で180億ということで、財政再生団体に転落をするという推移になってしまうんですけれども、この26年度以降のことも含めて少しお話ししていただければありがたいです。

○日隈財政課長 この中期財政見通しについては、すべての制度が現状のとおり推移した場合ということで試算したものでありますので、現実そうなるかどうかというのは私もわかりません。一番大きいのは、社会保障改革がどうなっ

ていくかということだろうと思います。見ていただいたとおり、収入が伸びない中で歳出だけが伸びていきますので、それを何とか抑制しようというのが根本にあります、今回の財政改革については。原因は、書いてあったとおり、社会保障関係費が一番大きいものであらうと考えております。公債費も伸びていきますけれども、臨時財政対策債については、国がちゃんと措置するのであれば、交付税の中でしっかり確保できるのかなとは思いますが、ただ、国のほうも将来どうなるのかわからないという不安要素もございます。ただ、これまで発行した分については、しっかり法律を遵守することであれば、我々も、金融の原則ではありませんけれども、借金した以上は、過去の分についてはしっかり面倒を見ていく、法律遵守でやっていただくというのが筋でありますので、この点は国のほうも恐らく対応していただけるものと思います。ただ、将来の今後の取り扱いについては見えないところがあるかと思えます。いずれにしても、現行でいくとこういう状況になりますので、これだけの対応をすればここまでの試算までは見込めますということではありますが、繰り返し申し上げますが、何とかそれ以上の成果を上げていくのが私どもの務めであらうと思っておりますので、精いっぱい頑張りたいと考えております。

○右松副委員長 財革に関しては、私たちも一生懸命知恵を絞っていきたいというふうに思っております。

○山下委員長 ありませんか。なければ、これで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

○前屋敷委員 今、論議されています行革プランにリンクさせていく話でもないかと思うんで

すけれども、今、人件費の話がかなり問題になってきています。人件費に関してですが、今議会で、公安委員会委員、人事委員会委員、任用委員会委員の改選がありました。月額報酬を見ますと、これまでも何度か問題になってきたところだったんですけど、今の県民感情というか感覚からいくと、かなり差があるんじゃないかなというのを改めて思っているところなんです。ですから、審議の密度がこれなんだと言われればそれまでの話なんですけど、単純にいきますと、月に1回ないしは2回というような出席の中で月額17～18万ぐらいという報酬額になっているんです。果たしてこれでいいのかなという思いをしていますし、そういう声も聞きます。改めてこの報酬額については検討していくことも必要じゃないかなと思っております。一定の基準のもとに算定されている額だとは思いますが、その辺のところ、基準とか考え方があれば示してください。

○桑山人事課長 行政委員の報酬に関しましては、自治法の規定に基づきまして、日額を原則としながらも、条例で定めた場合には月額ということで、従来月額で報酬をやってまいりました。おっしゃるような点につきまして、裁判でも月額を違法とする判決と裁量の範囲内だという判決に分かれております。両方ありますけれども、私どもとしては、今回のプランの15ページに委員の報酬についても盛り込んでおるところでございます。④適正な給与管理という項目がありますけれども、本文の4行目、「また」とありますけれども、執行機関の委員の月額報酬につきましては、全国知事会の報告あるいは勤務実態等踏まえまして、勤務日数を反映した報酬のあり方を検討して、必要な見直しを行うということで、下の表の2番目にありますが、

平成23年度、本年度中に検討の上、実施したいと考えております。具体的な見直しの内容については、議会、この委員会でお諮りをしたいと思っております。

○前屋敷委員 ぜひ検討をお願いします。

○鳥飼委員 もう時間が過ぎていきますので、要望だけしておきたいと思えます。

常任委員会資料の5ページ、人事課のところで、東日本大震災被災地職員派遣事業というのがあります。短期派遣のところで、④避難所等での放射線被曝量診断（福島県）等というのがあるんですけども、被曝については私どもも敏感といいますか、気になるところで、向こうの人の健康管理のためにももちろん行くわけですけど、行った職員の被曝について十分な注意をとといいますか、自己責任ですよということにならないように、その辺は十分人事課のほうで指導なり配慮をお願いしたいと思えます。要望しておきます。

○山下委員長 次に、請願の審査に移ります。

請願について執行部からの説明はございませんか。

○金井危機管理課長 執行部としまして特に意見はございません。

○山下委員長 委員の皆さん方からはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 なければ、これで終わりたいと思えます。総務部の皆さん、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時15分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす行いたいと思えます。開会時刻は13時30分といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後4時16分散会

平成23年6月24日（金曜日）

午後1時34分再開

出席委員（8人）

委員	長	山下	博三
副委員	長	右松	隆央
委員		外山	三博
委員		星原	透
委員		宮原	義久
委員		西村	賢
委員		鳥飼	謙二
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課	主幹	馬場	輝夫
議事課	主査	花畑	修一

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「議案ごとでお願いします」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ただいま、議案第16号、議案第17号、報告第1号につきましては、個別に採決の御意見がありましたので、まず、議案第16号について採決を行います。

議案第16号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手多数。よって、議案第16号につきましては、原案のとおり可決すべきものと

と決定いたしました。

次に、議案第17号について採決を行います。

議案第17号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手多数。よって、議案第17号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、報告第1号について採決を行います。

報告第1号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手多数。よって、報告第1号については原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第21号について、一括採決をいたします。

議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第21号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第21号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第4号の宮崎一大阪カーフェリーの件なのですが、この取り扱いはいかがいたしましょうか。

○前屋敷委員 私は、この請願第4号について

は、もう少し中身を検討する必要があると思います。請願人に補助せいということじゃなくて、荷主のほうに助成をとまっていることあたりももう少し調査するというか、中身をもう少し深く説明いただかないと。それと、今出ていました太陽光パネルあたりだけのものなのか。運送となると幅が広いですので、どのあたりまでの範囲で助成を求めておられるのかというあたりのところも、もう少し調査したほうがいいんじゃないかなと思いましたので、私は、本号については継続をお願いしたいと思います。

○山下委員長 今、継続というお話が出たんですが、お諮りしたいと思います。

請願第4号を継続審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手少数。よって、請願第4号を継続審査とすることは否決されました。

ただいま、継続審査とすることは否決されましたので、これからは採択または不採択のいずれかをお諮りすることになります。

ここで前屋敷委員にお聞きいたしますが、これからすぐに採決してもよろしいでしょうか。

○前屋敷委員 それは私としては困りますね。まだ判断材料に乏しいところなので、否決にするという理由も今のところ確固たるものもありませんし、賛成するという理由も確固たるものはありませんので、少し検討をしたいということで継続の意見を申し上げたところなので、今採決をされると、非常に私は困ります。判断できません。

○山下委員長 それでは、請願第4号の賛否をお諮りいたします。

○前屋敷委員 保留はできますか。賛成か反対かしか評決はできませんか。ちょっと民主主義

に反しますね。判断材料がないのにせいというのは酷じゃないでしょうか。棄権はできますか——できますね。ごめんなさい。保留じゃなくて棄権の意味でした。

〔前屋敷委員退席〕

○山下委員長 それでは、請願第4号の賛否をお諮りいたします。

請願第4号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手多数。よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔前屋敷委員着席〕

午後1時41分休憩

午後1時41分再開

○山下委員長 再開いたします。

次に、請願第5号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 請願第5号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、請願第5号の賛否をお諮りいたします。

請願第5号について採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手全員。ただいま請願第5号が採択されましたが、当請願は意見書の提出を求める請願であります。委員会発議として意見書案を提出することについては、全会一致での

決定が必要でありますので、お諮りいたします。

請願第5号について、委員会発議として意見書案を提出することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ございませんので、委員会発議として意見書案を提出することに決定いたします。

それでは、意見書の内容について何か御意見はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時43分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。意見書案の内容につきましては、意見書案のとおり、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等ありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後2時7分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時17分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「県民政策及び行財政対策に関する調査」については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、7月20日の閉会中の委員会につきましては、先ほど出ておりましたけれども、被災者の受け入れ状況等、財政的支援をどこがどういう形で受け付けるのか、その辺等も踏まえて担当部局のほうから説明を求めることといたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。県外調査につきましては、10月12日から14日にかけて、ただいま御意見を賜りました新潟県中越沖地震の復興状況、予算編成等の取り組みの透明化、その辺の先進地があれば織り交ぜて県外調査をしたいと。そのように取り組みたいと思います。詳細については正副委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そういう形で進めさせていただきます。

なお、具体的な行程等につきましては、後日

御連絡いたしますので、よろしくお願ひいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山下委員長** 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後 2 時18分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 山 下 博 三

